

平成 2 8 年

# 国見町議会会議録

第 2 回 定例会

平成 28 年 3 月 3 日開会

平成 28 年 3 月 17 日閉会

国 見 町 議 会

平成28年第2回(3月)国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号(3月3日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
表彰状伝達	6
開議の宣告	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
陳情の委員会付託	7
議案の上程(報告第2号～議案第38号)	8
町長施政方針並びに提案理由の説明	8
協議会関係の報告	14
散会の宣告	15

第2号(3月4日)

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19

3番 井砂善榮君	19
①耕作放棄地解消について	
②水田営農放射性セシウム低減対策について	
③中核営農組織体育成強化対策について	
5番 佐藤定男君	24
①「道の駅」の雇用、設備について	
②過去に質問した「くにみももたんキャラクターの商品化」と「町内会集会所の掲示板の整備」の進捗状況について	
1番 松浦和子君	34
①町の高齢者対策の一環である認知症対策について	
2番 村上 一君	39
①「人・農地プラン」について	
10番 阿部泰藏君	41
①町の土砂災害対策について	
7番 渡辺勝弘君	49
①廃校利用した施設の現況と今後の運営方法について	
8番 松浦常雄君	61
①阿津賀志山防塁の史跡整備について	
11番 浅野富男君	64
①高齢化社会における地域活動の維持継続について	
6番 村上正勝君	74
①県北浄化センターの汚泥の場外搬出について	
②危険箇所の安全対策について	
散会の宣告	79

第3号（3月8日）

議事日程	81
出席議員	83
欠席議員	83
遅参及び早退議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	83
本会議に出席した事務局職員	83
開議の宣告	84
報告第 2号 その他の債権の放棄について	84
報告第 3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告につ	

	いて	84
議案第 4 号	国見町総合計画策定条例	84
議案第 5 号	国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例	85
議案第 6 号	国見町職員の退職管理に関する条例	85
議案第 7 号	国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例	86
議案第 8 号	国見町道の駅の設置及び管理に関する条例	87
議案第 9 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例	88
議案第 10 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	89
議案第 11 号	国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	89
議案第 12 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	90
議案第 13 号	国見町税条例の一部を改正する条例	90
議案第 14 号	国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	91
議案第 15 号	国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例	93
議案第 16 号	国見町営住宅条例の一部を改正する条例	94
議案第 17 号	第5次国見町振興計画（後期計画）について	95
議案第 18 号	桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について	99
議案第 19 号	町道路線の認定及び廃止について	99
議案第 20 号	平成27年度国見町一般会計補正予算（第4号）	100
議案第 21 号	平成27年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）	102
議案第 22 号	平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	103
議案第 23 号	平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	103
議案第 24 号	平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	104
議案第 25 号	平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）	104
議案第 26 号	平成27年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）	105
議案第 27 号	平成27年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）	105
議案第 28 号	平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）	106
	施政方針に対する質問	107
	散会の宣告	113

議事日程	115
出席議員	116
欠席議員	116
遅参及び早退議員	116
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	116
本会議に出席した事務局職員	116
開議の宣告	117
議案第29号 平成28年度国見町一般会計予算	117
議案第30号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計予算	141
議案第31号 平成28年度国見町入山財産区特別会計予算	141
議案第32号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計予算	142
議案第33号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	142
議案第34号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計予算	143
議案第35号 平成28年度国見町介護保険特別会計予算	143
議案第36号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計予算	144
議案第37号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計予算	144
議案第38号 平成28年度国見町水道事業会計予算	145
常任委員長報告（陳情第11号～陳情第12号）	146
追加日程の議決	148
町長提案理由の説明	148
同意第1号 国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	149
発議第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書	149
発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	150
議員の派遣について	150
常任委員会の所管事務調査について	150
町長挨拶	151
閉議及び閉会の宣告	151

国見町告示第3号

平成28年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月22日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成28年3月3日
2. 場 所 国見町議会議場

## 忘招不応招議員

- ・ 忘招議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

# 第 1 目



平成28年第2回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 陳情の付託
  - 陳情第11号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について
  - 陳情第12号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 4 報告第 2号 その他の債権の放棄について
- 第 5 報告第 3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 6 議案第 4号 国見町総合計画策定条例
- 第 7 議案第 5号 国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第 8 議案第 6号 国見町職員の退職管理に関する条例
- 第 9 議案第 7号 国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例
- 第10 議案第 8号 国見町道の駅の設置及び管理に関する条例
- 第11 議案第 9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第12 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第13 議案第11号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 国見町税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第15号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第16号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第17号 第5次国見町振興計画（後期計画）について
- 第20 議案第18号 桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第21 議案第19号 町道路線の認定及び廃止について
- 第22 議案第20号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第21号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）

- 第24 議案第22号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第23号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第24号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第25号 平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第26号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第27号 平成27年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第28号 平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第29号 平成28年度国見町一般会計予算
- 第32 議案第30号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第33 議案第31号 平成28年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第34 議案第32号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第35 議案第33号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第36 議案第34号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第37 議案第35号 平成28年度国見町介護保険特別会計予算
- 第38 議案第36号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第39 議案第37号 平成28年度国見町湧水対策施設特別会計予算
- 第40 議案第38号 平成28年度国見町水道事業会計予算

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	佐藤智昭君
書 記	横山裕子君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇表彰状伝達

議長（東海林一樹君） 会議に先立ち、私より皆様にご報告を申し上げます。

去る2月24日、福島県町村議会議長会定期総会の席上で、我が国見町議会に全国町村議会議長会会長から表彰の伝達がありましたので、披露いたします。

表彰状の披露は副議長にお願いいたします。

副議長。

副議長（志村良男君） 表彰状。福島県国見町議会殿、貴議会は地域の振興発展及び住民福祉の向上のため、議会の活性化に努められました。その功績は顕著であり、他の範とするにふさわしいものであります。よって、ここにこれを表彰します。平成28年2月5日、全国町村議会議長会会長飯田徳昭代読。記念品もついており、後で議長室に飾る予定ですので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（東海林一樹君） このはえある受賞は、ひとえに諸先輩をはじめ、議員各位の常日ごろの議会活動の集積がたたえられたものであり、また、町執行部のたゆまぬご協力のたまものと心から御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 議会関係についてご報告いたします。

平成28年第1回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、議案35件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であります。

一般質問の通告は9議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付してありま

す。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

去る平成28年2月22日午後2時より水企業団会議室において、平成28年2月企業団定例会が開催されました。

会議に先立ちまして、昨年10月に桑折町、11月に川俣町議会議員の改選があり、桑折町から片平議員、川俣町から斉藤議員が選出され、高木議長から紹介があり、自己紹介の後、議長から議席の指定があり、それぞれ水企業団の議会議員に就任いたしました。本定例会に提出されました議案は2件であります。

議案第1号、平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、議案第2号は、平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計の予算でありました。いずれも原案どおり可決、承認されました。詳細は皆様のお手許に資料を配付いたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

#### ◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番八島博正君及び1番松浦和子君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

#### ◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

#### ◇陳情の委員会付託

議長（東海林一樹君） 日程第3、本日までに受理した請願・陳情は、陳情3件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第11号は総務文教常任委員会に、陳情第12号は産業建設常任委員会にそれぞれ付託し、陳情第10号は資料配付のみといたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第2号～議案第38号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第4、報告第2号から日程第40、議案第38号までの報告2件及び議案35件を一括上程いたします。

なお、この37件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第2号から議案第28号までの27件については、8日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第29号から議案第38号までの各新年度予算については、最終日の17日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）



◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成28年第2回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、平成28年度一般会計並びに各特別会計予算のほか、当面する重要な議案をご提案申し上げてございます。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、平成28年度の町政に係る施政方針について、その所信を申し上げます。

私は、町長就任以来、「復興・絆・国見の未来をみんなでつくりましょう！」をスローガンとしまして、「国見町の維持とさらなる発展」、「町民主役の町政の実現」、「国・県・市町村、関係機関などへの提言や連携」の3つの政治理念・姿勢のもとにこれまで町政を進めてまいりました。特に、東日本大震災や福島第一原発事故からの復旧・復興事業、安全安心に直結する事業を最優先としまして、国見町の魅力や情報を町内外に積極的に発信いたしますとともに、元気・活力あるまちづくりに努めてきたところでございます。全体として、少しずつではございますが、復興・再生の光が見えてきた思いをいたしておるところでございます。

平成28年度も引き続き、「国見のみらいをつくる5つの目標」により、町政を進めていくこととしており、各目標を少しでもしんか（進化・深化）できるよう、鋭意対応してまいる所存でございます。

まず第1は、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」でございます。

県北流域下水道浄化センターの汚泥問題につきましては、関係者の皆様のご理解のもと、一定の進展を見たところでございまして、引き続き汚泥の全量搬出に向けて現場監視体制を継続しますとともに、町内の除染対策事業、放射線対策健康管理事業を進め、農産物の検査体制の維持と風評被害払拭について、引き続き重点的に取り組んでまいります。

第2に、防災訓練や各地区自主防災会連絡協議会の支援等を継続し、「安全安心な町政の実現」を進めてまいります。

第3に、農業・商業・工業の振興はもとより、農商工一体となった町民が集える道の駅を核としました交流の場の整備事業を進めますとともに、交流人口の増加を目指して道の駅への誘客を含めたまちづくり交流推進事業を展開するほか、農業の6次化の推進、義経まつりをはじめとする各種イベント、ウッドスタート事業などにより「活力ある町政の実現」を図ってまいります。

第4に、大木戸小の廃校活用を図るとともに、屋内遊び場運営事業、それから預かり保育事業、放課後子どもクラブの運営等による子どもの育成、生きがいデイサービス事業やいきいきサロン、介護予防事業などの高齢者に配慮した事業により、「思いやりのある町政の実現」を進めてまいりたいと考えております。

第5に、地方創生総合戦略に位置づけた事業や「歴史を活かしたまちづくり事業」に取り組みますとともに、国見町内外への情報発信を強化しながら、国・県・市町村、関係機関との連携によりまして「国見町の継続的な維持発展」を図ってまいりたいと考えております。

以上、本年度の町政運営の基本的な考え方について、その所信の一端を申し上げたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成28年度一般会計当初予算編成方針及びその骨格について申し上げます。

まず、予算編成の背景についてでございますが、国・県の状況を踏まえ、厳しい財政状況の中、有利な補助事業等を十分に活用し、復旧・復興事業を優先的に選別した結果、「復興・絆」「元気・活力」しんか（進化・深化）予算ということで、総額で91億4000万円となったところでございます。

それでは、平成28年度一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入におきましては、町税の伸びが若干見込まれるものの、地方交付税におきましては本年度並みの計上を行い、国・県交付金につきましては、社会資本整備交付金や除染対策事業交付金の大幅な減を見込んだところでございます。また、地方譲与税、各種交付金の実績を勘案し、計上したところでございます。

次に、歳出につきましては、第5次国見町振興計画の実現に向けた政策に重点的に配分しますとともに、「国見のみらいをつくる5つの目標」を実現するため、所要の経費の計上を行ったところでございます。

まず、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」についてでございます。

新年度も引き続き、道路除染や生活圏の森林除染事業を進めますとともに、米、大豆、ソバ等の吸収抑制対策事業、健康管理事業、農産物PR事業、首都圏での物産展事業等にも所要の経費を計上したところでございます。

次に、「安全安心な町政の実現」につきましては、防災マップの作成、防災訓練の実施、消防設備の充実に所要の経費を計上したところでございます。

次に、「活力ある町政の実現」につきましては、新たにウッドスタート事業に取り組みますとともに、引き続き交流の場整備事業を推進するなど、交流人口の増加のための事業等に所要の経費を計上したところでございます。

次に、「思いやりのある町政の実現」につきましては、子育て支援の強化、高齢者対策の推進、更に幼小中一貫教育の推進等に所要の経費を計上したところでございます。

次に、「国見町の継続的な維持発展」につきましては、新規就農者支援事業、空家等対策事業、若者交流事業に取り組みますとともに、歴史を活かしたまちづくりの事業や阿津賀志山防塁整備事業のほか、情報発信を強化するため、所要の経費を計上したところでございます。

このほか、新規事業といたしまして、福祉対策の強化を図る観点から介護予防普及啓発事業、国保・保健指導事業に取り組みますとともに、子育て支援を強化するためにキッズフェスティバル事業、幼稚園英語活動事業、食育計画策定事業に取り組みますほか、地域活性化の観点から国見町応援ふるさと納税事業、地域おこし協力隊事業などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、平成27年12月第6回議会定例会以降の町政執行等の主なるものについて申し上げます。

まず、「東日本大震災の早急な復旧・復興」についてでございます。

最初に、除染対策について申し上げます。

現在は、道路、生活圏の森林、事業所や工場、空き地や駐車場、寺社等の除染について、鋭意進めているところでございまして、環境省が所管、直接実施します除去土壌等のパイロット輸送も進めているところでございます。

次に、県北浄化センター仮設汚泥乾燥施設について申し上げます。

県北浄化センターにとめ置きされておる汚泥は、仮設汚泥乾燥施設の運転開始以来、2月中旬までに約31%の汚泥が減容化され、順次、飯舘村蔵平地区の廃棄物等処理施設へ搬出されておるところでございます。

次に、福島第一原発事故に伴います町民の皆様の健康管理事業について申し上げます。

まず、全町民の皆様を対象としました内部被曝検査でございますが、2月末までに受検された皆様には、いずれも健康に影響が出るような数値は検出されておらず、年度末まで引き続き検査を継続してまいりたいと考えておるところでございます。

また、8月から10月に実施しましたガラスバッチによる外部被曝検査につきましても、健康に影響を与えるような数値の報告はなかったところでございます。

次に、平成28年産米の作付について申し上げます。

平成28年産米につきましても、引き続き吸収抑制対策を実施しますとともに、全量・全袋検査の実施を決定したところでございます。

また、生産調整に伴います生産数量の目標につきましては、集計の結果37.7%の配分率となりまして、説明会を開催させていただいたところでございます。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

平成27年産のあんぽ柿は、加工・出荷された全てについて非破壊検査を実施したところ、原料柿のモデル地区内の移動が可能になったことから、出荷制限の基準値を



超える製品も散見され、引き続き、県及び関係団体と連携をした産地再生の取り組みが必要であると考えておるところでございます。

次に、仮設住宅入居者の移行に向けた町営住宅の修繕についてでございますけれども、転居移転先となります日渡住宅並びに南古館住宅の修繕を発注し、随時転居を進めていくこととしておるところでございます。

続きまして、「安全安心なまちづくり」について申し上げます。

まず、鳥獣被害対策について申し上げます。

野生鳥獣侵入防止柵設置事業につきましては、小坂地区についてはほぼ終了し、ほかの地区につきましても県への事業採択要望を行い、引き続き対策を強化してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、消費者庁の補助を活用しました安全・安心な暮らしを守る講演会等につきましては、多数の皆様のご聴講をいただいたところでございます。

また、食の安全・安心を学ぶ講演会におきましては、スイーツ王子 R u i さんを講師にあんぽ柿の6次化を試みた試作品を完成し、今後の可能性を大きく感じさせるものとなったところでございます。

続きまして、「活力あるまちづくり」についてでございます。

まず、道の駅建設工事について申し上げます。

1月の安全祈願祭以降、施工準備を経まして、2月からは仮設工事に着手しており、引き続き、くい工事の準備を現在進めておるところでございます。

次に、道の駅のソフト事業、6次化商品開発について申し上げます。

平成28年度中の開業を目指す道の駅を核としました複合交流施設の管理・運営につきましては、経営専門家の指導のもと、課題解決の検討を重ねているところでございます。

また、特産品の6次化事業の取り組みにおきましては、「ジャム」、「国見バーガー」、「もも大福」に加えまして、12月には新酒「あつかしさん」の発表会を行いまして、販売を開始したところでございます。

さらに、3月18日には国見産のあかつき100%で醸造しました「ももワイン」と「ももジュース」の発表会と、今年度開発しました6次化商品などを披露する道の駅開業1年前プレパーティーの開催を予定しておるところでございます。現在約300人を超える多数の応募をいただいております。

次に、11月23日から開催しました「明日へ。きずなイルミネーション事業」につきましては、多くの方々のご協力を得て、1月7日に終了いたしましたところでございます。

また、3月6日には元気活力事業としまして、「奥州街道ど真ん中！くにみ春のフードフェスタ」の開催を予定いたしておるところでございます。

次に、ウッドスタートについて申し上げます。

この事業は、町の林業振興や森林資源の活用を図るということで、明後日になりますけれども、この議場で、NPO法人日本グッド・トイ委員会とウッドスタート宣言

に関する協定書の締結を行うことといたしておるところでございます。今後は協定先が持つノウハウを活かしながら効果的な事業を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、「思いやりのあるまちづくり」について申し上げます。

平成27年4月から開始されました子ども・子育て支援新制度を周知するため、町の子育て支援事業をまとめた国見町子育て支援ガイドブックを作成してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2月6日に開催しました若い芽の集いでは、子どもたちが取り組んできた太々神楽教室や和楽器体験教室の成果を発表いたしましたところでございます。

さらに、子どもたちの読書活動の推進の中で子ども司書講座を開設しておりますけれども、全課程を修了した児童に子ども司書の認定証を交付いたしましたところでございます。

また、2月21日には包括連携協定を行っております東邦銀行の陸上部による、とうほう陸上教室が開催され、国内外で活躍する選手によりまして中学生15名が指導を受けたところでございます。

次に、「くにみもたん広場」の利用状況についてご報告を申し上げます。

2月末現在でございますが、延べ8万4510人、1日平均約108人に利用していただいているという実績でございます。

最後に、「町民の皆様との連携や維持発展」についてでございます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけております事業について申し上げます。

桜の聖母短期大学と福島大学との域学連携事業につきまして、地域の活性化のためにも、今後とも進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、3月19日には国見の食や生活文化を改めて見詰め直す食の文化祭を開催することとしてございまして、自慢の料理の出品をお願いをいたしておるところでございます。

次に、「歴史を活かしたまちづくり」について申し上げます。

12月12日には、国登録文化財であります奥山家住宅でアフタヌーンティーパーティーを開催いたしましたところでございます。

また、12月29日のだるま市では、パネル展示を行いますとともに、来場者に起き上がりこぼしをプレゼントいたしましたところでございます。

次に、第5次振興計画（後期計画）の策定について申し上げます。

今年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と振興計画（後期計画）の2つの大きな計画を策定するため、町振興計画審議会に有識者を特別委員として加えた体制で進め、本定例会には第5次振興計画（後記計画）を議案として提案をさせていただいておるところでございます。

次に、空き家等対策について申し上げます。

計画案に係るパブリックコメントを実施いたしましたところ、特に意見はなく、第

3回国見町空家等対策検討委員会を開催し、計画案についての建議をいただいたところでございます。

今後は、国見町空家等対策協議会を開催しまして、計画に対する答申をいただき、決定を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

マイナンバーが記載された通知カードにつきまして、3月末の保管期限内に全ての住民の皆様へ通知できるよう鋭意対応しておるところであり、個人番号カードの交付につきましても、順次進めておるところでございます。

次に、若者交流事業について申し上げます。

2月11日には、スマイル国見若人の会の主催により婚活セミナーを開催したほか、3月13日には結婚シンポジウムの開催を予定しているところでございます。

次に、貝田地区のほ場整備事業について申し上げます。

貝田及び山根地区のほ場整備事業につきましては、平成28年度からの県営事業による着手に向け、土地改良法に基づく手続を現在進めておるところでございます。

次に、県北中学校における外壁改修事業等について申し上げます。

外壁改修工事の進捗率につきましては、40%となっており、8月末の竣工を目指しているところでございます。太陽光発電装置につきましても、既に発電を開始いたしております。

また、観月台文化センターの太陽光発電装置につきましては、今月中には稼働できる見込みとなっております。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、これからその概要を申し上げます。

報告第2号「その他の債権の放棄について」は、水道使用料につきまして欠損処分をいたしましたので、ご報告をするものでございます。報告第3号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、その結果を報告するものでございます。

それから、条例に関する議案では、議案第4号「国見町総合計画策定条例」から議案第16号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」まで13件を提出をいたしておるところでございます。

一般議案では、議案第17号「第5次国見町振興計画（後期計画）について」は、平成28年度から5年間の振興計画の後期計画として定めようとするものでございます。

また、議案第18号「桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について」は、審査会の執務場所と委員の任期を改正するものでございます。

また、議案第19号「町道路線の認定及び廃止について」は、2路線の認定と5路線の廃止を行うものでございます。

補正予算につきましては、議案第20号「平成27年度国見町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第28号「平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第

2号)」までの9件でございまして、いずれも実績等を踏まえた年度末の予算の整理が主なるものでございます。

以上、申し上げました一般会計はじめ各特別会計等におきましては、平成27年度決算において、いずれも黒字になる見込みでございます。

次に、議案第29号「平成28年度国見町一般会計予算」の概要につきましては、先ほど予算の概要で申し上げたとおりでございます。

議案30号「平成28年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第38号「平成28年度国見町水道事業会計予算」までの9件の各特別会計等の予算につきましては、それぞれの設置目的による事業等の推進につきまして、一般会計に準じ、予算編成指針に基づき、所要の経費を計上したところでございます。

これらの特別会計のうち、管理会及び管理運営委員会、審議会などを設置してあるものにつきましては、補正予算も含めそれぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げますが、審議に先立ちまして関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについての人事案件を追加提案することといたしてございますので、ご報告を申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。



#### ◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について、担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長から説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る2月18日、桑折町役場応接室におきまして、平成28年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。提出されました案件は、1件であります。

議案第1号「平成28年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1919万9000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1681万5000円でありまして、そのうち国見町分は負担率30.7%の516万2000円となるものであります。

歳出の主なものは、火葬場施設費における需用費の636万8000円と委託料の1033万円であります。

需用費の内訳といたしましては、燃料費の282万4000円、修繕料の217万

８０００円などであります。なお、平成２８年度の主な修繕は、耐火台車上部交換とオイルポンプの修繕となります。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理の１９１万６０００円、火葬業務委託料の８０３万円などであります。さらに、工事請負費としましては、待合室エアコン設置工事の１７０万３０００円であります。

以上のとおり、提出されました議案１件は原案のとおり可決されております。なお、詳細につきましては、お手許に配付されております資料をごらんいただきたいと思います。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日は午前１０時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

なお、本日のこれからの日程ですが、お手許にお配りいたしました日程表のとおりであります。

本日は、ご苦労さまでした。

（午前１０時３８分）

# 第 2 目

平成28年第2回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年3月4日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会 計 課 長	菊地富子君
総 務 課 長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税 務 課 長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐藤克成君
まちづくり 交 流 課 長	引地 真君	建 設 課 長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課 長	蓬田英右君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	佐藤智昭君
書 記	横山裕子君		



◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。また、重複質問は省略を願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

それでは、最初に、3番井砂善榮君。

（3番井砂善榮君 登壇）

3番（井砂善榮君） 平成28年3月議会定例会におきまして、一般質問を行います。

耕作放棄地解消対策についてであります。

近年、少子高齢化社会がますます進む現状下、今後の農業経営に対し、後継者、そして担い手、さらには新規就農者不足が深刻化し、耕作放棄地解消が難しいものがあると思われまふ。そこで、質問をいたします。

当町の耕作放棄地面積は現在どのくらいかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 3番井砂議員の質問にお答えをいたします。

町におきます耕作放棄地の面積の関係で、昨年8月から12月までに町農業委員会で農地パトロールによる現況確認の結果の集計でございますが、一年以上耕作されていないと確認された農地が、町内合計で95.9ヘクタールとなっております。また、2月18日に開催されました町農業委員会の総会で非農用地の認定を受けた農地が、95.9ヘクタールのうち28.7ヘクタールでございますので、差し引きまして67.2ヘクタールでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） ただいまの答弁でございますが、そのような中におきまして、現状は非常に深刻かと思われまふ。

ただ、しかしながら、この解消に対しましては非常に難しい問題があろうかと思われまふが、やはり山間部においては山間部、そして平地においては平地ということで、その解消対策について伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

耕作放棄地の解消対策のお質しでございますけれども、議員ご指摘のとおり、平地と山間地、いろいろと耕作条件等々差異があるかなと考えております。また、現況も対策もそれぞれ違っておるかなと思っております。

例えば、山間地の耕作放棄地では、広範囲に及ぶことが多いんですよね、どうしても。例えば、鳥獣被害防止の緩衝帯の設置の効果を持つ場合も、ある意味ではあるということが一つございます。また、平地では面積が少ないということでございますけれども、原野化してしまうということですかね。そういったことが生じる状況が見受けられると思っております。

ただ、いろいろその差異はありますけれども、町の姿勢としては、山だからどうだ、平地だからどうだということではなくて、一元的な形で、特徴のある解消策をしっかりとやっていくことが非常に大切なのかなと思っております。

また、これも議員ご承知のように、耕作放棄地の発生の要因、むしろ議員のほう詳しくかと思えますけれども、高齢化あるいは担い手の不足、土地持ち非農家の増加、農産物の価格の低迷など、さまざまな要因が考えられます。基本的には、私は、個人の資産ですからまずは自分でということも、まず前提になるんでしょうね。実は私も農家をずっとやっていたけれども、おやじがああいう状態なので、今、お貸しをしています。それで耕作放棄地にならないように配慮をして現実に対応しているということでございます。

また、そういったことができない方もいろいろいらっしゃいますよね。そうしたときにやはり今、町内各地で進めております人・農地プランの策定をしっかりとやっていくことがまず大切かなと思っております。

また、耕作放棄地になった場合どうするんだという議論も私より議員のほうにさらにお詳しいかと思えますけれども、これは農業委員会でいろいろ関与しておりますけれども、所有者の利用意向確認等々による再生事業などの取り組みですかね、もう一回やりましょよという取り組みがございます。どうしてもだめという場合には、ご案内のように、農業委員会で実態調査などをしまして、非農地化の判断をすることなどもあるということも、十分議員もご承知かと思っております。

町としては、今後とも農業委員の皆様方とか、あるいは担い手の皆様方、国・県はじめ関係機関と十分連携を図りながら、その状態、実態に即した耕作放棄地対策、姿勢としては全てやりましょよということでもありますけれども、なかなか一元的には難しいので、それぞれのアクセントをつけながら、耕作放棄地対策に努めていく必要があるかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） ただ、私はこう考えるのでありますが、従前はいわゆる耕作するにあたっての貸し手と借り手の管理、借り手側にいわゆる補助金といいますか、助成対象として6年以上、あるいは10年以上といった形の助成措置が行われたと私は認識

しておりますが、現状はどのような状態にあるかをお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 耕作放棄地の解消対策のための補助事業の関係でございますが、現在、貸し手・借り手でその借りた方に一律助成をする制度はございません。耕作放棄地解消対策の、耕作放棄地再生利用緊急対策事業という国の補助制度がございますけれども、こちらは、耕作放棄地の障害物の除去、深堀りをしたり、耕運したり整地をしたりする事業でございますが、10アール当たりで5万円という補助制度がございます。それに加えて町の単独分で、認定農業者の方には1反歩あたり3万円の上乗せ、一般の農家の方であれば2万円という単価でございますが、そのような耕作放棄地の再生事業、それとまた、鳥獣被害対策にはなりますけれども、緩衝帯の設置という部分で耕作放棄地を解消する場合には、その2分の1の金額が助成される制度がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） そのような制度があることは私も今聞いたばかりでございますが、近年になって、その事業に対しての該当した方、あるいは地区というか、その面積等を把握していれば、お答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

平成26年度の事業実績でございますが、それぞれ地区につきましては藤田、森江野、大枝の3地区で実施をしてございます。トータルの面積が69アールで6反9畝ぐらいの面積で耕作放棄地対策の事業を実施をしてございます。総額の事業費で40万程度ぐらいの事業だったかと思いますが、そのような事業を実施してございます。

今年度につきましても2件、森山と大枝で実施をして、現在実施中の事業がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂議員に申し上げます。

通告しているもの以外の質問はご遠慮いただきたいと思います。

（「承知しました」の声あり）

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 次に、水田への放射性セシウムの抑制剤の散布を、将来にわたっての輝く未来を作るためにも中長期的に続けていく必要があると思いますが、町としてどのように考えているかをお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

原発事故に伴います米の放射性セシウムの吸収抑制対策に関するお質しでございますが、まず、この吸収抑制対策につきましては、食品衛生法の放射性セシウムに係る

基準値1キログラム当たり100ベクレルを超えるおそれがある場合に、国の全額負担でございます福島県営農再開支援事業に基づき、実施をしているものでございます。

そして、この事業につきましては補助要件が何点かございますが、大きな要件といたしまして、当該年度の全量全袋検査におきまして放射性セシウムが不検出であった場合、翌年には対策を実施する圃場と対策を実施しない圃場を3カ所以上設置しまして、それでいずれも検出をされない場合には、原則、翌々年からこの事業の対象から除外をすることとなっております。

国見町の例で申し上げますと、平成27年産米の全量全袋検査におきましては、25ベクレルを超える米が3袋ほど確認されてございます。それで28年産米につきましても吸収抑制対策を実施しまして、仮に28年産米で不検出となれば、29年度に実証圃場を設置をしまして、その結果さらに不検出になれば、30年産米からは、この事業の対象から外れるということでございます。

それで、米の安全・安心の確保、風評対策などの関係からも、この吸収抑制対策は有効な事業ではございますが、将来にわたり中長期的に事業を続けていくことにつきましては、この事業自体が公的機関の実証試験に基づいて制度化された吸収抑制対策でございますので、この事業との整合性が図れない事態が生じるおそれもございますので、困難であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） ただいまの答弁で大体わかるんでありますが、いわゆる福島原発の事故から5年経過した現在、そして原発完全廃炉まで30年から40年はかかると言われており、福島原発により消費者に対して福島県産のものの風評被害の払拭が非常に難しいと言われてしているわけですが、当町の町長には風評被害対策としてトップセールスで北海道から大阪、そして岐阜県あたりまでも足を運んでいただいていることに対し、非常に感謝をする次第であります。廃炉まで30年、40年、町としてどのようなということで質問したんですが、やはり生産者自体も福島原発に対しまして非常に懸念をしているところでございまして、その点について、もう少し具体的な積極的なセシウム抑制対策の事業を、町として考えているかどうかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

震災から5年が経過しました。今後30年、40年という廃炉までということでございますが、この吸収抑制対策につきましては、先ほども申し上げましたが、公的な機関の実証試験に基づいて、科学的な根拠を持って実施をしている部分でございますので、その科学的なデータに基づいた吸収抑制対策から卒業という言葉を使わせてもらいますが、卒業すること自体が、農産物の安全・安心につながると。逆に言えば、吸収抑制対策をすることも、安全・安心の対策の一つでございますが、それらを卒業することによって、公的機関からのお墨つきをいただくことも安全・安心につながっ

ていくのではないかという考えで取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） そうした積極的な町の姿勢、そして、町長以下幹部職員の皆さんの努力と決意を胸にひしひしと感じる次第でございます。このセシウムの吸収抑制対策事業に対しましても積極的に取り組んでいただきますよう、よろしく願いをいたします。

3つ目の、中核営農組織体育成強化対策についてを質問いたしますが、従来はいわゆる個々の農業者に対する補助事業がございましたが、近年になってやはり大型化、中核農家の育成ということで、法人化した会社、あるいは会社組織をつくった新たな会社が続々と出てくる状態ではありますが、個々の形態が1つにまとまって、10人から15人くらいの組織体をつくっておるわけでございます。その既存の組織体に対しまして、なかなか法人化に進むところには至らない、いま少し、5年、10年という時間がかかる組織体がございます。さらには、将来を見越した貝田、そして山根地区に対する圃場整備が行われるであろうということで、28年から工事開始でございますが、それに対しても新たな農業経営の組織体ができるかと思うんですが、その2つの面で、既存の組織体、そして新たな組織体に対する育成強化対策を、どのように町として進めていくかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

地域の集落単位で農業を共同化、組織化していきます集落営農の支援に関するご質問でございますが、まず、農業を取り巻く情勢がますます厳しくなる中、担い手の確保や農地の集積を進め、農業生産コスト低減を図るための集落営農組織の推進につきましては、必要不可欠な事業であると町でも認識をしているところでございます。

現在、町では、各地区におきまして、人・農地プランの策定を進めてございます。その話し合いの中で、地域農業の課題を整理をいたしますとともに、生産者の皆様の合意のもとに、集落営農組織を含めた担い手を定め、農地の集積を図ることとしてございます。

それで、現段階では、具体的な動きは出てございませんが、各地区の話し合いの中では、そのような提案も出ている地区もございます。そしてまた、人・農地プランの担い手に位置づけられますと、さまざまな補助事業や利子補給等の優遇措置が受けられることができる制度がございます。

いずれにいたしましても、集落営農組織の推進につきましては、地域生産者の皆様の合意のもとでの組織化、これは既存の組織でも、これから新しく作る組織でも、地域の皆様の合意のもとでの組織化、そして法人化が必要となってまいりますので、はじめに話し合いの場の確保と、必要な情報の提供を行いまして、組織化された段階では、県やJA等が専門的な立場からの助言のほか、さまざまな制度の中での補助事業等の対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 今の答弁の中においても十分承知おきをするんでありますが、各地区にある既存の組織体が、町、そして県・国の指導どおりの法人化に対する道は若干長いと、私は質問したんですが、その5年間あるいは7年間、10年間くらいの間に、この法人化する、あるいは一つの地区に3つある既存の組合が1つになってやるのは当然なことだと私も思います。その中において、今現在厳しい状態に陥っていることは、私も目の当たりしておりますが、その既存の組織体に対しまして、組合組織でございますから、法人化になるにはまだまだ5年から10年の時間がかかるんでありますが、それまでの間に個々の農家が経営に逼迫して倒産に陥るんじゃないかと私は懸念するわけでございます。人・農地プランも併用して考えていかななくてはならないんですが、その前に、助けを求める組織体がございますから、早急なことではございませんが、国・県の、あるいは町の補助事業といたしますか、そういうことに対しまして、いま少し温かい目で既存の組合組織を見守っていただきたいと思いますが、今後どのように進めていくか、今、課長の答弁がございましたが、率直なご意見をいただければ幸いです。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

既存の一部集落で共同化をしている組織に対する支援に関するお質してございますが、まず、根本的に農業の問題、集積をしてコストを下げて、共同化をしてコストを下げるという部分でございますので、将来的に例えば話し合いをして1年、2年で達成できるようなものではございませんので、その組織の中でいろいろと話し合いを持っていただきまして、何年かのスパンで中長期的な事業計画を策定いただいて、それらをもとに、国・県では将来的な法人化を目指す助成もございますので、そのような制度を利用しながら、町としても支援していければと考えてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 将来の夢を持てる農業形態を樹立するような考え方に対しまして、非常に心強く感じた次第でございまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず、道の駅関連について質問いたします。

道の駅の起工式が終わりまして、来年3月のオープンに向けて工事が始まりました。この3月18日には、オープン1年前の区切りの時期といたしまして、道の駅でお客様に提供する予定の飲食物の試食会が行われます。町民の期待が高まっている中、道の駅はどうしても成功させなければなりません。

そこで、改めて質問いたします。

まず、道の駅運営の現場責任者である総支配人の人選の件を伺います。平成27年9月の定例会では、道の駅を核といたしました複合交流施設に十分対応でき得る国見型の人物を慎重に選定したいとしております。また、町長の答弁の中では、ソフト・ハード面の状況、道の駅準備室の状況等を勘案しながら、平成28年度のなるべく早い時期に決定したいということでありましたが、人選についての現在の状況をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えを申し上げます。

総支配人の人選の現在の状況についてのお質でございます。

まず、ご承知のように、道の駅機能を核としました複合交流施設の設置のハード面の対応、これは建設課で現在やっております。それから、管理・運営の根幹となるソフト面の対応につきましては、まちづくり交流課がその業務を担っております。また、これらの取り組みにあわせまして、国見町が設置しようという施設が、ご承知のように、単なる道の駅のみではなくて、道の駅機能を核としました複合の交流施設であるということで、町のさまざまな事業と当然関連がございます。したがって、現在、庁内に副町長ヘッドのプロジェクトチームを立ち上げまして、ハード・ソフト事業両面の進捗、防災、再生・まちづくりの観点から、道の駅の整備や運営の比較検討を現在行っておる段階でございます。

したがって、まちづくり会社の総支配人につきましては、単にまちづくり会社の運営のみではなくて、国見町が目指すべき行政施策、あとは、町と周辺地域の歴史・文化、食などを十分理解し、町民の皆様と良好な関係が維持できる人物であることが必要でございます。さらには、設置者であります町とまちづくり会社との調整等、いろいろ絡むセクションでございますので、それに対応できる人物が必要であると考えております。

現在その候補者といたしましては、国見町職員、まちづくり交流課の任期つき職員、外部登用など、広汎なエリアから該当する適切な人物を選定してまいりたいと考えてございます。

また、総支配人の任免権は町ではなくて、まちづくり会社に帰属するものでございます。かつ、このまちづくり会社での職員の採用は人件費という経営的な問題も絡みますので、今後、取締役会等々での審議なども経なければなりません。3月中旬開催予定の取締役会におきまして、総支配人を含む組織の全体像、並びに経営方針など、基本的な考え方を提案し、検討していただくことにしてございます。

いずれにいたしましても、いわゆる道の駅のハード事業、ソフト事業について現在も鋭意進めておりますけれども、そういった進捗状況、あるいは今後検討予定のまちづくり会社の経営方針を十分見きわめながら、なるべく28年度と前回申し上げておりますので、28年度中に当然なりますけれども、適切な時期に適切な人物を総支配人として選定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの説明で、大体の考え方は理解いたしました。

今月のまちづくり会社の取締役会で、ある程度の方向性を決めたいということなんですけれども、人選につきましては町関係者あるいは外部ということなんです。その点についてはある程度の方向性があるかと思うんですけれども、全くの白紙状態なんですか。今後の話し合いによって決定するということによろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 再質問にお答えを申し上げます。

総支配人選定の見込みといいますか、現在の目算というお質しかと思っております。先ほど申しあげました総支配人の人物の選定、これは国見町の道の駅が複合交流施設であるということをごさいますして、町の産業振興、防災、子育て支援、観光、歴史・文化等々、とにかく施設の中にさまざまな町行政のジャンルが入ってくるということをごさいますので、当然に国見に精通した人、そして町との調整が可能な方を選定してまいりたいと目算をしております。そういったことをご理解を賜りたいと考えております。

また、時期につきましては、これは先ほど申しあげましたように、取締役会が3月中に開かれますので、その意向なども若干あると思っておりますので、それを踏まえて、なるべく早い時期に考え方を整理したいと思っております。

ただ、実は私がまちづくり会社の社長でありまして、総支配人も兼ねた形で今いろいろと指示をしておるのが現状でございます。現在の状況を見てみますと、確かに私、非常にハードでございます。しかし、何とかやっております。実は、まちづくり会社で1人採用すれば、年間1,000万円かかるんです。それを、私が兼ねてやっておけば、その1,000万円が何とかなるという思いも当然ありますので、なるべく私、できる範囲で頑張っていこうかなという思いもございまして、それはなるべく町に負担をかけないという思いでございます。

したがって、そんなことも含めて、いろいろオールラウンドに考えながら、なるべく経費をかけないように、そして、すばらしい施設を作って、すばらしいソフトを作っていくことを今、考えておるところでございます。なるべく私、頑張っていきますので、その辺も含めてご理解を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 総支配人の人選についての考え方は十分理解できました。

もう一つ、総支配人は現場の責任者ということで、あとは以前の答弁の中で、部門別の責任者ですね、名称と呼び方はちょっと違うかもしれませんが、副支配人という位置づけのようにお聞きしたんですが、副支配人の決定は、例えば総支配人の決定と同時期と考えておるのでしょうか。お聞きしたいと思っております。



議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

各セクションのそれぞれの責任者というお話しであろうかと思えます。これは、先ほど申しました3月中旬に、組織体含めた形での全体像をその中でご議論いただくこととしております。その中では、当然、物販の部分、それから飲食の部分、さらには宿泊の部分、そしてそれ以外の町全体の考え方を整理する部門等々、さまざまなセクションがあるわけでございます。それが現場責任者を総支配人の下に、基本的に支配人という形で置きたいと今考えております。

選定につきましても、先ほど申し上げました予算の問題、経営方針の問題も絡みまますので、大体は今、佐藤定男議員がおっしゃいましたように、総支配人と並行した形での選定がベターかなと現在考えておりますので、総支配人含め支配人、全体像をなるべく並行的に進めていくようなことで鋭意進めていければなという思いを現在しております。いずれ、3月中旬の取締役会においていろいろと議論してもらいたいとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 続きまして、道の駅関連なんですけど、町民の方にも大変関心があります社員の雇用についてお聞きしたいと思います。

雇用については、平成23年3月の計画では、正社員が10名、臨時社員が68名と資料で拝見いたしましたけれども、現時点において最終的に雇用する人数はどのように考えておりますか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

3月に開催を予定しております国見まちづくり株式会社の取締役会に提出をするために、1月12日に現時点における複合交流施設の営業計画、そして雇用計画について、部門ごとの担当者が代表取締役等に説明会を開催をしたところでございます。その際に、種々指摘事項が出され、現在修正をしているところでございますが、現時点での修正案をもとにお答えをいたします。

雇用計画では、正社員が10名、パートタイム職員が約120名、計130名ほどの雇用を、現時点では予定をしております。ただし、今後もそれぞれの部門ごとの諸計画については精査を継続し、修正し、開業までに精度を高めていくこととしておりますから、この数についての変動はあるものをご理解をいただきたいと思えます。

また、社員等の採用の可否につきましては、第一義的にはまちづくり会社が行うものであることも、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの答弁で、臨時社員につきましては当初より50名ほどの増加予定とお聞きしましたけれども、どのような理由から増加になったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

パートタイム職員の増でございますけれども、先ほど議員がお話をいただいた六十数名という、その数字につきましては、平成26年度時点での大まかな数字でございました。事業の計画の、本当に当初のものでございました。その際には、少なくとも最低限の数字はどうなんだろうというところで始まったものでございますが、今回の120名という数字につきましては、実際にその部門ごとに、例えば直売の施設であればどのぐらいの人数が必要なのか、あるいはレストラン部門についてはどうなのかという細かい数字の積み上げ、事業の内容の積み上げからはじき出したものでございます。ただ、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、現時点での数字でございまして、これからはお開業に向けての精査をしてまいりたいと思っておりますので、若干のずれはまた発生してくるということもご理解をいただきたいと思っております。

重ねて申し上げますが、その数字の積み上げは、より精度を増したとご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） あわせまして、今、人数の件でありますね、70名前後だったものが百二、三十名ということになりますけれども、これはフルでやるのか、あるいはいわゆるパートですと5時間タイムでやるのかも入っております、実は70名ぐらいというのは、まずフルでやった場合にはそのくらい必要なということでありました。ただ、なかなかフルでの採用は難しい状況などもありましたので、2つに分けますと倍になりますよね。ですから、そういったことなんかも十分精査をした中で頭数はこれくらいが必要だと。ただ、常には大体70人くらいでこなせるかなということですね。ですから、そういうことの差も精査の中であつたことをつけ加えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 人数増加については理解いたしました。

それで、募集なんですけど、これも3月の取締役会等で議題にはなるかどうか、私はちょっとわからないんですけど、募集の時期はいつになるか、現時点での予定があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

現時点での雇用計画におきましては、本年の9月に会社説明会を開催をいたしまして、10月に募集を開始したいと考えております。採用試験につきましては、翌月の11月ごろに実施をし、その後早い時期に決定をしたいと考えております。なお、実質的な採用の時期でございますが、研修期間の長短によって、社員、パートタイム職員、それぞれの職種ごとに、また業務内容によって異なるものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） わかりました。

細かい内容で恐縮なんですけど、社員の職種による年齢制限などはあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

基本的には、現在策定中の就業規程に基づくものと思っておりますが、採用の可否の判断は、先ほど来申し上げているとおり、まちづくり会社でその任免権を持っているところでございますけれども、採用の可否につきまして、年齢や性別について何らその制約を設けるべきではないと思っております。

さらには、年齢よりもその人の人柄であったり、経験あるいは適応能力の度合いを勘案して、採用の可否を判断すべきものと考えておりますし、逆にそういった部門もあるものと思っております。

施設の清掃や植栽の管理等の業務などにつきましては、例えば町のシルバー人材センターへの委託などといったものも一部考えられるのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 続いて、宿泊設備についてお伺いしたいと思います。

宿泊設備につきましては、平成26年12月定例会でも質問がありましたけれども、現時点での状況をお聞きしたいと思います。

まず、宿泊人数なんですけれども、何人くらいの宿泊が可能であるかをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

宿泊施設につきましては、まず、バス、トイレ、洗面所、押し入れ等を含め約10坪ほどの部屋が4室、そして、同じ設備を備える2室に区切ることができる20坪ほどの広間が1室という構成でございます。

災害時を除きまして、10坪の4室につきましては、1人をご利用いただくことも可能な4人部屋としております。広間につきましては、余裕をもった場合の人数でございますが、20人程度まで宿泊可能な施設との位置づけをしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 部屋の様態なんですけど、和室になりますか、洋室でしょうか。お聞きします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

全て、現在の顧客と時代のニーズに合わせた洋室仕様としております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 細かい点でお聞きします。

お風呂はどのようなものになるか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

4 人部屋、大広間ともにトイレ、洗面所を別室とするユニットバス方式を採用したいと考えているところでございます。4 人部屋には、部屋ごとに大体 1 坪程度の浴室を設け、大広間にはその倍の 2 坪程度の浴室を 1 カ所設けることとしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 宿泊施設でもう一点、最後にお聞きします。

宴会を開けるようなスペースがあるか。そして、もしあるとすれば、人数的な収容人数はどのぐらいになるかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

現時点での事業計画における施設のバンケット使用、宴会の使用につきましては、南棟 2 階の研修室、これはコンビニ等あるいは国交省で設置をするトイレ等がある建物でございますが、南棟 2 階の研修室、そして直売所とレストランがある北棟 2 階の大広間、そしてまた、同じ北棟の 1 階のカフェを充てることとしております。南棟 2 階の研修室は、3 つの部屋に区切ることができる研修室でございますが、これと 2 つに区切ることができる北棟の大広間、それぞれ 10 人から 80 人程度までを収容可能と見ております。

1 階のカフェにつきましては、これもスライディングドアで区切ることができるように今、考えているところでございますが、こちらにつきましては 25 人程度までを収容可能としているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 大分余裕を持った設備になるという印象を受けました。

続いて、道の駅に通じる 4 号線を横断する手段といたしまして、陸橋または地下道という話が前からありますけれども、この件について、今まで福島河川国道事務所、または県公安委員会と協議しながら進めていくとしておりましたけれども、現状でどのような状況かお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

まず地下道につきましては、以前にもご答弁申し上げておりますとおり、防犯上特に女性からの不安の声もあります。さらには、既存の桑折町の地下道の利用状況も芳しくないというお話もございまして、国では積極的な設置にはならないという判断が

ございます。よって、その代替策といたしましては、町といたしましては将来的に陸橋の設置について要望を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

しかしながら、陸橋の設置につきましては当然そのデータが必要になってくるということで、その根拠となる横断者のデータがそろわないとなかなか進めない状況もございますので、これにつきましては現在進行中でございます国道4号拡幅が、現時点ではらいふびあのところで暫定すりつけになる予定でございます。その後、役場まで来て、あそこが4車線化になった時点においてのデータが必要になる。その時点では当然、道の駅が開業しておりますので、その状況によりまして横断者数がどのぐらいあるのかとか、更にはその後らいふびあからつくだやまでの道路の改修状況によりまして右折車がどのぐらいいるのかとか、それで渋滞が発生するのか、そういった細かいデータを収集した上で、歩行者の安全を図るために必要となれば、当然、陸橋の設置ができるものと思っていますので、それに向けては、町としても積極的に要望を今後とも進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 続きまして、私が過去に質問した事項の進捗状況について、2点についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、くにみももたんキャラクターの商品化でございますが、平成25年の6月定例会において、くにみももたんキャラクターを使った商品を開発して、道の駅等で販売したらどうかと提案しております。町の回答といたしましては、まちづくり検討委員会では十分検討いただけるものと考えているとのことでしたけれども、このキャラクターの商品化について、現在どのようになっているかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

くにみももたんキャラクターを使った商品開発の現状というご質問ですが、ご質問のありました平成25年6月の答弁でも触れておりますが、町が商品化をするということではありませんで、民間の事業所等で商品化をするにあたり、町が権利を行使するための商標登録などをするかどうかだと考えてございます。

まず、活力あるまちづくり検討委員会におきまして、ブランディングの中で検討をされました。その中で、ブランドにつきましては、対象の商品の持つ特徴あるいは品質など、満たすべき基準、さらにはその認証、加えて認証された商品がその品質を維持しているかの検証、いわゆる管理をきちんとしていかなければならないものでありまして、キャラクターについても同様のものと考えてございます。

現在までこの議論を参考に、くにみももたんの商標登録の必要性などにつきまして、弁理士事務所よりアドバイスを得ながら検討を加えてきました。その件につきましては、くにみももたんにつきましては、町のキャラクターでありますので、引き続き町のPR等に活用をしていくこととし、民間での活用、いわゆる商品化につきましては、

現時点で商標登録等を行わずに活用していただくことが一番いいのかなということで、該当する要綱の改正をしたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの回答では、ブランディングですか、検討して、結局、私が知りたいのは、まちづくり検討委員会で、はっきり言って、くにみももたんのキャラクターを商品化しよう、あるいはこれは商品化しても効果が見込めないとか、ただ、現時点では無理だけれども将来的には考えてみようとか、何か具体的な方向性は出なかったんですか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まちづくり検討委員会の中においては、ブランディングの中で検討され、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございますが、商品化につきましては、利活用をしようと考えている民間事業者の利便性を考えることが一番だと考えてございますので、開発時間、コストの縮減が図れるということで、先ほどの答弁をしたところでございます。ご理解をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） あわせまして、私からもちょっと答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、道の駅の話をちょっと、議員お質しされておりましたけれども、実は今、出荷組合さんのある会員からは、是非グッズにしたいというお話なんかもありますので、今後、まちづくり会社で先ほど申しました3月に検討会がありますので、その中でもそのほかの事項でこういう話があるんだけれどもどうでしょうかねという話なんかも踏まえて、なるべく私は、すばらしいキャラクターなので、できるだけ全国にアピールしたいんですよ。したがって、この道の駅は絶好のチャンスなんですね。したがって、もう出荷組合にそういう方がいますから、これはね、町としてはフリーにできる話でもありますので、なるべく作ってPRしておもてなしするというところだろうなと思っていますので、私、社長の立場ではそんなことで対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私も、道の駅の目玉として、農産物、飲み物とか、目立って開発とかお聞きしますけれども、是非このキャラクターも利用していけば、より活発な商業活動になるんじゃないかと考えております。

続きまして、町内会集会所の掲示版の整備についてお聞きします。

平成26年12月定例会で町内会集会所の整備について質しております。補助金額も含めて、近隣町村実態調査、町内会長連絡会での協議を踏まえて検討すると回答をいただいておりますが、その後の、現在の状況をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

平成26年12月定例会におきまして、町内会の掲示板設置補助の上限額の引き上げについてのご質問をいただいております。その際、他町の状況も見ながら検討させていただくとお答えをさせていただいたところでございます。その後、近隣市町の状況を確認いたしましたところ、桑折町、川俣町、伊達市、福島市とも、このようなメニューの補助金は用意はしていない、補助制度はないという調査結果だったところでありました。

なお、この掲示板の設置補助の関係でありますけれども、この補助金の交付要綱を国見町で制定したのは、平成19年度です。平成19年4月1日だったのですが、それ以降、この補助の実績については、平成26年の議会でも答弁差し上げましたけれども、平成24年度に申請された1件のみの補助の実績でございます。

しかしながら、地域のコミュニティー活動を促進するためには、ほかの自治体に先んじて行っている事業でありますので、町といたしましても、引き続きこの補助制度、行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの答弁によりますと、現在の補助制度を継続していくことで、金額のアップやそういうのは考えていないということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

現在の制度をこのまま維持という考えでございますけれども、いわゆる上限額のアップについてのご質問であります。

今回、このように佐藤議員からもお話をいただきましたので、この内容については、我々住民生活課としては、町内会長連絡協議会の事務局もしておりますので、3月年度末にもう一度町内会長連絡協議会の役員会がございますので、その中で一度皆さんにお話を差し上げて協議をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 是非、町内会連絡会等の議題にさせていただきまして、皆さんのご意見を集約していただいて、対応していただきたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 引き続き、一般質問を行います。

次に、1 番松浦和子君。

（1 番松浦和子君 登壇）

1 番（松浦和子君） さきに通告いたしました内容について質問いたします。

町では、現在 65 歳以上の高齢者を対象とした事業を実施されております。要介護者も参加できる「国見町高齢者いきいきサロン交流事業」、介護保険非該当者を対象とした「国見町高齢者保健福祉事業生きがい活動支援通所（デイサービス）事業」が実施されておりますが、事業の成果についてと、平成 28 年度に高齢者を対象とした新規事業実施の予定があればお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1 番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、高齢者いきいきサロン交流事業、生きがいデイサービス事業の実施事業と成果でございます。

いきいきサロン事業につきましては、おおむね先ほど議員お質しのように、65 歳以上の高齢者が月 1 回ですかね、町内会の集会所等を活用しまして、血压測定などの健康チェック、趣味活動、ゲーム、レクリエーション等、約 2 時間程度活動すると。そこには民生委員とか健康推進員のほかに、多くのボランティアのご協力をいただいて現在実施をしておると。今年度は 23 カ所で 270 回ほど実施する予定でございます。1 月末の実利用者は 386 人ございまして、また協力者は 86 人となっております。歩いて行ける場所での開催ということで、安心して参加しておりまして、高齢者の生きがいや健康づくり、仲間づくりのため、毎月楽しみにご参加をいただいていると聞いてございます。

次に、生きがいデイサービス事業でございます。この事業は、在宅の虚弱な高齢者を対象に、月 3 回程度、観月台文化センターにおいて、「まちなかタクシー」を利用して日帰りで参加をしまして、健康チェックを行って、給食、軽体操、趣味活動などで 1 日を過ごしていただくものでございます。利用者は 1 月末で 52 人を 5 班に分けての活動になってございまして、皆さん健康でいきいき楽しんで参加いただいております。

なお、この 2 つの事業の運営につきましては、社会福祉協議会に委託をして実施をしております。

人に会う、頭を使う、体を動かす、介護予防、人間生活に張りを出すという意味では非常に効果のある事業かと思っております。

また、このほか高齢者対象の事業としまして、介護ボランティアを養成するための介護予防サポーター養成講座の実施、それから今年度新規事業として、介護予防フェスタくにみ元気まつりなどの実施によりまして、多くの皆さんにご参加をいただいております。



おるかなとも考えております。

次に、平成28年度における高齢者を対象としました新規事業の予定についてでございます。昨年の介護保険法の改正によりまして、町が行う新しい介護予防事業として、運動を中心に活動する通いの場を町内会単位に立ち上げたいと考えております。元気な方も支援が必要な方も一緒に、いきいきサロンのように身近な場所において、週1回継続して運動を行うものでございます。町の支援としましては、最初の3カ月程度は運動指導士の派遣を行い、それ以降は町が今養成しております、また養成しました介護予防サポーターが運動のお手伝いをしながら、地域住民の方との連携の中で運営していく予定となっております。

平成28年度は希望される町内会5カ所で実施する予算をお願いしておりまして、次年度以降も順次拡大をしてみたいと考えております。今後とも、高齢者の皆様の健康維持など十分意識をしまして、事業の構築に今後とも鋭意対応してみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 今、答弁いただきまして、恐らく平成28年度の新規事業は、既存事業の成果と利用者の要望を踏まえた一般事業になるのかと思います。既存事業のいきいきサロン交流事業、それから、デイサービス事業との違いについて、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、再質問にお答えを申し上げます。

既存事業、それから新規事業との差のお話でございます。

これまでのいきいきサロンとか生きがいデイサービスなどにつきましては、先ほど申しました健康チェックをやったり、運動をしたり、食をしたり、人との接点を持ったり、頭を使ったり、いわゆる人間の生きる生活の大体全てをオールラウンドに、何となくフォローするような事業で、時間も半日とか1日と長いんですね。そういった生活サイクルを重点的に考えた事業であるとまず認識をいたしております。

ただ、新規事業の通いの場につきましては、元気老人対策で、運動指導士に1週間1回ですかね、継続して運動のご指導をしてもらおうと。いろいろ体を動かさずご指導をしていただく。運動に特化した健康、介護予防で、時間は1時間半程度と聞いていますので、短い時間で、1カ月に1回とかじゃなくて1週間に1回やって、体の維持は私もいろいろやっていますけれども、1週間に1回やると、結構維持できるんですね。いろいろな面で維持できますから、その1週間に1回というのが大切なんです。そして運動の維持をして、介護にならないように対応していくことだろうと思うんですね。

あと、議員ご承知かと思いますが、よく言われるのは、歩くことなんですね。歩くことで、1日5,000歩歩くと痴呆にならない、7,000歩歩くと高血圧にならない、8,000歩歩くとがんにならないと言われているんですね。ですから、と

にかく体を動かすことが介護予防、あるいは健康維持の一番重要なポイント。私も最近心がけていますけれども、なるべくそういうことが大切かなと言う観点から、とにかく運動に特化する形での事業で今回入れ込んで、若干その辺が違おうと。時間の問題などの違いがあると思っていますので、そんなことで、なるべく体を動かすことによって、これを主体として健康維持、介護予防に対応していくような事業とご認識いただければよろしいかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 私は、平成27年度まで町体育協会の会長をしておりまして、体を動かし、健康維持に気配りの事業は大変ありがたく、歓迎すべきです。

ただ、どの既存事業も、やはり体操という部分に大変重きを置いてきたのではないかと思います。どの事業もそういったところから見ますと同じ流れに感じ、マンネリ化の心配があるのではないのでしょうか。高齢者向けの事業は、みんなが笑顔になる場の提供が大切だと思います。皆様のお会いしたときの挨拶の笑顔、遠慮なく大声で笑うこと、笑いから元気になることは、欧米を先駆けに、日本でも十数年前から研究されており、既に医療の分野でも、病気の治療、回復に成果を上げております。運動する、物づくりを楽しむことも大切ですが、そこに新たな企画を取り入れる。例えば、化粧品会社の美容部員による講習会とかファッションショーとか、最初はみんないい年して恥ずかしいとかおっしゃると思いますが、きれいになって怒る人はいませんし、おしゃれは生涯楽しむものだと思います。マンネリ化した事業にならないためにも、高齢者の皆さんに幸せな笑顔になっていただけるとつぴな企画も、時には必要ではないかと思えますが、いかがかお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 再質問にお答え申し上げます。

今、体育協会の会長さんもやられた女性の観点でいろいろな面でのご発言がありまして、なるほどなど。特に女性の方は、化粧しておれば何となくね、ふわっとこうなる。あとファッションなんか見ると、いいなとなる。まさにおっしゃるとおりで、それが心の英気につながって、体の元気につながるというシナリオがあるかなと、私も議員のおっしゃるとおりだと思っています。

今やっているいきいきサロン、生きがいデイサービス、それから今後やるいわゆる運動の通いの場は、確かにある程度既存事業のパターンの中での対応という形になる。これはおっしゃるとおりかと思えます。そこに、いかにアクセントをつけるかだろうと思えますので、今、議員がおっしゃいました趣旨、十分踏まえましたので、この場でやれるかどうかわかりませんが、例えば、元気まつりや何かに盛り込んで、さっき言ったようなファッションショーをやってみるようなことも、ある意味で可能なかなと、今、保健福祉課長、後ろで聞いていますから、恐らく考えるのではないかと思います。

そんなことも十分踏まえながら、今議員のおっしゃった趣旨を十分踏まえて、やは

りある程度とっぴなアイデア、つまりふわっとこう気持ちになって、それが元気につながっていくという、何とも言えない味がある、まさにおっしゃるとおりなので、十分意を踏まえて今後対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 今後の企画がとても楽しみにになりました。

次の質問に移らせていただきます。

平成37年には700万人、5人に1人になると言われている認知症ですが、これを受けて、国が進める認知症対策として、平成27年1月27日、厚生労働省より新オレンジプランと呼ばれる国家戦略案が提示されました。新オレンジプランの基本方針は、認知症の人が自分らしく暮らし続ける、このプランでは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域の良い環境で自分らしく暮らし続ける社会の実現を目指すことを基本的な考えとしています。

認知症とともに暮らす社会へ、1月16日に開催された福岡県大牟田市認知症ライフサポート研究会の大谷るみ子氏の講演会「認知症になっても安心して外出できるまちづくり」は、まさに国の国家戦略案そのものであると思います。国見町として、高福祉のまちを目指しておりますが、認知症対策の具体的な対応策についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

厚生労働省では平成24年に認知症施策推進5カ年計画「オレンジプラン」、そして平成27年1月に認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」が示されました。その基本方針は、ただいま議員ご指摘のとおりでございます。

これを受けて、町の認知症対策といたしまして、町民の方々に認知症の理解を図るための普及・啓発を進めておるところでございます。具体的には、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを養成する講座を、平成24年のオレンジプランを受けまして平成25年度から継続して開催をしております、これまで約630人が受講を修了しております。今月29日にも認知症サポーター養成講座を開催する予定をしておりますし、今後とも、講座の開催や指導者の養成を行って、普及啓発を進めたいと考えておるところでございます。

次に、昨年12月定例会におきまして議員の質問にお答えをしました認知症初期集中支援チームの設置につきまして、平成29年度の設置に向けて準備を始めたところでございます。これは、認知症専門の医師と複数の保健師、看護師がチームとなって、認知症が疑われる方やその家族に対しまして初期段階から包括的、集中的に支援する仕組みでございます。

町としましては、この認知症初期集中支援チームを公立藤田総合病院内に設置するために具体的な協議を続けておまして、平成28年度は、その設置の条件となります専門医とチーム員の研修の経費について予算をお願いしてございます。

このほか、認知症対策といたしましては、普及啓発ということで、ご質問でご紹介いただいた大牟田市の大谷るみ子さんをお招きしての認知症介護講演会の開催、事業といたしましては、昨年度から認知症高齢者を抱える家族に対しての家族介護教室の開催や、今年度新規事業で、徘徊高齢者位置情報端末、いわゆるGPS端末を支給しての徘徊見守り対策事業などを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 町としても、サポーター養成講座をはじめ、いろんな事業に取り組んでいただいていること、また、私が12月の定例会で質問させていただきました認知症初期集中支援チームの設置に向けた取り組みを進めていただいていること、ありがとうございます。

全ての事業に言えることですが、行政と町民の一体化した対策が重要ではないでしょうか。町ぐるみの体制の強化、例えば、子ども見守り隊のような高齢者向けのステッカーを作り、商店や住宅に張っていただき、認知症患者の買い物の手助けや、保護の協力の依頼や、声かけ運動、また認知症予防サポーターの養成講座を受講された方が現在まで630名おられるということですので、そういう方たちの支援を受け、小学校や中学校での出前授業の実施などは、国見町独自の効果的な対応策になると思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

議員のご質問のとおり、町民、子どもから大人まで、そしてお年寄り同士につきましても、そういった認知症を見守る体制作りは、これから本当に大変大事なことになってまいりますので、ただいまご質問でご紹介していただいた内容を参考にいたしまして、今後の認知症対策を進めていきたいと考えております。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 認知症は本当に誰もがなるんですよ。誰もが避けて通れないものだと思います。その人の症状だけを見るのではなく、家族のため、地域のために頑張ってくられたことに敬意を表し、人対人の政策をお願いしたいと思います。

先ほど、大牟田市の話を出させていただきましたけれども、私も大牟田市から資料をいただきまして、少し勉強させていただきました。大牟田市の担当職員の方ともお話をさせていただきましたけれども、スタート当初は、市民からの理解は本当に得られなかったということで、施設に入れればいいではないかといった声など多くあったと聞きました。1つの大きなプロジェクトを達成するには、並大抵ではない覚悟が必要だと思います。今でこそ全国から注目される大牟田市になりましたが、現在に至るまで、10年以上の時間と労力を費やしてきたとのこと、行政も町民も心一つに進むことが、極めて大切になります。

東海道本線愛知県共和駅での、当時91歳の認知症男性の死亡事故の賠償責任を遺

族が問われた裁判が注目されました。結果的には、一審、二審の判決を覆し、遺族への賠償責任はないとする最高裁判決が3月1日にありました。大切な家族の介護に一生懸命専念している家族に、行政と町民が一体となった光のあたる対応ができるかどうか大きなポイントだと考えます。

町ぐるみの連携強化の確立が大切ではないでしょうか。できることからしっかりと実行し、町内外の多くの方たちに、国見町は老後も安心して暮らせる優しいまち、人を大切にすまち、魅力あるまちを発信していくことにつながると考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、2番村上一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

人・農地プランについて。

町では、人・農地プランの説明会が各地で開催され、既に小坂地区では実施されております。農業情勢の変化に伴い、T P P問題や後継者不足、耕作放棄地等、農業問題は深刻になっております。また、米価の下落により、作付されない水田が見受けられるようになりました。

今の農業の現状を考えると、今後、国見町の農業にとって、人・農地プランは重要な事業であり、取り組むべき時期であると考えます。旧町村単位でもそれぞれの農業経営形態がありますが、今後、各地区の特性を考慮し、地区ごとの連携を図り、町基幹産業としての農業の位置づけが必要であり、重要であると考えます。

また、人・農地プランの推進にあたって、各地域の話し合いで進めていくことも大切ですが、町として長期展望に立って国見町農業振興ビジョン計画等を作成し、進めていくことが必要と考えますが、町の考えをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 2番村上一議員の質問にお答えを申し上げます。

町の農業振興に関する長期的な振興ビジョン等の策定に関するお質しということで、お答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

町の農業振興に関する計画は、まず一番最上位計画、町のバイブルということで国見町振興計画がございます。後期計画、今回議会にご上程をしておるところでございます。基本的にはそれがベースになるということでございます。

さらに、個別具体的な計画としましては、先ほどご指摘がありました人・農地プラン、それから農業振興地域整備計画、鳥獣被害防止計画、それから農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想など、生産者の皆様に直接関係する個別計画ですね、それぞれいろいろな方がいらっしゃいますので、個別計画を策定して、その推進を具体的に図っておるのが現状でございます。

ご案内のように、農業を取り巻く情勢は高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害、生産基盤整備の課題など、大変厳しくなっておりますので、議員ご指摘のとおり、これらに対応していくためには、中長期的な農業に特化した形での振興ビジ

ョンの必要性は、私自身も、県でもいろいろやっていたので、十分認識はいたしておるところでございます。

ただ、私、この国見町に入って思いますのは、指針だけではこの国見町は立ちいかないということです。やはり、国見型で何をするかといった場合には、私は、総論よりも、より具体的な各論の個別計画の精度を高くして、それで具体的に回していくことのほうが、これは非常に効果があるということが、私、3年ちょっと経過していませんけれども、全ての分野において具体行動を図るんだというのが、町の姿勢であると。したがって、大きなバイブルは必要なんですけれども、それ以上に各論をどうするんだという議論を十分意識をして対応していく必要があるかなと、私自身は思っておるところでございます。

しかしながら、当然、農政全体のビジョンは効果的な面もございます。現在策定を進めております各論の人・農地プラン、それから平成28年度に見直す予定としております農業振興地域整備計画、また農産物の6次化の推進計画を、次年度中に新規で策定する予定といたしてございます。

そういったさまざまな策定の過程で課題を整理をしまして、また国・県の動向なんかもいろいろありますよね。極端にどんと変わった場合、やはり必要性が出てくるということもございますので、国・県の農業施策の方向性とか、あとは具体的な国見町の生産者の皆様、生産団体の皆様、こういった意見要望などを十分踏まえながら、農業振興ビジョン策定の必要性がどこまであるかも十分見きわめながら、検討しながら、今後対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上一君。

2番（村上 一君） 今、答弁ありましたが、人・農地プランについて、これから進めるにあたってお聞きしたいんですけれども、小坂地区では現在実施されておりますが、実施にあたりまして、事業推進の経過、事業内容についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

平成26年度に小坂地区の人・農地プランについては一通り策定をしてございます。

小坂地区については、ご承知のとおり圃場整備事業が完了しまして、農地の集積もある程度進んでおり、人・農地プランの策定の結果、中心的な担い手ということで手を挙げられた方が6名いらっしゃいます。その6名の方が中心となって、小坂地区の農地の集積なり、担い手として活動していただいている状況でございます。

それで、今年度に入りまして具体的に集積が進んだ結果、地域集積協力金という地域を支援するお金が国から入ってくるわけでございますが、三十数ヘクタール分を集積したということで、1反歩当たり2万円、730万円ほどでございましたが、地域の今後の農業活動、生産活動に活かすということで、そのような交付金が交付をされてございます。

それとまた、この人・農地プランにつきましては、それぞれ1回策定したからいい

というものではございませんで、その都度担い手の方が増えればその都度計画を見直して、それと、出し手の方が増えれば出し手の方をその計画に位置づけまして、集積をより図っていく計画でございますので、今後とも、1回作ったから終わりではなくて、引き続き、小坂地区での人・農地プランの話し合いを通じて、その計画に沿って推進してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上一君。

2番（村上 一君） 人・農地プランは各地区で説明会がなされ、原則として旧町村単位ではなく、大字単位で進めるべきという意見が出されております。今後、検討会ができ、検討員8名による検討プランの審査、作成に当たるといこととありますが、検討員の人選については、やはり地域の農業の将来を考えると、幅のある人選が必要と考えますが、その点、人選の考えを教えてくださいたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 今のは通告外ですね。通告されている内容とちょっと違うのです。

（「はい」の声あり）

議長（東海林一樹君） 村上一君。

2番（村上 一君） では、最後に、この事業を推進するには、農地利用集積集約が前提であると思っております。そのためには、農地管理機構の活用が重要になると思うんですが、町の考えをお伺いしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

農地中間管理機構の活用につきましては、当然、人・農地プランにうたってございまして、原則、人・農地プランに農地を出したいという方、手を挙げられた方につきましては、農地中間管理機構を通じて担い手の方に貸し出すと。そうしますと、先ほど申し上げました小坂地区であれば、地域協力集積金という協力金が入るメリットもございまして。そのようなこととございますので、中間管理機構を通さずに農業委員会等を通して個人的な貸借もできるということとございますが、国・県をはじめ、その農地中間管理機構を活用した農地の集積を進めている現状もございまして、町といたしましても、そのような制度を活用しながら、今後の農業の推進に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上一君。

2番（村上 一君） これから農地プランを進めていくわけなんですけれども、これからの農業を考えるとやはり必要なこととありますので、それを町としても大いに進めていただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） さきの通告に従いまして、町の土砂災害対策について質問いたします。

毎年、国内では台風や集中豪雨によって土砂災害が発生し、大きな被害となっています。土砂災害警戒区域指定に伴い、不動産価格が下落されます。町の固定資産評価の見直しがあるのでしょうか。担当課に伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 10番阿部泰藏議員のご質問にお答えいたします。

議員もご承知のことと存じますが、この土砂災害警戒区域の指定につきましては、土砂災害防止法に基づき、知事が指定することとされております。その指定方法につきましては、土砂災害により住民の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域を土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと指定されており、その区域の中でも特に建築物等の損壊により住民に著しい危害が及ぶとされる区域を、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンとして指定することとしております。当町におきましては、平成25年5月と平成27年3月及び6月に指定を受けており、現在18区域となっております。

固定資産の評価の見直しについてであります。町では、土砂災害特別警戒区域内の宅地につきましては、建築をする際に、土砂災害に対する一定の安全策を講じなければならない構造制限が設けられていることから、固定資産評価の減額補正を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） そうすると、税務的な固定資産評価というのは、レッドゾーンの部分で特定開発の許可制、あるいは建物の構造性が行われることに対して、今回評価が減額行われると理解していいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） お答えします。

今回の特定開発行為の制限や建築の際の構造制限があるからではなくて、土砂災害特別警戒区域のゾーンに指定されたことによりまして、総宅地面積に対する危険ゾーンの割合をもって減額補正をしているということになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 全国の市町村では、この部分に関して、レッドゾーンに対してもやはり影響が起きるというのが、不動産取引において不動産業者が、建物や土地に対して危険な場合は取引において告知しなければならないという条文がございます。レッドゾーンだけでなくイエローゾーンにも、こういう不動産評価の減額を行うことについては、全国の市町村でもやっているところとやっていないところがありますが、この町ではやる考えがないということなんでしょうか。

イエローゾーンは生命または身体に「危害が生じるおそれがある」。レッドゾーン



は「著しい被害が生じるおそれがある」。その文言だけで大体同じようなことなので、全体的に固定資産評価に対して被害が生じると思うんですが、どうなのでしょう。片方だけでこの町は減額ですが、どのくらい減額するのか。指定前は100とすれば、今回はどのくらいの減額になるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） お答えいたします。

固定資産の評価の見直しにつきましては、地方税におきましても固定資産の適正な評価ということが規定されておりますし、それに基づきまして、固定資産評価の基準がございます。現在のところ、土砂災害危険箇所区域につきましては、特別警戒区域に指定されているところが、その減価の見直しの対象となると定められておりますので、町としては固定資産評価の基準書に基づいて減額を行うということで、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

県や国では、土砂災害区域から避難のソフト面とあわせて砂防ダム等のハード面の計画があるのでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

砂防ダムの設置の計画についてのお質しでございますけれども、砂防ダムにつきましては、砂防法に基づく県の事業になってございます。管轄する県北建設事務所に確認をいたしましたところ、現時点での設置の計画はないとのことでございます。

ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合におきましては、随時対応していくこととなるとの回答でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これからこのハード面が行われた場合、指定の解除は行われるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 指定の解除につきましては、町が判断するべきものではございませんので、県の判断になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 特別警戒区域に指定された既存住宅について、地区外からの移転に対して、町としての支援の考えについて伺います。

議長（東海林一樹君） 通告外の質問です。次の質問に移ってください。

（「はい」の声あり）

10番（阿部泰藏君） 現在、町の砂防ダムは数カ所ありますが、維持管理や土砂の蓄積

状況、効果について伺います。

最初に、砂防ダムの効果について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

砂防ダムの維持管理費、効果についてのお質しでございますが、国見町における砂防ダムにつきましては、7カ所で計13基ございます。

維持管理費につきましては、県全体で700万円ございました。これは恐らく砂防ダムの目視確認等をしていると思われれます。この中には、砂防ダムのほかに流路工の維持管理も入っておりますため、砂防ダムだけの管理費についてはわからないという回答でございました。

効果ということで、土砂の堆積状況につきましてはほぼ計画の範囲内での堆砂がなされている状況でございまして、砂防ダム本来の機能でございます山脚固定等の効果は発揮されているとの回答でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 砂防ダムの土砂の蓄積に対して、この蓄積した部分というのは、これから取り除いていく方向なんでしょうか。あるいは、今ほとんどの砂防ダムについては、取り除かないで溪流の落差をなくすために、その上にまたダムを作っていくという工法もやっているようですが、町としては、その土砂を堆して蓄積したものを取り除いていく方向で考えているんですか、伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 砂防ダムの基本的な設置の考え方といいますのは、急斜面の山崩れを防ぐために、土砂をためる目的に造るものでございますので、堆積物を除去するという基本的な考えはございません。そのために、砂防ダムが高さ、天端ありますね、天端に対して土砂がたまっていくことによって、その水の流れの勾配を緩くさせる効果を発揮するものですので、土砂はためることに視点を置いて設置されているものとご理解を賜ればよろしいかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 土砂をためるための設置と伺ったんですが、これは土砂が満杯になったらどのようにするかということを今、伺ったんです。そのままためておいて、また新しいダムを作るのか、あるいは取り除いて、そこにまた蓄積する方法をとるかということなんですが。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 砂防ダムを設置する場合につきましては、山のボリューム、斜面の角度等を勘案いたしまして、技術的に計画ボリュームを検討して、ダムの天端高を決定されていると判断をしておりますので、最終的にその部分を大きく超えるような状況になれば、その上流側にまた設置することも可能だと思うんですが、その堆砂

する年数とかそういったものを計算した上で砂防ダムの設置の計画を進めていると、多分思われるとしか、私も答えようがないんですが、このような状況で、県では計画的に各地区において砂防ダムの設置を進めているのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、町内の土砂災害区域あるいは特別警戒区域は、現在18区域指定となっていますが、これから警戒区域は増えるのでしょうか。これについて伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

全ての調査が終了しているということではございません。この土砂災害防止法ができてから、レッドゾーンの指定、さらにはイエローゾーンの指定ということで進めております。ただし、ご承知のとおりレッドゾーン、特に人命に大きく影響する箇所については先行して進めている状況でございますから、国見町におきましては、レッドゾーンについては指定をしているのかなと考えておるところでございます。

ただ、今後もまだ調査が全て終了しておらない河川、沢等がございますので、イエローゾーンについては今後も順次指定がされていくものと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） そうすると、まだ町内の基礎調査は終了していないということなんでしょうか、これからどんどん増えるということは。あとは、指定される危険箇所というのは、5メートル高さの角度が30度以上が基準となっていますが、町内そっちこちにおいてたくさんこういう箇所があるんですが、こういう箇所が全部危険区域としてこれから指定になっていくということなんでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 5メートルの30度というのは急傾斜地の話になってまいりますので、急傾斜地と、また砂防と、地滑りと、おのおの違いますので、全てがそこに該当するのということになりますけれども、急傾斜地につきましては当然人家連担地区で危険のある場所について、現時点では1カ所指定になってございますが、この場所につきましては人家連担地区として国見町に該当するものはもうないと思っております。ただ、地滑りと砂防につきましては、現在まだ県でも調査を進めておる場所がございます。全ての砂防を調査している、要するに、人家連担地区を優先して進めてきた関係上、この人家がない部分もありますよね、当然、上のほうに人家がない、軒数が少ないといった小さな沢もございますので、それにつきましては平成27年度にも県が調査に入っております、今後その調査結果に基づきまして総合的な判断の上でイエローゾーンに指定するかしないかといった判断になるとご理解を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏議員の質問途上でありますけれども、午後1時まで休議いたします。

（午後0時02分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 引き続き一般質問を行います。

10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君に申し上げます。質問するときは、挙手をして、議長の支持を受けてからにさせていただきたいと思えます。

なお、通告外の質問並びに重複する質問は慎んでいただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

10番（阿部泰藏君） 引き続き質問を行います。

土砂災害区域が指定になりまして、住民は自分の住んでいるところが危険区域なのか安全なのか、わからない状況下であります。地区の説明会は行う計画があるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域に関する説明会の予定についてのご質問であります。昨年12月の議会定例会の一般質問の中で、土砂災害警戒区域等の指定見直しを反映した内容の防災マップを作成して、各地区ごとに自主防災会役員を対象とする説明会を開催する予定であると答弁をさせていただきました。

そして、印刷中のこの防災マップについてですけれども、来週には仕上がります。そこで、自主防災会役員の皆様への説明会を、来週9日木曜日から5地区で開催することとしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 防災マップを中心にした説明会を今度行うという計画でございますが、住民の方々の考えとしては、今まで土砂災害危険区域は行政がやってきたのに、なぜ行政でやらなくなったのかや、あるいはこれからはできないのか、また、これから安全に暮らして、枕を高くして寝るにはこの土地を離れることしかないのかということ住民の方は知りたいと思うんですが、こういう部分もあわせて説明を行うよう

にしていきたいと思えます。

さて、次の質問に移りたいと思えます。

土砂災害警戒区域は、全国自治体で指定されています。指定された区域では、一度たりとも土砂災害事実もないことから、危機感が低い状況にあります。行政と住民の危険に対しての認識の開きを感じます。危機感を高めていくにはどうしたら良いか、考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

行政と住民の土砂災害に対する認識についてのご質問でございますが、これは国見町ではなくて全国的なことでよく言われることと思うのですが、市町村から避難勧告等の情報を発信しても、避難指示の発令をしても、住民の方が「自分が生まれてから何十年もここは何もなかったから、避難しなくても大丈夫だ」という思いで、危険でありながら避難をしないで、結果的には危険な目に遭ってしまう。あるいは災害に遭ってしまうということも、実際全国的にもあると耳にもしております。

しかしながら、防災対策につきましては、我々行政だけの対応ではなく、町民一人一人の皆様、そしてそれぞれの地域地域での災害や防災への意識をしっかりと持っていていただくことも大変重要であると考えてございます。

町といたしましては、先ほどお話ししました新たな防災マップ、土砂災害警戒区域、いわゆる土砂災害を中心でありますけれども、新たな防災マップを説明する機会を一つの契機としながらも、住民の防災意識の高揚を図る取り組みを今後とも継続してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この土砂災害につきましては、ハード面がおくれている以上、自分の命は自分で守ることが原則だと思います。

しかし、そうなってくると、避難と防災情報が重要になってきます。確かな予測というものはございませんけれども、被害情報の空振りがよく問題になりますが、この点についてどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

いわゆる被害の状況、あるいは災害の情報を、どのような形で周知するかということでございます。

町における地域防災計画の中では、現在役場の対応としては、気象警報、例えば大雨警報が出ますと、住民生活課、課長以下4名並びに産業振興課長、そして建設課長、この6名が態勢につきます。警戒するための配備になります。

その次の段階になりますと、警戒配備の上ですから、災害対応の配備になりまして、実際被害が起きそうだとということも含めて、災害対策本部の設置も含め、町長を先頭に町全体で対応するようになります。

しかしながら、我々だけではいけません。実際、情報を皆様にお伝えしなければならぬことを踏まえ、昨年10月の大雨の際に、町といたしましては情報については当然のように、あのときは避難準備情報を発令したわけでございますけれども、その際には皆様のように携帯で避難情報のメールも含めてさせていただきました。

また、今はテレビとか見ていただきますと、何々市、あるいは何々町で避難所開設と字幕のスーパーで出ると思うんですけども、これも都道府県と市町村の間でのLアラートというネットワークがございまして、そちらを我々でシステムに入力することにより、自動的にテレビ各社にデータが行きまして、放送が流れるような仕組みになっております。

あるいは、うちの町にありますけれども、防災の行政無線で戸別受信機もありますので、そういうあらゆるツールを使いまして、住民の皆様には正確な情報をお伝えすべく、町といたしましても今後とも注意して、あるいはしっかり対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 避難の目的は、被害を最小限に抑えることが一番重要な目的でございます。

次に、石母田地区の人々は、石母田集会所を住民の緊急災害避難所として多くの方が要望しています。集会所は、緊急避難所として指定はできないのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

石母田集会所を避難所として指定することについてのご質問でございますけれども、昨年9月の関東・東北豪雨におきます避難準備情報発令時の対応に関連いたしまして、防災訓練終了後に、昨年27年度の防災訓練終了後に開催いたしました石母田地区の防災訓練実行委員会におきましても、この件について、石母田集会所を避難所として意見は出たものでもございます。

そのご指摘の石母田集会所につきましては、先ほどもお話ししました新たな土砂災害警戒区域のイエローゾーンの外に所在しているということだけではなくて、平成26年度には、町の防災倉庫としての備蓄食料や資機材を配置したところでもございます。

したがって、国見町地域防災計画の資料編ではありますけれども、その中に石母田集会所を指定避難所に位置づけるべく、今後、所要の進め方を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 最後に、今後、土砂災害等のないまちづくりの取り組みについて伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

土砂災害のないまちづくりについてのお質しでございます。

土砂災害を含めて、災害がないのが一番ですね。さらに、私も何かあったときに、ないように、ないようにという思いで常に対応しているのが現状でございます。

しかしながら、皆さん経験しましたように、東日本大震災はじめ、広島での土砂災害、それから関東・東北の洪水等々、さまざまな災害が発生するのが現在の状況と考えております。

これまでのさまざまな災害の教訓を十分活かして、少しでも災害を減らすという、いわゆる減災の基本的な考え方ですね、そのためにどうするのだという基本的な考え方、それと同時に、やはり自分で自分の身を守る、これは東日本大震災で大きなテーマになりました。その自助の考え方が現在非常に重要視されているのが現状でございます。十分皆さんご承知のとおりかと思えます。

そういった中で、町におきましては、町内会に自主防災組織、これが組織化されておりまして、いろいろな面での減災のまちづくりには、非常にコンパクトではありますけれども、機動的に対応されておるかなと認識をいたしております。

また、町としましては、先ほど住民生活課長から答弁ありましたように、防災マップの改定をさせていただきましたので、3月9日から5方部での説明会を実施してまいりたいと考えております。

それから、基本的に今回の大震災で、災害と自助が非常に重要視されたということで、これ全戸配布等々、皆さん方に戸配をしておるところでございます。この自助の考え方の基本的な普及啓発もさせていただいておるところでございます。

さらには、私が町長に就任しまして、2回でございますけれども、土砂災害の避難準備情報をいち早く出させていただきました。空振りを恐れずという思いで、避難所をすぐ設置しまして対応させていただきました。そういった減災に対応する考え方、そういった観点でのスピーディーな対応をさせていただいた等々があるわけでございます。

今後とも、とにかく少しでも災害がないことにこしたことはないわけでございますので、基本的には減災とか自助の考え方を十分認識していただきながら、そしてひいては少しでも災害のないまちづくりを町民一体となって、オール国見で連携を図りながら対応していくと、そんな思いで今後ともまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 以上で一般質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成28年第2回定例会にあたり、さきに通告しておりました質問

をさせていただきます。

内容は、廃校利用した施設の現況と今後の運営方法についてであります。

廃校活用プロジェクトとして、平成25年12月に国見町旧小学校校舎活用基本構想が策定され、旧小坂小学校は高齢者の軽運動施設として、小坂ふるさと館として開設しておりますが、その後の利用状況についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

昨年4月にオープンをしまして、5月から本格利用が始まりました小坂ふるさと館についてのお質しでございます。

この廃校利活用につきましては、町の重要課題の一つとして位置づけをしまして、平成24年度から活用についての検討を始めております。平成25年度には具体的な活用についての地区の方々の意向を十分踏まえた基本構想を策定いたしましたところでございます。

この計画では、廃校活用につきまして、負担を少なく継続的に続けるために、事業化の方向性3項目を掲げたところでございます。1つ目は、将来的な環境変化に対応するために、活用の期間を15年程度と見込む。2つ目には、財源が確保できた、いわゆる実現可能なところから事業化をする。3つ目が、施設の管理と運営は地域づくりを主体的に担うところに対応する。この3点を確認いたしましたところでございます。特に、3番目の「地域づくりの主体に」との点が非常に重要でございまして、全国の廃校活用の事例を分析した結果におきましても、成功している事例は、地域が主体的に行動しかかわったところが中心でありまして、行政に任せるとか誰かがやってくれると考えておるケースは、ほとんど成功していない状況でございました。つまり、地元で残したいものを真剣に考え、そのために使える施設を行政とも十分連携しながら、地元で運営するシステムを導入することが非常に大切な考え方ではないのかと思っております。

ところで、ご質問の小坂ふるさと館の利用状況でございますが、介護予防教室の場と地域の憩いの場として活用されておりますが、地元の小坂地区において自主的に運営協議会を設置いただきまして運営を担っていただいております。5月の本格運用開始から1月末までの9カ月間の延べ利用団体は139団体、利用延べ人員につきましては約2,200人となっております。この間の町の事業としまして、はつらつ運動教室とか、あるいは介護予防サポーター養成講座、あとは国見町応援団ツアーなんかがよく来ていましたので、そこでの利用なども行っております。全体で利用が826人で、1,376人が地元を含めた一般利用となっております。加えまして、利用団体ベースで地区別の利用状況であります。小坂地区が42%、そのほか、これ町全域になりますが58%、県外も入っているかもしれません、町外・県外となっております。利用時間帯につきましては午前が67%、午後が24%、終日利用が8%、夜間利用が1%となっておりますので、単に地元のみではなくて、さまざまな広報等々を行うことにより、町全体での利活用が図られておりま



して、当初予定の成果になっておるのかなと認識をいたしております。

今後とも、小坂ふるさと館の設置の本来の目的に沿った形で、特に地元運営協議会との連携を十分図りながら、利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、これ以降の関連する質問につきましては、それぞれ関係課長から答弁いただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま町長からすばらしい回答、その内容、今までの状況を聞かせていただきまして、大変いい状況だなと思っております。

そこを踏まえて、新たな質問をさせていただきます。

今、利用状況の数字も見させていただきましたけれども、その利用状況は当初からこのぐらいの人数あるだろうと、このぐらいの人数はあったのかなということで、実際の考え方についてをお尋ねしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今ほどの町長答弁のとおり、この施設は、1つに高齢者の軽運動機能と地域の憩いの場ということで整備改修したものであります。

当初から想定した人数なのかという点であります。軽運動機能の利用につきましては、介護予防教室等の介護予防、高齢者の健康づくりを進めることを基本としてございますので、町が事業として利用をすることを想定しております。その意味では、大きな乖離はないと考えてございますが、この高齢者の軽運動機能の場があいている時間、さらには地域の憩いの場としてのコミュニティースペース等についてはさまざまな利活用をいただくとしておりましたので、その意味では、想定以上の利活用が進んでいると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の説明でも、予定されていた以上もいたと。先ほどの説明にありましたように、小坂地区の方々には、名前の確定も含めてそれなりの関心があったと。その上、管理も運営委員会に委託されているために、利用者の方々は今ほどですと小坂地区で42%の方々にご利用されているということ、そして利用者は小坂の方々が多いのはあたり前かもしれませんが、昨年4月12日にオープンしていることについて、小坂地区以外の方への周知は万全だったということだったのかお尋ねさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

小坂地区外の方への周知は万全であったかという質問でございますが、町の施設であることは議員のお話のとおりでございます。

また、周知の件につきましては、どこまで行えば万全であるか、これは判断の難し

いところではありますが、先ほどの利用状況に対する町長答弁のとおり、利用団体ベ  
ースで小坂地区外の利用が58%となっておりますことから、一定の認知はされてい  
るものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） この施設がオープンする前は、「小坂小学校跡には何ができるんで  
すか」と町民から尋ねられ、高齢者の軽運動施設として、あるいは地域的なコミュニ  
ティ的な部分で生まれ変わりますよと、町民の方にお知らせしていたんですけど  
も、全ての高齢者の対象である施設だと以前は聞いておりましたけれども、今後はど  
のような高齢者が対象になっていくのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今ほど、議員のお話のとおり、この施設は町の施設でありますことから、全ての町  
民の方が対象でございます。

また、その中で展開される事業の対象ということでのお話であれば、その点につい  
ては保健福祉課長より答弁をさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

軽運動機能の場で行われる介護予防の事業の対象者ということでお答えをいたしま  
す。

現在行っておりますはつらつ運動教室の対象者は、介護保険における要介護の認定  
を受けている体を動かすことが困難な方ではありませんで、事前に健康度を調べるチ  
ェックリストにお答えいただいた方のうち、日常生活はできていても、日ごろ運動す  
る習慣のない、介護になるリスクの高い方を対象としておるところでございます。

また、介護予防サポーター養成講座につきましては、一般町民を対象にしておいま  
して、介護予防教室、あるいは生きがいデイサービスなどで運動のお手伝いをしてい  
ただくボランティアを養成するものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からの説明でありますけれども、では、今言ったように軽  
運動できるかと、軽運動もちょっと難しい方ということだと思っておりますけれども、今  
後の展開として、その高齢者にとっても元気な方と、言葉は悪いですがけれども、そこ  
までの元気がない方に対してどのような方策があるのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

小坂ふるさと館の軽運動機能の場を利用した、介護予防のため、あるいは元気増進  
のための取り組みということで答弁をいたします。

平成28年度におきましても、介護予防の運動教室を継続する予定をしてございま

すが、制度上は介護保険の改正を受けまして、町が行う新しい介護予防事業に移行して実施することとなっております。対象者につきましては、運動する習慣のない、介護になるリスクの高い高齢者となりますので、チェックリストなどで対象者を把握してから実施する予定をしておるところでございます。

また、介護予防サポーター養成講座につきましても、継続する予定でございます。

さらに、元気な高齢者、あるいは支援を要する高齢者を対象とした介護予防事業といたしまして、先ほど松浦和子議員のご質問にお答えしましたが、身近な場所において健康体操など軽い運動を中心に、週1回程度継続して活動する通いの場の事業を新規に取り組む予定をしております。

来年度は、希望する町内会5カ所で実施する予定でありますので、小坂地区の町内会で小坂ふるさと館での実施を希望されれば、さらに活用が図られるものと思われま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 保健のほうに対すれば、高齢者を助ける部分は確かにあると思いま

すし、そうならなければいけないと思っております。

高齢者が元気になり、一人でも多くの方に長生きしてもらうことは最大の目標であります。その上で、高齢者の行動範囲を広げてもらうと、先ほどいろんな話で高齢者が歩くことにより認知症も減っていくという実績もありますので、そうした部分でありまして、まちなかタクシーを利用して、今の会場で今言ったように数をやっていくのだというのであれば、来場してもらえるようなことを考えるべきだと思いますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

一般質問の通告書においては、高齢者が移動するための交通手段について、まちなかタクシーを利用するようPRすべきではないかという質問でございましたので、その趣旨に沿って答弁をさせていただきます。

高齢の方が小坂ふるさと館を利用するにあたって、まちなかタクシーの利用促進を図るべきとのことですが、町民を含め、多くの皆様に施設を利活用いただくことは、公共施設整備の目的の一つでもあります。

そして、そのための交通手段として、町商工会が主体的に運行しておりますまちなかタクシーを利用していただくことは、住民の利便性を向上させ、地域と地域を結ぶ交通手段としての取り組みであり、まちなかタクシーの目的にかなうものであると理解をしております。

町といたしましても、住民満足度の高いまちなかタクシーの運行に対し補助を行っていることもあり、利用推進のためのPRチラシの配布、広報くにもでの記事の掲載、さらには生きがいデイサービス利用者の外出支援事業、幼稚園通園者でまちなかタクシー利用者への助成など、まちなかタクシーの利活用を支援しているところであり、

今後にも必要な取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、あくまでも運行主体は町商工会でありますので、一義的には運行主体であります町商工会でPRに取り組んでいただくものと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 確かにPRに関してはそうだと思います。

ただ、高齢者に関しまして、健康はお金で買うことはできません。やはり健康になるための材料にはお金が必要であります。軽運動施設として開設しているのであれば、できれば週一の1回、先ほどもいろんな話は出ておりますけれども、インストラクターの方を呼んでいただき、運動の必要性と楽しみ方を教えられる、お金を出しても行きたいという企画を設けるべきではないかと考えますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

小坂ふるさと館の改修につきましては、介護基盤安定化基金事業として計画が認められましたので、軽運動機能及び地域の憩いの場として、この交付金を活用して整備をいたしましたところでございます。

このため、介護予防のための運動教室であるはつらつ運動教室、あるいは介護予防サポーター養成講座を実施しているところでありまして、受講者につきましてはメディカルトレーナーの指導を受けながら、楽しく軽運動に取り組んでいるところでございます。

なお、開催回数は1月末現在で54回となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） お金をいただく以上は、やはり健康になっていただくという過程もわかりますし、費用対効果が求められるために、そこに通われる方がお互いに相乗効果が得られると考えられます。そこに、笑い声などいろんな部分でお互いの気持ちが高まり、そして高齢者の気持ちが高くなっていくような施設と考えられますけれども、その点についてもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お金をいただく以上ということなんですが、もう一度、具体的に趣旨をお話をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） お金という部分に関しては、一応今言ったように、まちなかタクシーで来ていただくことは、そこで既にお金を、町民の方からいただくこととなります。今まで保健福祉課ですと、同じまちなかタクシーでも町民の方はただで乗って移動しております。それを、お金は自分で自腹を切ってまでも、その運動施設に行きたい

と思わせるには、お金を出してでもそこに行きたいと思われる違った形の企画があればいいのではないかと質問させていただきました。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

一般の町民の方が、小坂ふるさと館に軽運動をしたいということで行きやすいような企画を考えたらということの趣旨だと思います。

先ほどお答えをしたように、この小坂ふるさと館については、地域の方が自主的に設置をした運営委員会で管理運営を行っていただいております、私どもが関係ないということではなくて、私ども含めていろいろ相談に乗りながら行っていただいているところでもあります。その意味で、さまざまな企画も小坂運営協議会で企画をしていただいているということもございます。

議員のご意見の部分についても十分参考にいたしながら、今後検討をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そういう部分に限っては、課長から出ていましたので、是非考えていただければと思います。

仮定の話になってしまいますけれども、先ほど町長からの答弁をいただきまして、町民の方々に再度周知を行った場合、利用者数が、今以上の利用が増える可能性があると思っております。その上で、夜間の利用者が今のところ1%ということで、夜間利用者をそこまで考えていない部分はあるとは思いますが、今後、日中の管理者と、夜間利用したいという方が増えてきた場合に、夜間の管理者も考えるべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

利用が増えた場合の管理のあり方、あるいは運営の仕方についてのご質問の趣旨と考えます。

先ほどの町長答弁のとおり、運営につきましては小坂地区運営協議会にお願いをしておりますことから、利用が増えた場合の対応等につきましても、当該の協議会で検討をいただくことになると考えております。

また、このような場合も含め、運営についてさまざまな課題につきまして、これまで同様に協議会からの相談に対して、町も一緒に考え、支援をすることといたしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、委員会というか、その中に委託をしていると、それで町も考えていきたいということなものですから、大変ありがたい言葉をいただきました。

そしてやはり、管理者の負担軽減をさせる処理も十分に検討していただければと思

います。

次の質問に移らせていただきます。

旧大木戸小学校の活用については、歴史まちづくり計画の認定を背景に、歴史・文化に関する資料の収蔵、保管、展示、更には研修施設も兼ねている施設であると説明を受けておりましたが、当町においては歴史的なものは莫大であり、それを集めた場合、資料をどこまでの範囲で維持管理していくのかについてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答え申し上げます。

現在、国見町では縄文期から大正・昭和にかけての多種多様な資料が保管されています。これは、国見町民がこれまで築き上げてきた遺産であり、国見の未来を考える上でもかけがえのないものと言えます。

旧大木戸小学校では、名称は仮称ではありますが、歴史資料館として資料の収蔵場所、そして展示、ガイダンス施設として利用すべく、今年度、来年度2カ年をかけまして改修工事を進めているところであります。

町では、これまで守り継がれてきた膨大な資料を後世に受け継ぐことを目的として、再整理を進めたいと考えております。今回の施設移動に関しまして、再整理を進めていくこととし、次世代に伝えるべく整理対応をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今言ったように結局全ての遺品、歴史的なものを入れてしまえば、今の学校施設に対して教室を全て使っても足りないぐらいではないかと私は考えております。ある程度、展示したいもの、あるいは倉庫管理するものは細かく考えるべきではないかと。そうしなければ、言葉は悪いですが、倉庫としてしか機能を果たさなくなってしまうのではないかと、費用をかけた意味のない施設になりかねません。

誰に運営管理を任せるかわかりませんが、そうならないように最善の努力が必要と考えますけれども、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答え申し上げます。

ただいま答弁したように、再整理を進めることで、大方の収蔵量については概略をつかんでいるところでございまして、収蔵に関しては整理分類し保存することとして、展示という話がございましたが、常設的にするもの、テーマ等によって特設的に行うもの、更には研修目的によって資料を提示するもの等、区分できるような形で考えているところでございます。

さらに、これらの作業を行うには、ある程度専門的な知識とスキルが必要なことは言うまでもありません。歴史資料館の整備にあわせて、この辺についても検討を進めている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 全ての資料、いろんなものを集めていくと思うのですが、その資料を集める上で、相当数のボランティアの方々の協力が不可欠ではないかと考えております。

そこで、新たな人材確保、今のボランティアの方々の現状を維持するための方策があるのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 資料整理等において、軽微な作業は別として、現在文化財ボランティアの方が21名登録していただいております。今年度、案内ガイドとして33件、1,200名の県内外の皆様ご案内をいただいたところでございます。

議員ご指摘のとおり、ボランティアの確保については一朝一夕にできるものではなく、歴史に興味のある方、郷土史関係に興味のある方を広く集めながら、郷土史研究会等と協力しながら、その確保、そして研修等によって育成に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の答弁では、歴史的な部分でそういうボランティアの方々が協力していただけるということで、大変いいと思いますし、その状態が続いてもらえれば、それにこしたことはありません。

今後のことを考えれば、将来ボランティアの育成は当然必要だと思います。今の方々が、言葉は悪いですが、あと何年もその状態を維持できるとは思いませんし、やはり興味を持っていただける人も育成しなくてはならないかなと思っております。

ボランティアだからただですよということではなくて、ボランティアに参加していただけるような環境ですか、そのようなシステムも必要ではないかなと思いますけれども、その点についてはいかが考えておりますか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答えいたします。

現在、文化財ボランティアの皆様につきましては、全くの善意でご奉仕いただいている状況でございます。

議員からのご指摘でございますが、継続的に、なおかつ活動の励みになるような対策について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 前も学校教育でも、やはりボランティアは本当に善意でやっていただけることが大変ありがたいことです。だとしても、やはり全てがただですよという時代ではなくなっているのかなと、ボランティアの方々の待遇も十分に考えていただきたいと思っております。

では、最後の質問に移らせていただきます。

旧小坂小学校は、今言ったように高齢者向けの施設、あるいは大木戸小学校は歴史的資料保管、あるいは展示、研修施設と説明をただいま受けました。やはり、人が出入りしなければ、ただの休憩所、倉庫になってしまうと懸念されますけれども、もっとももっと有効活用できるのではないかと考えております。そのためにも、子どもたちの、あるいは学生たちの意見を取り入れて反映できるものはないかなと考えております。

先日、私はまちづくりカフェに参加させていただきました。そこで、鋭い視線から国見町を見ておりました。あのパワーは、自分たちにないもの全てを持っておりまし、自分が見えないところを見てくれておりました。やはり、あのパワーは活かすべきではないかと思っております。

そこで、これはちょっとした一例なのですけれども、私も含めて知っている方は少ないかなと思うんですけれども、今、世間では刀剣乱舞というパソコンゲームが大人気だそうです。実際、それはどういうものかと思って自分も調べてみましたところ、国見町の阿津賀志山をモチーフにしたゲームが、もう始まっております。このブームによってインターネット上ですから、全世界、あるいは全国、約147万人の方々がそのゲームを見ている、利用している状況です。そして3月から、今度はパソコンから携帯のゲームに入りました。つまり、今までは18歳以上は見られないものが、今度は子どもでもできるようなゲームに変わってきます。つまり、子どもたちの見方はだんだん変わって、どんどん広がっていく要素があると思います。たかがゲームであります、この人数はどんどん増えていくことに驚かされます。やっぱり、このように若者に受け入れられるものを考えなければいけないかなと思っております。

そこでご提案なのですけれども、これからでき上がる大木戸の室内や外壁を白いキャンパスに変えて、子どもたちにそのキャラクターなんかを、自由な感性で描かせるようなことがあってもいいのかなと思いますけれども、そういうものができるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

まずは、渡辺議員には、まちづくりカフェにご参加をいただきありがとうございます。福島大学、桜の聖母短期大学とも、学生が1年をかけて国見に入り、調査をし、さまざまなアイデアで発表をいただいたところであり、さらに多くの方の参加をいただけるよう考えているところでございます。

さて、若い世代の意見の反映につきましては、ガイダンスの内容、あるいは情報発信の方法など、若い世代の方に興味を持って、知ることによって学び、伝えてもらう観点から施設の運営について、渡辺議員のご指摘を踏まえ、十分検討していきたいと考えてございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略、あるいは今回ご提案の第5次振興計画の後期計画、さらには歴史まちづくり計画にもうたっておりますとおり、国見の子ども



たちに地元の歴史、地元の宝物、地元の思いを醸成し、将来国見に住み続けていただく、あるいは転出をしても国見を思い出し、支援をしてくれる、あるいは戻ってくれるベースを持ってもらうことが大切だと考えておきまして、そのための取り組みをさまざま進めているところでございます。地元を知る「国見学」の取り組みもその一つであり、コミュニティ・スクールなどにより、親と子だけでなく、地域の世代を超えたつながりによる取り組みも重要であると考えているところでございます。

国見町は、歴史を活かした取り組みを進めており、地に足のついた千年暮らし続けてきた人々の思いと歴史を伝えることが大切なものと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 最後に、私からもご答弁をさせていただきたいと思っております。

渡辺議員には、さまざまなご質問とかご指導を賜り、感謝申し上げます。

改めて、地元型の廃校利用とか、あるいは各施設のあり方について、若干重複する点があって申しわけございませんけれども、改めてお話をさせていただきたいと思っておりますが、まずはやはり国見型でさまざまな施設を改修したり作ったり運営をする、このベースはやはり私は財源ありきではないかと思うんですね。財源が非常に町としては厳しい状況がございますから、それをいかに担保できるのかという部分はベースとしてはあるかなと思っています。やっぱりこれをまず最重要課題に考えていかないと、国見町の維持発展にはつながらない。したがって、やはりその財源をどうするのだということを真剣に今、いろいろな面で考えておると、道の駅の整備も当然でありますし、歴まちもそうですし、さまざまな、地方創生もそうです。ですからチャレンジしています。そこが、やっぱりベースとして1つあるかなと私は思っています。

それと同時に、やはり地元型ですから、その地元の皆様方の運営とか何かにご支援をいただきたい、ご支援をいただける、連携できるというところもポイントだろうと思うんですね。そして、その地元でしっかりと利活用していただける、運営だけではなくて使ってもらえたら、そしてお互いに連携できるという部分がまずあるのだろうなと思っています。

ただ、当然に町がとにかくこうしようよとイニシアチブをとるわけですから、当然施設の維持管理費、光熱水費等々はしっかりと補填せざるを得ない部分は当然でございます。

さらには、先ほど来、話がありましたように、さまざまな事業、町が持っている各種事業をそこに入れ込む。そのエリアの活性化にどうつなげるかを真剣に考えていく。

そして、先ほど議員おっしゃっていただきました広報ですね。いかに外向きに、ここに何かがあって、これはこうできるのであつたのだよというPRもやっぱりしっかりやらなくてはならないかなと、これはもうしっかりするのは町の役割だろうと思っております。

と同時に、これは前に戻りますけれども、やはり運営ですね、これは地元型で運営をしっかりとしてもらって、そして利活用をしっかりともらうという二面性があって、地元と町が十分連携しながら一つの形が作られていって維持発展できる、継続できると私、考えております。

国見町、非常に素晴らしい5方部での集会所がございますね。大体、その辺はそういった観点で、今、運営されていますよね。ですから、何も支障なく運営されている、地元の方が鍵を管理したり、受け付けしたり、全部やっていますね。町の職員があそこにいるわけじゃありません。しっかりと管理してもらってやっておる。やっぱりこの姿なのかなと。素晴らしいやり方を前の議員の皆様方はじめ、町長等々がお考えになったなど、私、非常に感心しているのですけれども、そういうスタイルが今できていて、継続的になされているということ、素晴らしいことだと私は思っています。

と同時に、これは私ごとで若干恐縮ですけれども、私も30年前、会津の金山町の玉梨小学校の廃校利用をしたことがあったんです。それで、建築文化賞などを受賞したり、多目的交流センターにしたんですね。宿泊施設を作ったり、首都圏の皆様方がそこに夏休みに来て、いろいろと交流するとか、そういう施設にしようと、私、県の企画にいたときにやりました、そのポイントは中山間ですから国・県からの支援がありました。同時に、町と地元がしっかりと取り組んだんです。それでできました。今、30年過ぎました。まだ運営しています。ちゃんとやっています。やっぱり、しっかりと支援を受けて、地元が絡めた、そのことが現在でも生きているという、私もこの質問あって、ちょっとリサーチしたらまだちゃんとやっているのですね。三十数年たっています。素晴らしいことだなと改めて思っています、やはりそういう運営主体なのかなと今、改めて感じておるところでございます。

先ほど来、渡辺議員からいろいろご質問あった運営の問題とか、細かい点いろいろありましたけれども、それらは十分私も承知していましたので、できるものは鋭意やってみようと思っておりますし、同時に、やはり小坂のふるさと館、今度できる大木戸の歴史資料館、これはぜひ国見町のモデルにして、20年後、30年後まだあったなど、ぜひしたいなと思っておりますので、鋭意この問題に私も対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり支援があり、町と地元が一緒になって進めることで、30年以上も続いているという事例も聞かせていただきました。これは大変いいなど。やっぱり子どもたちが携われれば、先ほどの絵ではないですけれども、親、おじいちゃん、おばあちゃんが見にいけますし、いずれ自分が親になり、自分が書いたものはこうだったよと、そこで子どもたちに教える場所があることは大変いいのかなと。やっぱり大人が作ったものをただ保存しなさいと押しつけるのではなく、子どもたちが携わることで、自分たちがこれを守っていかなければならないのだと、これを自分の後世まで守っていくのだということを、子どもたちの能力十分ありますので、そのシステ

ムを作っていたきたいと思っております。あわせて、後世に残るものを考えていただくことをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時5分まで休議いたします。

（午後1時55分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時05分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） さきに通告しておりました阿津賀志山防塁の史跡整備について質問をします。

阿津賀志山防塁は、日本三大防塁の一つとして、これまで数年にわたって発掘調査が続けられてきました。その結果が昨年まとめられたと聞いておりますが、一般の町民の方々には、その内容はまだ届いておりません。奥州800年祭とか、毎年行われます義経まつりなどを通して、阿津賀志山防塁の重要性とか歴史的な価値、あるいは文化財としての価値を皆様は再確認しているのではないかと思います。改めて町民の方々に示すためにも、この阿津賀志山防塁の発掘の目的について伺いたいと思います。

生涯学習課長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

阿津賀志山防塁、史跡としての整備の関係ですので、生涯学習課からの回答とさせていただきます。

ご指摘のとおり、昨年8月に阿津賀志山防塁整備基本構想が策定されました。この中で、阿津賀志山防塁の整備の目的が記載されておりますが、それを引用した回答とさせていただきます。「防塁が築かれた当時の様相を示す、そのことによって奥州合戦についての理解を深め、東北の歴史や文化に親しみ、歴史観光の素材として地域振興にも貢献する」というのがまず第1点で、さらには「防塁は国見町の歴史性を象徴し、親しまれる史跡であることから、子どもたちをはじめ郷土意識の醸成に肝要と、文化財保護意識の普及を図ることを目的に進める」と、そのようなことで構想では述べているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 整備計画はできているということですが、その基本方針を伺いたいと思います。どのような手順で整備をしていくのか、大まかなところで結構ですのでお願いします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答えいたします。

基本方針、手順ということでございますので、阿津賀志山防塁は実に長大な遺跡でありまして、地区ごとに地形が変わり、更には構造が変わるという状況で、いまだ詳細な解明ができていないところが幾つもあるところでございます。

この構想の中では、まず基本方針として、はじめに防塁の規模、遺構の範囲をさらに明確に調査し、国指定になっていない未指定地域については、追加指定とともに土地の公有化を進めると述べております。

さらには、保存状態が良好な箇所については、防塁本来の形を復元することで、土塁と堀の機能、そして大規模な特性を活かしてスケール感を実感できる整備を進めることでの構想は述べているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 一部、私有地になっているところもあると思うんですが、そこは国によって買ってもらうとか、何かそういう計画はあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） これから調査等において、国の指定の追加指定という形で受けますと、そこについて国の補助において公有化、町が取得できる補助がつくような形になります。公有化を進めて、それから整備等を着手を進めると、そんな手順になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 作られてから 800 年もたっておりますので、かなり原形が変わっているところも多いと思うんですね。畑になっているところもあります。したがって、これを復元することは大変重要なことでもあり、当時の防塁がどのようなものかを目の当たりにできるということで、多くの人々を引きつけるものになるのではないかなと期待をしております。

この計画については、10 年くらいかけてと聞いておりますが、いつからいつまでの期間を考えているのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 防塁の整備ということで、基本構想におきましては、平成 27 年から 36 年までの 10 年間で、今回策定をいただいたところです。

また、歴まちとの関係については、企画情報課長が答弁すると思いますが、基本構想におきましては、地形や形状が良好な状態のところとして具体的には国道 4 号北側及び下二重堀地区を挙げて整備を進めると明記をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 今、伺ったところでは、2カ所挙げられているようですけれども、今すぐではなくても、そのほか何カ所か考えられるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 防塁の整備ということで、今回の基本構想において挙げられたのは2カ所でございますが、既に指定になっております山頂及び防塁の始点地区、それから遠矢崎地区とその周辺につきましても整備を進めるということで、全部で5カ所の指定ということで記載されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 下二重堀を含む周辺の整備について、少しお尋ねしたいと思います。

ここは、毎年ハスの花を見ることと、この防塁跡を見ることで、たくさんの観光客が訪れております。そこで心配なのが、道路と駐車場とトイレなのですね。以前、私はこの点についてある課に行って尋ねましたところ、そういう考えは今のところはないということでしたが、郷土史研究会の人たちからは、もういつも出ていたのです。たくさんの方が来てもトイレがない、駐車場が狭い、そして道路が狭いというのは大変困ることですが、今度計画に上っているこの下二重堀付近については、どのような考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

史跡周辺の整備における景観、アクセスのことも含めてのご質問だと思います。

阿津賀志山防塁の価値を多くの方に知っていただくということで、現地に来て、見て、知っていただくことが大切だと考えているところでございます。その際には、防塁の特徴である雄大さとか、地形を活かした構造等、見てわかることが重要であり、ご指摘の下二重堀地区及び国道4号北地区において歴史まちづくり計画、あるいは今ほどの阿津賀志山防塁整備基本構想に周辺整備の必要性をうたっているところでございます。

なお現在、整備と活用のための検討委員会にて検討をいただいているところでございますので、便益施設等も含めて検討になるということであり、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 一昨年になりますが、私もハスの花を写真に撮りに孫と一緒に行ってきました。そのとき、1組の若い男女に会いました。どこからいらっしゃったのですかと聞きましたところ、広島県から来たというんですね。随分遠くからいらっしゃったんですねと言いましたら、平泉を見て、その帰りに寄ったんですということなのです。平泉と阿津賀志山防塁、そしてこのハスの花というのは、もう平泉を訪れると

きにちゃんと理解されてきているんだなど、これはすごいことだと思いました。

そういうふうには遠くの方が全国的に知り得ているということは、観光地としては大変素晴らしいことだと期待されます。整備については、これから検討委員会を作って検討していくということですが、ぜひトイレとか駐車場とか、あるいは水を飲める水道とか、そういうものは整備していただきたいと思います。

近くの民家の方にちょっと聞いてみましたところ、仮設のトイレが置いてあるようなんだけど、トイレを貸してくださいという人が去年は男の人2人ありましたと。1階がちょうど工事中だったので、2階のトイレを使ってもらいましたということで、やはりトイレがないということは、近くの民家の方にも負担をかけることになると思いますので、景観を害さないことも考慮に入れながらやるので大変難しいとは思いますが、ぜひそういう整備をお願いしたいと思います。

この防塁の上のほう、4号線の北はとても見晴らしがいいのですよね。あそこも観光客に来てもらうには格好の場所だと思います。下二重堀は、そういう点からいうと、下から上のほうを見るのですけれども、防塁のほかにハスの花というのが、これがまた素晴らしい資源だと思うんですよ。800年も眠っていた種から芽が出て、そしてそれを咲かせているということで、その花自体もまたすばらしく美しい花なのです。そういうものを活かしながら、多くの観光客に来てもらえるように、しっかり整備をしていただきたいとご期待申し上げます。

このことは、これまでに策定されております第5次国見町振興計画の中にも、その基本計画の中に、10項目めですが、「国見町の資源を活かした観光振興」が挙げられています。また、11番目には「歴史や文化財の保護と活用」が挙げられています。そういうことからして、今後、強力にこの二重堀周辺の整備が進められていくことは、歴史に関心のある人だけでなく、長年の町民の願いだと思いますので、ぜひ素晴らしい整備が行われることをご期待申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 28年第2回定例会にあたりまして、一般質問を行います。

高齢化社会における地域活動、あるいは集落での地域活動、維持継続について質問をしたいと思います。

地域、あるいは集落には、やらない行事が結構あるのではないかと考えております。例えば、クリーンアップ作戦などのように、共同作業が少なからずありますけれども、高齢のために参加できず、その分が比較的若い世代にのしかかってくるといった事態が生じております。

町の周辺部では、地域の拠点であった小学校がなくなりまして、交流の機会も少なくなりつつあります。また、これからの世代を担うべき人たちは、なかなか定着しないということもあります。このことの裏を返せば、単身高齢者の世帯も徐々に増えていくように思われます。

地域、あるいは集落としての活動がなくなれば、その地で暮らし続けることが難しくなるのではないかと危惧されるところであります。まだ限界集落という表現には当てはまらないとは思っておりますけれども、そうなる前に、こうしたことに対する計画を立てていく必要があるのではないかと思います。

そのためには、このようになった要因をどのように見るのかといったことが出てくるとは思いますが、この点については、まずいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えをいたします。

高齢化社会が進展する中で、地域活動の維持継続が困難になってきているが、その要因は何かというお質しかと思っておりますけれども、視点がちょっと大きくなるかと思っておりますけれども、まずは戦後、日本の社会が成長していく過程の中で、さまざまな複数の要因が絡み合っただけで現在の状況に至っているのではないのかと考えております。

具体的には、社会環境が変化して、それに伴い生活が多様化する、さまざまな選択もある、都市と地方との格差、そして少子高齢社会がどんどん進んできたこと、特にその根底にある要因は、私はやはり地方と都市との経済格差があったのだらうと思っております。それと同時に、社会生活への魅力の格差、首都圏はいいよとか都市はいいよとか、福島いいよとか、国見はだめだよとかといろいろ思ったのではないですかね。そういった社会生活への魅力の格差、経済的なことと、そういったものがいろいろあって、若者が地方から都市に流出し、地方の人口は減少、人口が減少したことで地方経済はさらに縮小されると、ますます若者の都市部への流出に拍車がかかってくるということなのかなと思っております。東北地方では、集団列車がありましたよね、昭和30年にちょっと、あの辺あたりが原点なのかなと思っておりますけれども、やはりそういった流出がどんどんいってしまったといったところが背景といいますかバックにあるのかなと思っております。

一方、都市においても、これも議員ご承知のようにどんどん過密化が進んでおりまして、人と人とのつながりが薄れて、婚姻率も下がった、出生率も低い状況が続く、地方の若者が都市に流入するのだけれども子どもが増えない、日本全体として人口減少が進んでいると、この前全体で初めて減少となりました。そういった状況が要因なのかなと思っております。

こういった中で、ご承知のように国はこの状況を改善するというところで、国において一昨年、石破地方創生大臣のもとに地方創生の旗が振られまして、国、各市町村において地方版総合戦略、人口ビジョンを策定しまして、地方の活性化を図ると、このようにされたところでございます。今回の地方創生の取り組み、これは人口減少による経済規模の縮小の中、地域をどのように維持していくのか、この根本的な課題に国を挙げて取り組む姿勢と認識をいたしております。

町におきましては、当然人口減少を抑制する観点から、雇用の確保、首都圏との交流連携、地域と地域との連携などを基本目標とすべく、まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンを昨年10月に、いわゆる国見型の計画で策定をし、取り組んで

いくことといたしたところでございます。

加えて、これもご案内のように東日本大震災、原発事故、本来はあってはならないこととございまして、国見町はまだまだ復興道半ばでございます。震災や原発事故からの再生復興、そして国見に住んでいる方が幸せ感を感じられるまちづくりを進めていくことによって、国見町の維持発展に今後つなげていくことが非常に重要な課題と認識をいたしております。

これらのことは、単に行政のみではできない取り組みでございます。町民、地域住民の皆様と十分連携を図りながら、まさにオール国見で、みんなで国見の未来を作っていくことが非常に重要なことと認識をいたしております。

今後とも、当然にこれからいろいろ質問あるんだろうと思いますけれども、地域の実態を十分把握しながら、また地域の皆様からのご意見を十分踏まえながら、国見町全体の維持発展につなげたい。そしてまたこれはベースとして、やはり私も小さい国見町ですから、交流連携がないとだめだろうと思っています。国・県関係機関と十分連携を図って、そして先ほど申しました町民の皆様と連携を図りながら、この小さい1万の国見町でありますけれども、その維持発展にぜひつなげてまいりたいと思っています。

なお、これ以降の関係の質問につきましては、それぞれ関係課長から答弁させていただきますので、よろしく願い申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 確かに、町長が今、いろいろとお話しになりましたけれども、私もそうした1つだけの要因ではないということで今の現実があるとの認識はございます。

したがって、この後は今、町長がちょっとおっしゃいましたけれども、地方創生での取り組みが町でなされていると思いますので、通告に従って一つ一つ質問していきたいと思います。

まず、2番目でありますけれども、今後を担う若い世代がなかなか定住しないことが現実に起きております。こうしたことに対して、今後の計画を立てる上でどのような分析をなされたのでしょうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほどの町長答弁のとおり、首都圏と地方の経済格差、あるいは社会的な魅力の格差で流出が進んでいると考えております。加えて、娯楽などの施設、やっぱり魅力的に映るといふこともあるのだと考えてございます。

しかしながら、地方には特徴のある自然や歴史的な建造物、あるいは風情のある町並み環境、また地域のきずな、連綿と受け継がれる祭礼や行事など、都市と違った魅力があると考えてございます。地元を知り、地元の知恵とわざで暮らしを豊かにできることなど、若い世代の方に地域の誇りを地元学の取り組みなどから醸成していくことが必要と考えているところでございます。



以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 我々が考えますと、地域にはそれなりの魅力がある、今、課長がおっしゃったとおりなのですけれども、それでもなかなか地方には住み続けられないということが若者の間にはあるのかなと思っておりますけれども、そういう中で、ここで少子化、高齢化、そもそもの問題についてはこの場で議論しても結論が出ないお話になりますので行いませんけれども、それでも現実においてはその影響が日々あらわれてきております。

その中の一つでもあるところの、今後増えていくと思われる単身高齢者世帯、これらについては、どのような援助をして一緒に住み続けたらいいのかということで質問したいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

高齢単独世帯とのご質問であります。町の高齢者に対する取り組みといたしましては、福祉や災害対策における生きがいづくり、健康増進を目的としたいきいきサロン事業、あるいは住まいの環境衛生のため実施しています寝具の丸洗い乾燥事業、高齢者の生きがいづくりの生きがい対応型のデイサービス事業、閉じこもりがちな高齢者に生きがいデイサービスに来ていただくための外出支援事業、さらには虚弱等高齢者に対する軽度生活援助、自立支援ホームヘルプサービス、生活支援等ショートステイなど、さらには災害時に援助が必要な高齢者を含む要援護者に対する個別避難計画の作成、加えて、民生児童委員や自主防災組織、各町内会などの地域活動において連携による見守りや相談など、さまざまな取り組みを進めております。

なお、共同作業などの地域活動につきましては、高齢で実際の作業ができないなど、参加したくともできない方もいらっしゃると思います。まずは、地域でそのような方でも参加できるものを工夫するなど、多様な人、多様な暮らしを認める柔軟性が必要になっているのかなと考えてございます。

先ほど、町長答弁でもありましたように、行政が全ての課題を解決できるわけではありませんので、地域での工夫を凝らした取り組みが求められていると考えているところでございます。町は、そのための支援について一緒に考えていきたいとしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 通告しております4番目の回答も一緒にいただいたことになりましたけれども、3番、4番含めまして再度質問しますと、この単身高齢者世帯、いろんなところに出かけてもらえる人はそれなりに安心できるのかなと思っておりますけれども、そういうことがなかなかできない方について、非常に心配なところがあるなということが1つ残りますので、その辺についても必要な援助が大事なのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 質問の通告の4番も含めてお答えをいたします。

それぞれの地域において、地域活動としてさまざまな取り組みが行われていることは認識しておりますし、また町から道路愛護の取り組みだとかクリーンアップ作戦などの環境美化のお願いもしているところでもあります。

ただ、共同作業につきましては、昔から田や畑で農産物を育てるために必要な農作業の一部であったと考えております。田んぼのあぜや畑の土手など、共同で作業を行うことで田や畑が守られ、それが里山の景観も守ってきたものと考えてございます。今でも町内会、あるいは水利組合など、主に受益者を中心として自主的に行われているものであり、その対応はそれぞれの地域、あるいは町内会によってさまざまあろうと認識をしております。

これから、これらの地域活動、さらには地域づくりににつきましては、そこに住む方の参加と協力が不可欠であることは言うまでもありません。先ほど答弁いたしましたように、高齢で実際の作業ができないなど、参加したくともできない人がいることをまずは認め、そのような方にもできることで参加をしていただくような柔軟さが必要であると考えているところでありまして、議員のお質しのとおりと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） できることでやってもらうことは考えてはおるところでございますけれども、絶対的な人数が必要になるときの対応といたしますか、細かい話になって申しわけないのですが、そういうことも今後生じ得るのだろうと思います。現時点では、先ほども言いましたけれども、まだそこまではいっておりませんが、そういった場合、これまで行ってまいりました、例えば先ほども言いましたけれどもクリーンアップとか道路愛護デー、そうしたことが今後どんな形で進めたらいいのか、どんな考えでやったらいいのか、そこら辺もちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町からのクリーンアップ作戦等の部分につきましてはお願いでありまして、できないことをやってもらうということではなくて、できることをやっていただきたいとお願いをしている取り組みと基本的にはご理解をいただければと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、5番目になりますが、先ほどから言っておりますけれども、今後について考えたときに、大変な課題がいろいろ出てくるのだろうと思っております。そういう中で、地域の困り事といたしますか、今、議論したようなことも含めましていろんな課題を町に相談しますと、まずは地元で相談してみてくださいとい

う答えが、結構最近あるのではないかと感じているところなのでありますけれども、行政サービスとして少し配慮に欠けるところがあるのではないかと考えておりますので、その辺ではいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

地域づくりや地域活動でのさまざまな課題につきましては、町に相談をいただき、より良い方向へ一緒に考える支援を行っていきたいと考えてございます。

そういう意味では、町民皆様からの窓口として、町民相談室を設けてございます。ワンストップで対応することとしておりますし、特に今ほどの課題のように、地域づくり等にかかわる部分については、企画情報課にご相談をいただければと考えているところでもあります。町では、産業振興課、まちづくり交流課、建設課、それと企画情報課にて、まちづくりのためのプロジェクトチームを立ち上げておりますので、さまざまな観点から地域に寄り添う支援ができるものと考えているところでございます。

ただ、法令や条例によって制限されているなどの場合については、ご期待に沿えないこともありますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 例えば、地域の側溝が塞がったとか、それにしても町内会、あるいは地域だけでそれを処理するのは、かなりの労力を必要とする中にも中にはあります。そういった場合でも、同じような返事が返ってくることの疑問といたしましては、役場の職員が不足でそういうことになるのか、あるいはそうした施策をすることに対して財源がないのか、それ以外に原因があるのか、その辺がちょっと不明なところがありますので、もし答えられればお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

泥揚げ等の奉仕作業、あるいは地域での作業で人手がないことについて、役場に相談してもなかなかいい返事がないというご指摘でございますが、基本的な考え方としては、先ほど来、申し上げているとおり、地域での活動についてはぜひ地域でちょっと工夫をしていただいてというところはございます。

ただ、一概に地域の実情を無視してそのような回答をすることはなかなか難しいとも思っておりますので、先ほどの答弁のとおり、具体的にちょっとご相談をいただくということをしていただければと思っています。

なお、参考までに地域の活動がなかなかできなくなる状況において、他の地域、あるいは他の自治体でどんな取り組みがあるかなのですが、貝田地区の例をちょっと紹介させていただきます。貝田地区においては人も少なくなっている、子どもたちもいなくなっているということはありながらも、祭礼を行う際に、貝田から転出、ほかの地区に異動をした方に連絡をとって、祭礼の当日、子どもたちを連れて遊びに来てくださいというようなことをやっております、実際にその祭礼の当日には大変多くの

子どもたちに来ていただいている状況を見てございます。地域を継続維持するためにも、そのような手段も一つのアイデアと考えてございますので、そういう部分についても一緒に考えながら支援をしていければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今、祭礼のお話が出てきたんですが、祭礼についてはそれぞれ、私どもの地域でも、ほかの地域からの支援をいただいて何とかこなしていることもありますので、その例は例といたしまして、やはり大変だということは残ってくると考えております。

それで、6番目の質問なのですけれども、小さな拠点づくり、あるいは町の振興計画、地方創生、そういったことで、町では計画はできているんだと思いますけれども、その計画の中でこのような状況、どのような位置づけでどのように変えていくかについてはどのようになっておりますのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国見町で住み暮らしていくために必要な人口減少に対応するための喫緊の取り組みにつきましては、昨年10月に策定をいたしました国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略がその方向性を示しております。高齢単独世帯や高齢夫婦のみの世帯の方々も含め、地域の維持を図るために、生きがいづくり、あるいは地域のきずなをより強くする、このことのために大学生などの若い力をかりたり、あるいは地域の職を再発見することで、昔からの地域のきずなを紡いでいくこと、これは祭礼や農作業の合間の行事、あるいは講などが集落の力となっていたことを再び評価する取り組みでもあります。

加えて、集落と集落、地域と地域を結ぶことで、個人でできないことは集落で、集落で解決できないことは町を含めてNPOなどの支援も得て取り組んでいくことも必要かと考えてございます。自助・共助・公助は災害時だけではないと考えてございます。住民の方と行政と新しい公共機能の一つ、NPOなどのさまざまな地域づくり団体、協働で取り組んでいくまちづくりが求められているものと考えてございます。

さらに、本定例会に提案をしております第5次振興計画（後期計画）におきましても、生涯活躍のまち、生涯現役の生きがいづくり、コミュニティネットワークの形成をキーワードに掲げているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 6番目の質問については、確かに今、課長が言われたとおりになると思います。そういう意味では、今の現状が少しでもそのことによって変わることを、現状では期待するほかないのかなと思っておるところであります。

最後になりますけれども、先ほど来言っておりますが、住みなれたその地で住み続けられることが最も望ましい生き方ではないかと考えております。町の行政に全てを

任せるといふ考えではありませんけれども、町民には行政サービスを受けている実感が必要なのかと思っております。預かった税金をどういふ形で返すのかが、この行政の仕事と私は思っております。このことについての考え方を伺いたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

特に、行政サービスを受けている実感がというところも、ちょっと具体的にお話をさせていただきます。

町では、震災と原発事故以降、復興と再生のまちづくりを掲げて、さまざまな取り組みを実施してきているところであります。まずは、町民皆様の安全と安心を守る取り組みであり、放射性物質の除染につきましては、学校等の公共施設の除染をいち早く進め、住宅除染につきましては3年の計画期間より半年早く終了をし、現在は道路、あるいは生活圏内の森林等の除染を進めているところでございます。さらに、県北浄化センターの汚泥につきましても、平成28年度の全量搬出に確実に進んでおり、健康を守る取り組みでは外部被曝検査、内部被曝検査、さらには総合健診における血液検査項目の追加などにも取り組んでございます。風評被害対策としては、北海道から関西までトップセールスを中心に鋭意取り組んでいるところでございます。

加えて、復興再生の核となる道の駅くにみの整備も一步一步確実に進捗が図られ、歴史遺産の未来への継承を目指す「歴史を活かしたまちづくり」も、ソフト事業を中心に取り組みを進めてございます。人口減少社会に対応すべく、国見型の創生を目指すまち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な取り組みとしても、農業の再生、ママに優しいまちづくり、大学と連携した地域づくりなど、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

さらに、震災後の町民皆様の元気を取り戻すため、さらには交流人口の拡大も含め、義経まつりやきずなイルミネーション、フードフェスタ、ふるさと祭などの元気活力事業にも積極的に取り組んでいるところでございます。

福祉や災害分野での取り組みについては、先ほど答弁のとおりでございます。

今後も、大学やNPO、地域の方々と連携し、まちづくり、地域づくりに向けたさまざまな取り組みを進めていくとしてございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からもちょっと答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

ただいま浅野議員からは、さまざまなご質問、ご指導をいただきました。御礼申し上げます。

私からは、ちょっと広い視点の答弁になろうかと思っておりますけれども、私はやはり地域があるのは、まず国見町がなければだめだと思っているのです。いかに国見町が町として維持発展できるのかがベースだろうと、私は思います。そのベースをまずしっかり固めていくことがまずあるのかなと思っております。

そのためには、2つほどの基本的な考え方があるかなと私は思っております、1つは、私が常に申し上げます「復興・絆、国見の未来をみんなで作る」ということ、まさに町民、地域一体となって、オール国見でこの大震災の復旧・復興、そしてまた元気活力事業に対応する。しっかりと町として連携をしながら、町が維持発展するような固め方をしっかりやらなければならないだろうと。1万の小さい国見町です。ですから、しっかりと連携をしながら固めていくことが、まずあるんだろうと思っております。

そのためには、先ほど企画情報課長がいろいろ答弁しましたけれども、まずいち早く総合窓口を作りました。町民相談室を作りました。そのほか、実は申し上げますと切りがないのですね。数多くの懇談会を私っております。いろいろな場面で、皆様のご意見を集約してきています。それをワンストップとできるものはワンストップでやります、予算に反映できるものは予算に反映しています等々、さまざまな形でとにかくボトムアップ、町民主役、町民の皆様のご意見を聞くことを私は真摯にやってきたつもりでございます。

結果としまして、大震災の復旧・復興、これは除染はじめいろいろやってまいりました。義経まつりはじめ元気活力事業、高齢者に関する事業、子どもに関する事業、災害の対応等々、さまざまな形で、100%はなかなかできませんけれども、私の思いの中でこれまでさまざまな対応をそれなりにやってきたかなということで、どうですかね、少しずつ町は元気になっていませんか、という思いを私はいたしております。

復興再生も、少しずつではありますけれども、光が見えていると思っております。例えば住宅除染が終わりました。県北浄化センター何とかになりました。それから役場庁舎、皆さんとともに作りました。文化センターの再オープン等々、本当に光が見えてきたなという思いをいたしております。

こういったことで、まずはこの国見町全体をしっかりと固めていくことがまず最優先に私は町政でやらなければならないと思っております、現実にはやっております。その際には、なるべくその地域の皆さんの意見を聞こうという姿勢も自分なりにあるつもりでやってきたつもりでございますので、それはまずご理解を賜りたいと思っております。

それと同時に、私、非常に重要なのは、やっぱり国見町が孤立しないようにどうしようかということを考えています。国見は勝手にやれよとならないようにはどうするのだと、そのためには国・県関係機関との連携、首都圏との連携、関係自治体との連携、この自治支援も含めて桑折町、伊達市、福島市等々のさまざまな連携をすることによって、例えば例で申し上げますと、道の駅の整備、歴まち計画、それから地方創生、これは国・県との関係です、それでチャレンジしました、頑張っけてやっています。さらには、首都圏等の応援団、東京くにみ会、連携をしようよと、あとニセコ町、平泉町、池田町、とにかくできる範囲の中で連携をしようよと。そうすることによって、交流が生まれます。交流が生まれますと、人が動きます。そのことによって、

少しずつではありますが、人口減少に歯どめがかかるのかなという思いをしておりまして、そんな外向けの対応、とにかく外向け、外との連携、孤立しないようにどうするのだということを私なりに今やっているつもりでございます。要は、中をしっかり固めて外にも出ていこうと、そして小さい1万の国見町だけれども、復興を進めて、元気をつけて、何とか維持しようという思いで、現在やらせていただいております。それが、町役場庁舎の看板出ていますね、「復興・絆」「交流・連携」「国見の未来をみんなで作らしましょう」という思いに集約されております。

話をかえますと、浅野議員のおっしゃったのはまさにそのとおりなのです。例えば、町が国であれば、地域が町であれば同じことなのです。ですから、私はそれは十分意識をして、限界集落にならないように、各地区、例えば大木戸の何々地区とございます。そういったところも十分に配慮しながらやっぱり対応しなければならないのだろうなと思っています。

実は、元気のいいところはどんどん来るのですよ、町に。国見町も、どんどん行っています、国に。そういうこともあるのだろうと思うんですね。ですから、お互いにやっぱり町を考える、地域を考えるのであれば、お互いにどんどん連携をする姿勢、出ていく姿勢ということでやっていくことも、ある意味で大切なのかなと。それがあがる地区はやっています、どんどん来ていますね。ですから、町は支援できますということになるのです。ただ、そうだけは言っていただけませんので、オールラウンドに何かできないかということで、今いろいろ考えています。実は、公共事業関係の基金、3月の補正でお願いします5,000万円ほどになります。なるべく地元の方がいろいろできるようなことを今、考えていて、基金を積み立てしていますので、ある程度の額になったら、復興が少しずつおさまった段階で、とにかく地域の皆様に還元したいと、今、頑張っていて積み立てをしています。その部分なんかも皆さんと連携して還元するという含めて考えておりますので、とにかく町民があつて国見町です。そのことを私は十分認識していますので、浅野議員のおっしゃったことも全くそのとおりで、意見は一致しているのです。

ということでありますので、今、浅野議員のおっしゃった趣旨なども踏まえながら、今後十分考えながら、国見町の維持発展、そして地域の発展、町民主役の町政を実現してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 町長という立場ですので、かなり広い範囲での仕事がいっぱい舞い込むんだろうと思います。

今、町長の答弁の中で、1つだけちょっと気になることがありましたので、再度質問したいと思っておりますけれども、今、町長の話の中で、地域があるのは町があるからだとか聞こえた部分があつたんですが、私は町があるからそこに住んでいるのではなくて、やっぱりその地域に生まれ育ったことがやはりこの生きていくということには基本になっているのだろうと思います。そういう意味で、地域といいますか、その集

落、あるいはその生きるということでの生活を続けていくことの意味において、今後細部になるとは思うのですけれども、目を届けていただければなと思うところでありませぬ。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私の基本姿勢、政治姿勢が3つあります。施政方針でも申し上げました町民主役であります。皆様方があって、地域があって町がある、私はそう思っています。言葉足らずであつたら申しわけございませんけれども、基本は私はまさに町民主役、地域主役だと思っています。そして町がある。ただ、町は頑張らないと、地域が埋没しないようにどうするのだということもしっかり町として考えなければならぬ。その根底は、やはり地域であり町民であると認識をしておりますので、そんな感覚で今後もぜひ町政を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、さきに通告したことにより、一般質問を始めたいと思います。

県北浄化センターの汚泥の場外搬出ですが、ちょうど5年前ですか、原発問題が出て、徳江の処理場は汚泥をどこにやったらいいかわからなくなって、あそこに積んだわけですが、その後いろんな形で要請してきたのがなかなか排出されないと、それが町当局、環境を守る会、地域の皆さんからの要請で、町が本気になって、県との約束で場外搬出に入りましたが、その汚泥の搬出は約束どおり2年間で全量搬出できるということでしたが、実際2年間で搬出できるかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えを申し上げます。

汚泥の搬出は、約束どおり2年間で全量搬出できるかというお質しでございます。

議員ご承知のとおり、福島県と町におきましては、平成25年11月28日に、来年3月末までに汚泥を全量場外搬出するための仮設汚泥乾燥施設建設の覚書を締結いたしましたところでございます。これは、環境のいろいろな業務にも携わっております議員も十分ご承知かと思ひます。

昨年の4月に仮設汚泥乾燥施設が完成しまして、6月から飯館村のご配慮によりまして、飯館村蔵平地区へ乾燥汚泥を場外搬出してまいりました。当初、ため置きされました約2万5000トンの汚泥でございますけれども、本年2月中旬までに約7,700トンの約31%でございますが処理されまして、現在約1万7300トンが保管されておる状況でございます。

さらに、汚泥の減容化を請け負っている業者からも、毎月町に来ていただきまして、その進捗状況の報告をいただいております。その報告によりますと、これまでに施設の機能改善を図った結果、最近1月、2月の処理稼働率が1日処理量約60トンとい



うことをごさいますして、100%近くの稼働率で運転を行っておるということをごさいます。今後、大きなトラブルが発生しなければ、これまでの実績を踏まえ、来年の2月末までに完了できる見込みのペースで順調に汚泥を処理されておるという報告があったところをごさいます。

町としましては、今後の運転状況を十分見据えながら、また私自身もいろいろ監視はしておりますけれども、汚泥の全量搬出に向けて全体的な監視も続けながら、予定どおり全量搬出されるように、鋭意目配りをしてまいりたいと考えておるところをごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の答弁では全量搬出できると、その間、今、全体的に見ると、搬出されているのだけれども、テントがあると。テントがあるから搬出されてないのではないかという人もいますので、これは全量搬出されれば当然、あのテントはすぐ撤去できるのかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 現在、先ほど申しましたように、乾燥施設でいろいろ処理をされておると、当然、中のものがなくなれば外も撤去するというので、順次撤去されていくものと考えておりますし、2月末、あるいは3月までの期限でございましてけれども、当然その後にはテントそのものも撤去されるものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 汚泥の搬出、テントの撤去も順次できるということで、2番の現在の浄化センターからの汚泥について、現在放射能が出ているのか出ていないのか。出ていれば当然問題になるんですが、これは低レベルなのか出ていないのか、当然場外搬出となると、そういう規制があるから持っていく場所がなくなるのかなと思っておりますが、その点お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） お答えいたします。

議員もご承知と思いますが、毎月福島県から汚泥に含まれる放射性物質についての情報提供が、県北浄化センター周辺の世帯へ回覧において周知されてございます。

1月のデータによりますと、16日間が放射性物質が検出されずNDとなっております。15日間が20から最大で111ベクレルとなっております。これは、雨天のときとか融雪のときに検出されてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 当然、雨が降ったときは放射能が高くなると、そういう場合の汚泥の問題はどうなって、それぐらいは問題ないのかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） ただいまのご質問でございますが、1月で最大111ベクレルとなっておりますけれども、これはコンポストに出せる範囲内の放射能の数値となっておりますので、今のところ全量搬出している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） では、今のところは問題ないと。

3番の、現在福島市からの汚水を県北浄化センターに、福島市からだと思うんですが、浄化センターに流入するための工事が着々と進んでいるようですが、これは放射能が検出されれば流入させないという約束なので、この点は問題ないか質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） お答えいたします。

現在、流域下水道右岸幹線の工事が進められております。これは、平成31年度に右岸の旧梁川町、旧保原町、岡部地区、福島市堀河町終末処理場の上流の蓬莱団地等の左岸幹線の汚水を右岸幹線へ切りかえをするための工事でございます。

この件については、議員ご承知のとおり、福島市の堀河町終末処理場の右岸幹線への接続についてでございますが、平成26年2月3日、同年11月4日、平成27年11月16日に開催された県北浄化センター環境保全協議会の会議の中で、福島県から、放射能の影響がなくなるまで接続できないと認識していることの答弁と説明がございました。

町も、放射能の影響がなくなるまで接続しないものと認識してございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 現在のところ、放射能検出されれば流入させないという約束なので、この点は今、答弁されたように問題ないということではありますが、4番目の福島からの汚水の流入により、将来的にですが、汚泥の量が倍増するようになると思うんです。倍増した場合、今のところ全量搬出されているんですが、これが倍増になるか3割増なのか、まだ私よくわかりませんが、この増加した場合の搬出先は、当然県の問題ではありますが、町も要請としては当然その搬出先をきちんとして流入させるのが基本だと思うんですが、その点答弁お願いします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） お答えいたします。

現在、県北浄化センターの日々発生汚泥は約40から50トンと聞いてございます。当日にほとんど場外搬出を行ってございます。

ご質問の、新たな福島市からの汚水の流入は、毎年下水道整備がされ、供用開始した区域のほか、今後は流域下水道右岸幹線へ岡部地区の流入も予定されてございますが、福島市の堀河町の終末処理場からの日々発生汚泥は8トンから10トンと聞いてございます。これは、放射能の影響がなくなるまで接続ができません。

これらの汚泥の搬出先の確保については、施設の管理者が福島県であり、福島県が

行うべきことであり、適切に対応されるものと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、答弁されて、これ私からすると割合少ないなと思っているんですが、8トンから10トンぐらいしか増えないというのは、これは県の説明なのか。私は、今のままでは倍増するのではないかと思ったんだけど、私の考えが間違っていて、8トンから10トンが大体想定されるということですか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） この8トンから10トンという数字については、さきの環境保全協議会の中で福島市の下水道部長が答弁した数字でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） これは、相手を信用するしかないと思うんですが、ただ汚泥の搬出先だけがきちんとできればいいなと思っております。

では、この下水道問題はこれで質問は終わり、これから危険箇所の安全対策、これは、今現在は町内会で用水堀や排水堀の草刈り作業を行っておりますが、割合用水堀は問題ないのですが、当然大規模に構造改善やる、構造整備、階段もこれからやると思うんですが、当然集中して排水堀が大きくなっていくわけです。そういう中で私の地区も徳江地区から森山までの大排水で川に転落すれば上がるところもなく死亡のおそれもあり、その安全対策をどう考えているか質問します。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

農業用水利施設に関する安全対策に関するお質してございますが、町内には農業用の用排水路、それから取水ゲート、ため池等の農業用の水利施設がございます。

基本的には、草刈りや操作、簡易な修繕など日常的な管理につきましては、農地の所有者や水利組合、町内会、区等の受益者の皆様が主体的に対応することとなっております。そしてまた、受益者の皆様で対応できないような大規模な修繕につきましては、要望に基づきまして町で対応させていただいている状況でございます。

これらと同様に、安全対策につきましても、基本的には受益者の皆様をお願いをし、対応できない場合には、受益者の皆様からの要望に基づきまして、個別対応をしている状況でございます。

なお、ご指摘の大排水の件につきましては、足かけ金具等の設置に向けて現在対応している状況でございますので、ただ水路の構造上、水路本体のところには設置ができないということでございますので、橋や何かのコンクリートで補強された部分にそういう対応をしていきたいということで、現在対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の答弁で、何て言うのかな、危険箇所でなく橋などに対応すると

ということのようですが、私は排水堀、特に徳江の排水堀を例に挙げたのですが、大きなところまだまだあるんですが、堰堀になってみんな金具をつけて上がれるようになっていくんですね。これは当然、堰堀に落ちれば上がるどころがなく流されていて、どこから上がるか、一番下に行って上がるか、そういう問題もあると思います。徳江の一つの例を挙げれば、草刈りして落ちればあそこに1カ所も上がる場所ないんですね。そういう場合の、一番は危険箇所、徳江地区でも要請したのですが、町と協議して、町で検討してもらいたいという要望もあるので、せめて危険な場所のそういうのが、どこが一番の責任があるんだか対応できるんだか、やはり何カ所か、3カ所ぐらいなら、そんなに金もかからないと思うのですが、それは徳江地区でもそういう会があるもので、それと協議して、町でもそういうものを一体で取り組まれるかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

先ほど、大排水の用水路の構造上の問題からそこにはつけられないということで、その大排水のところはたしか南北に道路4本走ってまして、そこにそれぞれ橋がかかっています。それで、橋を支えるコンクリートの構造物付近であれば、そういうステップをつけられるということですので、そちらに4カ所程度になろうかとは思いますが設置をする方向で今、対応を進めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、答弁されたとおり、4カ所あれば十分かなと私は思っているんですが、いろんなこの人足やら何やらと高齢化になっているもので、もう一つは大排水ばかりでなく危険な場所の草刈りですか、これはどこの地区でも大変な仕事になっていると思いますが、これは町内会や水田の所有者でやっています。ところが大型化して、大規模な人に貸しているもので、草刈りに人がそろわないのですよね。だからそういう問題も今後出てくると思うので、いろんな皆さんの要望あるんですが、防草シートとか牧草を試験的にやって、今後そういうものが普及できるのかどうか、検討されるかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、今、水利や畦畔の草刈り等、日常管理につきましては、受益者の皆様にその対応をお願いしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、傾斜の強い危険な場所への対策につきましては、芝生の植栽やネットで被覆するなどの対応もございしますが、原則、受益者の皆様でお願いをするという形で考えてございます。

なお、現在、徳江地区であれば徳江環境保全会という組織がございます。そのほか、町内7地区に多面的機能支払交付金による地域での活動に取り組んでいただいておりますが、それらの協定に基づきまして、その多面的機能支払交付金の事業の中でも

取り組みが可能となつてございますので、その組織の中で十分に検討いただいて、対応をしていただければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 今、いい答弁されたなと私は思っているんですが、この負担がどこでやるかとなると、なかなか答えられないんですが、多面的機能支払交付金というものがそういう草を生えないようにしたり、牧草にも使えるということですね。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

その交付金事業の対象になると確認をしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） いろんな問題、これからどこに責任があるのかと思うくらい、けがをしたり何だりあるのですが、なるべくそういう危険なところで、死亡事故だの大けがをしないような対策をこれからもお願いしながら、そして町当局でも環境保全会の人などと一緒に、そういう補助事業があれば指導してもらいながら対策してもらえればありがたいと思います。

では、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。8日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後3時18分）

# 第 3 目

平成28年第2回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年3月8日（火曜日）午前10時開議

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第 1 | 報告第 2号 | その他の債権の放棄について   |
| 第 2 | 報告第 3号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について   |
| 第 3 | 議案第 4号 | 国見町総合計画策定条例   |
| 第 4 | 議案第 5号 | 国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例   |
| 第 5 | 議案第 6号 | 国見町職員の退職管理に関する条例  |
| 第 6 | 議案第 7号 | 国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例  |
| 第 7 | 議案第 8号 | 国見町道の駅の設置及び管理に関する条例   |
| 第 8 | 議案第 9号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例   |
| 第 9 | 議案第10号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  |
| 第10 | 議案第11号 | 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 第11 | 議案第12号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例   |
| 第12 | 議案第13号 | 国見町税条例の一部を改正する条例  |
| 第13 | 議案第14号 | 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   |
| 第14 | 議案第15号 | 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第16号 | 国見町営住宅条例の一部を改正する条例  |
| 第16 | 議案第17号 | 第5次国見町振興計画（後期計画）について  |
| 第17 | 議案第18号 | 桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について  |
| 第18 | 議案第19号 | 町道路線の認定及び廃止について   |
| 第19 | 議案第20号 | 平成27年度国見町一般会計補正予算（第4号）  |
| 第20 | 議案第21号 | 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）  |
| 第21 | 議案第22号 | 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 第22 | 議案第23号 | 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）   |
| 第23 | 議案第24号 | 平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  |
| 第24 | 議案第25号 | 平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  |
| 第25 | 議案第26号 | 平成27年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）  |

- 第 26 議案第 27 号 平成 27 年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 27 議案第 28 号 平成 27 年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 28 施政方針に対する質問



・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第2号 その他の債権の放棄について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第2号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告についての説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、報告第2号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号は終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第3号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。教育次長。

教育次長（引地由則君） では、報告第3号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇議案第4号 国見町総合計画策定条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第4号「国見町総合計画策定条例」についての件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 議案第4号、国見町総合計画策定条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第5号 国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第5号「国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第5号、国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第6号 国見町職員の退職管理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第6号「国見町職員の退職管理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第6号、国見町職員の退職管理に関する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第7号 国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第7号「国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 議案第7号、国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 県営土地改良事業による分担金の徴収について質問いたします。

農地は近年、財産的価値がまるっきりなくなりました。その中で分担金というのは、分割してやれば20年も長い期間支払っておるんですが、その間に契約している所有者が亡くなった場合、そうすると相続するわけなんですが、相続にも借金のほうが多ければ相続を放棄する場合があります。そういう相続放棄をした場合は、この土地そのものが県の所有物として残るわけなんではないでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

農地に限らずかとは思いますが、相続を放棄した場合は、債権のある方があれば、そちらを弁護士等を通じて決定をすることになりますが、最終的に相続をする人がいない、債権者もないとなれば、一旦国有地になると理解をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

6番村上正勝君。

6番（村上正勝君） 8条の、不正行為により分担金の徴収を免れる者があるときはその金額の5倍に相当すると、今までこういうような、不正というのはどうということのかなと思って。普通は金額が納められないとか何とかってあるんですが、こういうも

のに対しての不正行為とはどういうことを指すのか、今までそういうことがまずあったのかわかれば、お願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 6番村上議員のご質問にお答えをいたします。

不正行為による分担金の徴収を免れるということですが、ちょっとすぐに思いつかない部分もございますけれども、権利関係を偽造するとかですね、そういう部分が想定されるのかなということがございます。

なお、私の記憶する範囲では、今まで圃場整備事業をやってございますがそのようなケースは聞いてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第8号 国見町道の駅の設置及び管理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第8号「国見町道の駅の設置及び管理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） それでは、議案第8号、国見町道の駅の設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 1番浅野富男君。

1 1番（浅野富男君） 建設課長にお尋ねしたいと思います。

第3条なんですけれども、次に掲げる施設を設けるということで、15項目ほど並んでいるんですけれども、たしかこの施設には宿泊施設があったと思うんですが、複合施設の中には入ってこないような位置づけといいますか、施設になるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

施設の名称は第3条に第1号から第15号まで記載をされておりますが、この施設

につきましては、緊急防災事業で防災拠点の位置づけをしてございます。それに合った名称ということで、起債に係る事業としての名称をつけているとご理解をいただきたいと思います。浅野議員が今おっしゃられた宿泊の部分につきましては、10号の避難者休憩施設ということで、条例上はこういった名称になります。改めて施設がオープンする際には、愛称といいますか、呼び名といいますか、ダブルの名前になるかと思いますが、そういった形でわかりやすいネームづけをしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第9号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第9号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第10号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第10号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第11号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第11号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第11号、国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(菅野信朗君) それでは、議案第12号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第13号 国見町税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第13号「国見町税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長(松浦昭一君) それでは、議案第13号、国見町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。



(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時5分まで休議いたします。

(午前10時55分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時05分)

◇ ◇ ◇

◇議案第14号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第14号「国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第14号、国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) ただいま保健福祉課長の説明がありましたように、まずこの条例によって、今、国見の里で進めていますグループホーム及びミニ特養について、この条例に基づいてその施設がうまくいくための条例だと考えてよろしいでしょうか。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 渡辺議員のご質問にお答えします。

国見の里を運営します社会福祉法人厚慈会が整備を予定しております地域密着型サービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは定員29人以下の小規模の特別養護老人ホーム、いわゆるミニ特養と呼ばれておりますが、それと認知症対応型共同生活介護、これは認知症高齢者が入居して共同で生活するグループホームでございます、18名定員の整備を予定しております。

いずれのサービスにつきましても、既にこの条例の中にその設置基準、運営基準が既に盛り込まれておるところでございます。今回改正しようとする内容につきましては、地域密着型通所介護という部分が今回新たに介護保険法に追加されたのを受けまして条例で基準を定めるものでございまして、これは定員が18人以下の小規模のデ

イサービス事業となりますが、現在これに該当するデイサービスは町内にございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、地域密着型及び今の3つですね、グループホーム及びミニ特養と、それで今回条例に入りました認知症型の対応の通所介護と、この3つがあるんですけども、その3つの違いは何なのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

今ほど答弁においてご説明いたしました、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護につきましては、定員29人以下の小規模の特別養護老人ホームでございます。地域密着型で施設所在の市町村の方のみが利用できる施設になります。

あと、認知症対応型共同生活介護、認知症のグループホームということで、認知症高齢者が入居して共同で生活するグループホームでございます。

さらに今回基準を定める部分につきましては、地域密着型通所介護となりまして、定員18人以下の小規模のデイサービスでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 最後の質問をさせていただきますけれども、やはりこの3つを見ますと、認知症つまり認知症及び認知症の家族は大変厳しい状況の中で生活していると思います。先ほど課長の答弁の中には、今の現状では国見町はその状態がないということなんですけれども、今後この条例に基づいて、その通所介護を考えていく考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

今後の認知症対応の施設の整備についてということでお答えをいたします。

まず現状ですが、今現在、認知症対応の通所介護につきましては、国見町デイサービスセンターにおきまして定員20人の一般型のほかに、地域密着型サービスとなります認知症対応型通所介護いわゆる認知症デイサービスを10人の定員で実施しているところでございます。

さらに、先ほど答弁の中で申しましたとおり、社会福祉法人厚慈会におきまして、平成29年度のオープンに向けて、地域密着であります認知症対応型共同生活介護、グループホームの整備を進めているところでございます。

今後につきましては、今回規定をいたしました地域密着型通所介護の整備の予定、このサービスを予定する事業者についてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

1 1 番 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 新たなサービスが始まるという理解でもよろしいのかなと思って  
いますけれども、事業そのものはこれまでの継続になるのかと思いますが、その中で  
今いわゆる介護職といえますか、介護にあたる方々が非常に不足している、あるいは  
待遇も余りよろしくないということで、今進んでいると思います。介護については、  
今後もずっと継続されて、ますます充実したものにしていかなければならない状況に  
ありますけれども、こうした介護にあたる職員を今後どのような形で確保していく見  
通しになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

介護職員の現状でかなり人材が不足している状況にあり、今後どう確保していくか  
というご質問でございますが、基本的にはその介護職員を抱える施設がその確保に意  
を配するところと考えてございます。制度的に介護保険法の制度の中でそういった介  
護報酬の部分での待遇という形になるかと思いますが、この辺につきましても今後の  
国の動向を見きわめていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 4 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第 1 4 号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第 1 5 号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第 1 4、議案第 1 5 号「国見町指定地域密着型介護予防サー  
ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」  
の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第 1 5 号、国見町指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番(浅野富男君) 運営推進会議を設置するということによろしいかと思うんですけども、この中で協議されること、話し合われる内容についてはどのようなことが生じてくるんでしょうか。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 浅野議員のご質問にお答えします。

この改正条文にありますとおり、6カ月に1回以上開催しまして、運営推進会議に対しまして活動状況の報告をすること。さらに、その会議からの評価を受けること。また、必要な要望、助言を聞く機会として設置されるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第16号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第15、議案第16号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長(阿部正一君) 議案第16号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第17号 第5次国見町振興計画(後期計画)について

議長(東海林一樹君) 日程第16、議案第17号「第5次国見町振興計画(後期計画)について」の件を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長(菊地弘美君) 議案第17号、第5次国見町振興計画(後期計画)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松浦和子君。

1番(松浦和子君) 町民意識調査は毎年実施されているのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 企画情報課長。

企画情報課長(菊地弘美君) 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

町民意識調査につきましては、平成22年の第5次振興計画の策定の時点から毎年実施をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 1番松浦和子君。

1番(松浦和子君) 平成22年度から毎年実施されているということですが、この結果について職員の皆さんは認識し、把握し、町民の日ごろ考えていることや要望等をしっかり理解しておられると思っておられますか。お伺いいたします。

議長(東海林一樹君) 企画情報課長。

企画情報課長(菊地弘美君) お答えをいたします。

町民意識調査の結果について職員が把握をしているかというご質問でありますが、町民意識調査そのものについては、庁議においてもその結果を報告して、庁内で職員がネットを通じて見る状態にして共有を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかにございませんか。

6番村上正勝君。

6番(村上正勝君) 今の企画情報課の説明は皆すばらしい計画ですが、その中で私、16ページの移住・定住IUJターン促進事業の就農を希望するリタイア世代や若者世代をターゲットにした移住・定住者支援を実施しますと。農業の担い手と移住・定

住人口の増加を図ることは大切だなと思っているんですが、具体的に町ではどういう計画があるか、質問します。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町でどのような方策を持って取り組むかというご質問でございますが、まさに国見町のまち・ひと・しごと創生総合戦略でも記載をしておるところでございます。具体的なところで申しますと、道の駅を徹底的に活用していくところと、農業の振興を図っていくところが基本的なところになるかと思っています。

まず、農業の振興につきましては、議員の皆さんもご承知のとおり、農業に従事する後継者の不足が言われております。これをいかに増やしていくかが課題であります。ではそのためにということで、町では道の駅を核としての農産物あるいは6次化の商品の販売を通じて、農家の所得を上げていこうということを1つに考えてございます。また、この農業の振興という取り組みは、裾野が広いということもありますので、裾野の拡大にも期待をしているところであります。

さらに、農業を体験するというところで周遊型の観光体験の事業、あるいは歴史を活かした観光づくりなども含めて、道の駅を核として周遊の部分を増やすことにおいても新たな仕事の創造ということで考えておりますので、その辺も含めてまいりたいとは考えてございます。

加えて、これも道の駅の関連になりますが、ママカフェの部分をも道の駅の機能の中に入れ込むことになりまますので、ママが住みやすいまちをつくっていくことも一つの方策になるかと考えているところでございます。

そして、具体的に進めるところでは、地域おこし協力隊という制度がございます。国が提唱して、今、全国でさまざまなことに活躍をしている協力隊の方がいらっしゃいます。その協力隊の方につきましては、これは統計的な数字ではありませんが、約6割の方が地域に定住をする実績があるということもございます。この部分も含めて、地域おこし協力隊の導入も含めて、移住・定住に向けた事業につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 20ページの下のところ、国見町の資源を活かした観光振興とあります。ここを見ますと、取り扱う課が企画情報課であったり、まちづくり交流課、あるいは生涯学習課などが含まれますが、観光客を呼び込むためにPRをする中心となる司令塔といえますか、そういうものが何か見当たらないんですね。実際には幾つかの課が協力してやる必要があると思いますけれども、観光客を呼び込むからには受け入れ体制も本気になって取り組む司令塔がやはり必要ではないかと思うわけです。現在のところ、幾らお客さんにたくさん来てもらっても困ることが多いわけですよ。私、一般質問でもこの間、話しましたが、道路が狭い、トイレがない、それから駐車

場が足りないとか、そういうものをやはり観光客の立場に立って整備していく、しかも国見に行ったらすばらしいハスの花だけでなく、四季折々の花がたくさん咲いている、歴史的な施設が整備されているというふうな、スケールの大きい構想を持ったものが必要ではないかと思うんです。この件については今後もう少し改善していく必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

この後期計画の中で、主な事業の主担当課それぞれ1つずつ掲げてございます。これは、その部分について責任を持って行うんだということと、町民の方がこの部分で聞くところはどこかというところを明らかにする目的で、1つに絞って主担当課を記載しているところでございます。

なお、事業実施にあたって今ご指摘のありましたような点につきましては、まちづくりに関するプロジェクトチームを立ち上げてございます。一般質問でも答弁の中であったかと思いますが、副町長をヘッドとして、企画情報課、まちづくり交流課、産業振興課、建設課、総務課が入ったプロジェクトチーム、毎週1回行っております。さらに申しますと、具体的に観光という部分の取り扱いになれば、それは現在まちづくり交流課が所管をしております。ただし、これは所管をしているということではございますが、歴史のコンテンツ、いわゆる番組作りであったりとか、食の部分であったりとか、さまざまなことが関係しますので、プロジェクトチームで進めているとご理解を賜ればと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

6番村上正勝君。

6番（村上正勝君） 21ページのまちづくり交流課で計画している農業を活かしたグリーンツーリズムは私らもやったことあるんですが、なかなか忙しいときで宿泊とマッチしなくて、そして手伝ってもらう人がなかなか継続して来ないということで、一番は忙しいときの宿泊なんですが、これも具体的に、道の駅の宿泊を利用してグリーンツーリズムをやるのか、また、農家の特定のところを活かしてグリーンツーリズムをやっていくのか、その点についてまちづくり交流課でどういう計画があるのか、質問します。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

農業を活かしたグリーンツーリズム、いわゆる農業体験をコンテンツにした観光ということになるかと思えます。私どもで考えてございますのは、まずは道の駅を核としたということは言うまでもありません。宿泊施設もありますから、そちらを利用してということが一義的には出てくると思っております。ただし、それだけではなく、国見町にはそれぞれの地区においてさまざまな宝物、資源がございます。それらを体験してもらい、あるいは経験をしてもらうことが一番大事になってくるかなと思って

ございます。宿泊ということ言えば、さまざまな課題を解決する部分ではありますが、民泊なども一つの方法と考えてございますし、空き家を活用しての手法も十分検討しなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） この第5次国見町振興計画、まさに国見町の未来をかけた計画だと思います。この作成にあたりましては、大変な労力をかけられたとお察しいたします。

1つだけ確認させていただきたいんですが、13ページに国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略とこの振興計画双方の矢印となっております。どちらも事業としてあると思うんですけども、国見町まち・ひと・しごと総合戦略が、この振興計画を補完するような形で進められていくのか、それとも、それぞれの事業をどのようにかみ合わせていくのかをお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、まち・ひと・しごと創生の総合戦略につきましては、国の人口減少に対する対応ということで、国見町では昨年10月に策定をさせていただきました。そして、同時期にこの国見町振興計画の後期計画についても策定を進めていたところでございます。

といいますのは、実は振興計画の中に位置づけますまち・ひと・しごと創生の総合戦略、この総合戦略は、仕事づくりあるいは人づくり、交流づくりが主な部分であります。それを包含するのが振興計画だと思ってございます。今後の取り組みの進め方ではありますが、先ほど申しましたように、総合戦略に掲げている事業をリーディングプロジェクトという位置づけで進めていくことによって振興計画後期計画の実現に向けていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。





◇議案第18号 桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第18号「桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について」の件を議題といたします。

本案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第18号、桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第19号 町道路線の認定及び廃止について

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第19号「町道路線の認定及び廃止について」の件を議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第19号、町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◇  
◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時58分）

◇  
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇  
◇議案第20号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第4号）

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第20号「平成27年度国見町一般会計補正予算（第4号）」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第20号、平成27年度国見町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 第6款農林水産業費で、ページが40ページになりますけれども、19節負担金、補助金及び交付金、この中で負担金の下のほうで、福島県営農再開支援事業4500万円の減でございますが、減額することによって支障が出るようなこともあるかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

こちら福島県営農再開支援事業につきましては、米の吸収抑制対策と果樹改植事業、それと大豆、ソバの吸収抑制対策等々の事業を計上してございますが、主たる要因につきましては果樹改植事業、当初予算で50ヘクタール、1億円ほどを見込んでございましたが、今年度の事業がほぼ終了しまして、20.1ヘクタールという結果になりまして、その部分で約4000万円ほどの事業確定による減額でございます。

それと、米の吸収抑制対策につきましても、塩化カリの散布量が若干減ってございますので、それに伴いまして475万円ほど減ってございまして、それらによる年度末の整理でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 原発災害対策課長にお尋ねいたします。

2款47ページで、トータルで4億8310万6000円の減額とありますが、その中での委託料が3億3350万円の減となっておりますけれども、そうした場合に、

この除染に関しては予算計上しておったけれども十二分できたと、除染に限ってはもう十分でき上がっているという判断でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

13節の委託料の減額についてでございますが、3億3350万円という大きな減額となります理由につきましては、2つございます。

まず、施設管理としまして2億7064万2000円の減額につきましては仮置き場の管理業務でありまして、各種除染後、仮置き場に搬入した除去土壌等、大型土のう袋でございますが、その積み込みと遮蔽業務に係る分となります。これにつきましては、各種除染の進捗状況や除去土壌等、大型土のう袋、その発生量に左右されますことから、今回につきましては不用減としたいとするものでございます。

もう一点、除染作業委託としまして9690万1000円の減額でございますが、除染作業につきましては計画を前倒しで完了した住宅除染のほか、現在進行中の事業所、空き地、神社仏閣、道路、生活圏の森林の除染などを実施するための予算として、当初37億4487万6000円を計上してございましたが、今回につきましては、実績に基づき不用額を整理したいとするものでございます。

除染が終わるということではございませんで、まだ新年度につきましては改めて当初予算をお願いしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

4節の共済費について質問をいたします。その共済費の総計は、56ページ以降、57ページに出ています。56ページ、給与費明細書が特別職からずっと出ていまして、2番一般職の共済費が今回529万6000円の補正減です。これは共済組合の利率が変わったので、当初予算から比べて何か変動があつての減額なのか、それとも人数が減ったとか何かの理由があつて、今回この共済費の529万6000円のマイナスになっているのか、その原因についてお願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

共済費、一般職員の共済費が529万6000円減っているその要因でございますが、職員の構成、若返つてございます。その共済費につきまして、一定の割合で引き下げになってございまして、そういったことから、人数的にはほとんど同じ中でございますけれども、共済費が減っている部分が大きいかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） あわせて、今の問題だけでも、単に職員が若返つたために、というのはこの4番の節の共済費、全課なんですよ。役場の中の各課、全部マイナスに

なっています。だから私から考えれば、この積算、組合の負担率の変化とか、あるいは制度の変化があったために、今回補正しなくてはならなくなったのかなど。この数字は、年齢などで、当初予算で大体正確な数字が出てくると思うんですけども、もう一度その辺をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ただいまの答弁で、ちょっと不足する部分がありましたので、補足をさせていただきたいと思います。

職員の共済費につきましては、算定の方法が一般の民間の事業者と同じような標準報酬制に変わりました。そういったことから、計算をさせていただきますと、この500万円ほどの減ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） では、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第21号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第21号「平成27年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それでは、議案第21号、平成27年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第22号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第21、議案第22号「平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、議案第22号、平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第23号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第22、議案第23号「平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第23号、平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第24号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第23、議案第24号「平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第24号、平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか、

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第25号 平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第24、議案第25号「平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第25号、平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第26号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第25、議案第26号「平成27年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長(菊地弘美君) 議案第26号、平成27年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから、議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 平成27年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第26、議案第27号「平成27年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、議案第27号、平成27年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第28号 平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第27、議案第28号「平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、議案第28号、平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 上下水道課長にお伺いいたします。

3ページの収益的収入についてお伺いいたします。1款の水道事業収益、1項の営業収益の給水収益は、一般家庭や事業所の水道料収入だと思いますが、その金額がマイナス290万円になっておりますが、その理由をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 松浦議員のお質してございますが、営業収益の減でございますが、当初見込んでおった給水件数4万592件に対して、今回の補正で4万382件と210件の件数が減じてございます。ましてや、昨年4月からことしまでに人口が約130名ほど減っておりますので、そういう理由から給水人口の減が一番主なものとなっております。

以上でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 私は、平成26年度まで水道経営の委員をさせていただいておりまして、その際、健全経営ということを何度か発言させていただいてまいりました。

健全経営の面から言えば、290万円の収入減は大変な見込み違いではないかと思っておりますが、どのようにそのことを受けとめておられるかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） お答えいたします。

先ほど、当年度の利益剰余金が約2080万1000円が出ます。そういうことで、



人口減とかそういうことも原因はございますけれども、そういうことを踏まえまして、ことしも利益剰余金を生み出してございますので、健全経営で進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後2時10分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

◇施政方針に対する質問

議長（東海林一樹君） 日程第28、施政方針に対する質問を行います。

期限までに申し出があつたのは、佐藤定男君1人であります。

発言は最長で60分までは認めることといたします。

5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） ただいまから施政方針に対する質問をさせていただきます。

町長は、28年度の施政方針につきまして、就任以来掲げております3つの政治理念と、「国見のみらいをつくる5つの目標」をもとに町政を進めることとしています。そして、各目標が「しんか（進化・深化）」できるよう鋭意対応していくとおっしゃっております。この「しんか」という言葉、漢字で「進む」とあと「深める」という漢字も使っておりますが、この「しんか」という言葉、新しく聞く言葉ですが、町長の「しんか」に込めた思いをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えを申し上げます。

「しんか」に込めた思いでございますが、これまで集中復興期間の大震災、それからまちづくりに対しまして、町長就任後、1年目は「復旧」という思いでしたが、2年目が「再生」、3年目が「創生」、そしてことしの4年目は「しんか」というイメージでこの言葉をまず使わせていただいております。

この「しんか」の言葉は、実は今年の1月の職員の仕事始めの式並びに賀詞交歓会、皆様お出になっていたと思うんですが、そのときに初めて使わせていただいたということでございます。

この言葉に込めた思いといたしましては、先ほど議員おっしゃいましたように、これまで「国見のみらいをつくる5つの目標」に従って、さまざまな事業を進めてまいりました。ここに来て、大震災からの復旧・復興、それから再生・まちづくりにやっと少しずつではありますが光が見えてきた思いをしております、更にこの光を大きく大きくしてまいりたい、更に前に進めたい、付加価値をつけたいといった思いで今回この「しんか」という言葉を使わせていただきました。

ただ、具体的に言わないとなかなかわかりづらいかと思っておりますので、2つほど申し上げますけれども、まず具体的にはさまざまな事業をいろいろやっております。進める「進化」、これはどんどんどんどん前に事業を進めていきたいという意味での進める「進化」でございます。それから、深掘りする「深化」でございますけれども、これにつきましてはその1つのことに付加価値をつけて、さらにすばらしい事業にブラッシュアップしたりとか、あとは同じことをやらないとか、付加価値をつけると私よく職員に言っているんですけれども、とにかく事業に付加価値をつけてブラッシュアップしていこうという話を申し上げておりますので、そういった意味での「深化」でございます。

事例を申し上げますと、例えば除染を例にとれば、これまで住宅除染は終わっております。現在は道路などを進めております。これから里山とか、あるいはため池等々進めてまいりたい。さらには、仮置き場からなるべく早く中間貯蔵施設に搬出をしたい。そういう意味で、これは前に進む「進化」と私は捉えております。

一方で、現在、義経まつりとかいろいろイベントをしております。これまで、武者行列の対応とか、あるいは義経、静御前の選定、いろいろやってグレードアップしてきたり等々を行ってきております。ここで付加価値をつける、同じことをやらない、新たな視点でやっていく。まさにこれは深掘りの「深化」と考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、これは前に戻りますけれども、大震災からの復旧・復興、再生・まちづくりを前に進めたい、それから付加価値をつけたいという思いでこの「しんか」という言葉を使わせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

それから、これから何件か質問されるかと思っておりますけれども、各論につきましては、それぞれ関係課長から答弁いたさせますので、よろしくようお願い申し上げたいと思いま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） では、個別の問題についてお聞きしたいと思いますが、除染問題についてお聞きします。

現在、道路、生活圏の森林、事務所や工場、空き地や駐車場、寺社等の除染を進めるということでございます。伊達市におきましては、新聞報道によりますと防火水槽の汚泥の除去、これが90%以上完了しているということですが、国見町の除染は現在の作業が進めば完了なのか。ただいま町長からは里山除染についてもちょっと言及がありましたけれども、あるいはさらなる除染対象を考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

除染対策について、どこまで、いつまで、あとは対象を拡大するのかというご質問でございますが、いつまで、どこまでという点につきましては、現時点で明確にお示しすることはできないと考えてございます。

これまで、議員おっしゃるとおり、住宅、宅地の除染、あとは公共施設や子どもの遊び場の除染、道路や生活圏の森林の除染など、環境省が示します除染関係ガイドラインに基づき、可能な範囲で取り組みを進めてまいりましたし、平成28年度におきましても引き続き道路の除染、生活圏の森林の除染等に取り組むこととして、当初予算もお願いしているところでございます。

環境省といたしましては、除染の加速化を図り、平成28年度には市町村の除染を終了したいとの考えもあることから、町といたしましては平成28年度の除染の進捗状況により、一定の方向が見えてくるものと考えておりますが、その一方で現在、産業振興課で調査中のため池等の放射性物質対策や、また町長も答弁しましたが、新たな課題としまして、現在環境省等で検討しております里山除染の方針等が示されれば、町内における里山の状況を踏まえ、町としての考えをまとめることも必要と考えており、なお流動的な部分も残されていると考えております。

最終的には、仮置き場で保管しております除染で発生した除去土壌等が全て中間貯蔵施設へ搬出されない限り、除染関連の事業につきましては完了しないものと考えておりますし、長期的なスパンでの取り組みになるものと認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 続いて、風評被害の問題についてお聞きしたいと思います。

風評被害につきましては、相手の意識の問題もあり、今後も時間がかかると思われます。町長は、トップセールスによりまして全国を飛び回っておられますが、今後はどうのような対策をとられますか、新たな対策はございますか。お聞きしたいと思います。

す。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

風評被害に対する今後の取り組みについてのご質問でございますが、原発事故から既に5年が経過しようとしてございます。風評被害は、健康被害や観光、そして農産物などさまざまな分野におきまして、いまだに払拭ができていない状況でございます。

議員ご指摘のとおり、大変難しい問題ではございますが、まずは放射線対策を徹底しまして、安全・安心を積極的に内外に情報発信していくことが必要であると考えてございます。そのためには、住宅除染は終了しましたが、ただいま原発災害対策課長も答弁いたしました。道路や空き地、生活圏の森林などの除染対策をスピーディーに進めてまいりますほか、全町民を対象にしました健康管理調査の実施、そして農産物の検査体制の維持など、それらの放射線対策を引き続き徹底しまして、まずは安全・安心を担保していくことが必要であると考えてございます。

そして、また情報発信の部分でございますが、特に農産物の風評被害は生産農家の皆様に直接かかわる問題でございますので、町産、県産も含めてでございますが、農産物が安全・安心でおいしいものであることを積極的にアピールしていくために、北海道や首都圏、関西圏、そして交流市町を中心にしたトップセールス、そして生産者や小中学生等も交えました農産物の交流PR事業、そして関係機関と連携した市場への求評活動、東京くにもみ会事業などを引き続き実施してまいりますとともに、首都圏の皆様にはかに足を運んでいただく女性応援団ツアーやあんぽ柿の加工体験ツアーなどの事業も積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

さらに、平成28年度中には、道の駅を核としました交流の場がオープンする予定となっておりますが、先駆けて実施をしてございましてくにもみ市場や、まちづくり会社による米やモモ、あんぽ柿、そして野菜などの特産品のブランド化、6次化などの付加価値をつけた産品による情報発信や、全国販売に向けた展開なども新たに必要と考えているところでございます。

いずれにいたしましても、風評被害の対策につきましては一朝一夕に、そしてまた国見町のみでは解決できない課題でございますので、今後とも県及び関係機関とも連携をしながら放射線対策の徹底を図りますとともに、安全・安心を内外に積極的に発信しまして、風評被害対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 次に、活力ある町政の実現といたしまして、4大イベント、すなわち国見ルネサンス、義経まつり、きずなイルミネーション、そして先日の大盛況に行われましたフードフェスタ、これらが大々的に行ってまいりました。震災後5年が経過し、財政も厳しくなる中、この4つのイベントは今後も継続してやるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

4大イベントの今後の継続的な観点ということでございますけれども、まずは確かに今、議員がお質しのよう、財源の問題はどうなんだということは非常に重要な課題かなと1つ思っております。

ただ一方で、やはり国見町というその小さい町が、今後維持発展していくためには、やっぱり活力、元気がなくてはならないのではと考えておりますので、何らかの形でこの4大イベントは残しながら、今後なるべく継続的に実施できるように十分配慮してまいりたい。

と同時に、そのバックとしての財源はどうするんだという議論がございます。これは、国・県の問題とかいろいろ絡みますので、その辺とうまく調整をしながら、なるべく私ができる範囲の中で頑張って、4大イベントについては鋭意継続できるように、自分なりに配慮して頑張っていきたいと思っております。

これが現在の私の考え方でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 続きまして、歴史を活かしたまちづくりですが、国見の継続的な維持発展に欠かせないものだと思っております。具体的な事業で大きなものは、奥山邸の周辺整備と阿津賀志山防塁の史跡周辺整備が挙げられます。

阿津賀志山防塁の整備は、教育委員会制定の整備基本構想概要版に記載されております。それによりますと、平成29年から34年にかけて、下二重堀地区周辺において駐車場、遊歩道の整備を行い、防塁跡と中尊寺ハス池を一体的に周遊できるよう整備するとしております。

一方、奥山邸周辺の整備であります。こちらについて具体的なスケジュールがあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

歴史まちづくり計画に沿いまして、阿津賀志山防塁の周辺整備等につきましては、今、議員お質しのスケジュールによって進めるということで、現在、防塁整備の検討委員会を立ち上げまして、検討を進めているということであります。

さらに、さきにご質問のありました奥山邸の周辺整備につきましては、下二重堀の整備が終わりました後に計画を策定いたしまして、具体的な整備に入っていくということで、さらにその先には今度は阿津賀志山防塁の4号北側地区ということで、まずは歴史まちづくりに関する分という周辺整備のポイントになりますので、10年間の計画の中で進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 計画に沿って、整備が進められることを望んでおります。

最後に、大震災後、この3月までの5年間は集中復興期間として、さまざまな施策

がとられてまいりました。今後の5年間は復興創生期間として位置づけられております。この5年間で、まさに勝負だと思えます。

最後に、改めて町長の今後の5年間に対する決意、思いをお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

今後5年の復興創生期間に対する思い、決意というお話しでございます。

これまで、私は「復興・絆、国見の未来をみんなで作る」ことを念頭に、大震災からの復旧・復興、それから再生・まちづくり、いろいろと対応してまいりました。施政方針にも述べましたように、少しずつ光が見えている思いをしております。今後、さらに復興・再生の光が大きくなるように、鋭意対応してまいりたい。先ほどの答弁の「しんか」の思いと同じ姿勢かなと思っております。

そのためには、これは一般質問で浅野議員にもお答え申し上げましたけれども、一つの考え方を私、持っていて、まずはやっぱり「復興・絆、国見の未来をみんなで作る」こと、いわゆる町民主役を意識しながら、オール国見で震災の復興とか再生・まちづくりに対応して、国見町を町としてどういうふうにしていくのか。そのためには、やはり皆さんと連携をしながら、この町の中をしっかりと固める。つまり、1万の小さい人口の国見町ですから、ここでやはりお互いに意見がばらばらでは困るよと、お互いにやはり同じ方向に向かいながら、しかも同じ事業をやりながら、みんな連携しながら、とにかくオール国見でこの町全体をとにかく町民、それから地域の皆様方と連携をしながらやっていくことがベースかなと思っております。

これまで、先ほど光が見えてきましたと申し上げました。活力とか、あるいは復興とか、どんどん見えているというのが町民の皆様方の私に対するご意見でございますので、とにかく町をしっかりと固めることがまずベースとしてあるのかなとまず1つ、私、考えております。

それから、もう一つは、やはりこれは国見町は1万の人口の小さい町でありますから、孤立してはいけないと思うんですね。私は、すぐに孤立すると思うんです。そうしないようにどうするかといった場合には、やはりさまざまな機関ございます、国・県はじめ関係機関、あるいは首都圏もありますし、関係自治体、姉妹都市もあります。そういったところと十分な交流連携をどう図るんだという視点が非常に私は重要なかなと思っております。それが、まさに交流人口の拡大につながって、ひいては人口減少の歯止めにもつながってくるという思いをいたしております。なるべく外向けにも、やはりこの人口1万の国見町を維持するには十分連携をしないとだめかなという思いをしております。その作業もしっかりとやっていくと。東京くにみ会、そして応援団ツアー、いろいろあります。ニセコ町、池田町、いろいろあります。そういったところと、いかに連携、交流でき得るかも、私は重要な部分なのかなと思っております。

まさに、内部でのさまざまなアクション、それから外部との交流が「復興・絆」

「交流・連携」「国見の未来をみんなでつくる」、この思いでございまして、これをベースにしながら、今後復興創生期間におきましても、復興の光をなるべく大きく大きくしたい、「しんか」をさせたいという思いと、国見町の町としての維持発展に私も鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 町長のますますのリーダーシップの発揮をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これをもって施政方針に対する質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

あすは午前 10 時より議案調査会を開催いたします。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

（午後 2 時 37 分）

# 第 4 日



平成28年第2回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年3月17日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第29号 平成28年度国見町一般会計予算
  - 第 2 議案第30号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計予算
  - 第 3 議案第31号 平成28年度国見町入山財産区特別会計予算
  - 第 4 議案第32号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計予算
  - 第 5 議案第33号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 6 議案第34号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計予算
  - 第 7 議案第35号 平成28年度国見町介護保険特別会計予算
  - 第 8 議案第36号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計予算
  - 第 9 議案第37号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計予算
  - 第10 議案第38号 平成28年度国見町水道事業会計予算
  - 第11 常任委員長報告
    - 陳情第11号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について
    - 陳情第12号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- （追加日程）
- 第12 同意第 1号 国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
  - 第13 発議第 1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
  - 第14 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
  - 第15 議員の派遣について
  - 第16 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第29号 平成28年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第29号「平成28年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第29号、平成28年度国見町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 会計管理者兼会計課長にお聞きいたします。

予算書が29ページになります。町預金利子といたしまして14万5000円を計上しております。前年比2万5000円の減少となっておりますけれども、このマイナス分につきましては、いわゆる日銀のマイナス金利導入の影響を考慮したものでしょうか。お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 会計管理者。

会計管理者（菊地富子君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答え申し上げます。

町預金利子について、前年度減になっているものは日銀のマイナス金利政策によるものかというご質問でございますが、これにつきましては、27年度の実績をもとに計上したものでございまして、1年以内の短期の定期預金での運用には、現在のところマイナス金利政策の影響はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） そうしますと、余り影響はないという答弁なのですが、実際の金融機関の金利はかなり低下している現状だと思います。したがって、当然、今回計上した予算額よりも下回ってくるのではないかと考えております。

歳計現金の余剰分を定期預金で運用しているということでありまして、今後予想されます低金利のもと、今後の運用についてはどのような方針でお考えになっておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 会計管理者。

会計管理者（菊地富子君） お答えを申し上げます。

低金利下での今後の町預金利子の確保につきましては、歳計現金、つまり日々の支払いに係る現金でございますが、資金に余裕がある場合、町の資金管理運用基準に基づきまして、今後も今まで同様、指定金融機関等に定期預金で預け入れを行い、預金金利の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

3 番井砂善榮君。

3 番（井砂善榮君） 生涯学習課長にお尋ねをいたします。

スポーツ施設の利用状況についてお尋ねします。現在、この予算措置には500万円を計上しておりますが、町の施設等については何カ所ございますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 18ページ、保健体育使用料のお質しかと思いますけれども、現在、体育館、グラウンド、テニスコート等を含めまして9施設、町では管理し、それに係る使用料について徴収しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3 番（井砂善榮君） 9施設の中に、支出の中におきまして、収入が500万円ございますが、その500万円について9施設に対しての使用料金は町として適正なものとお考えか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 3番井砂議員のお質しでございますが、使用料につきましては、条例規定に基づきまして負担をお願いしているところでございます。ただ、利用の内容におきましては、一部町民については無料の施設として、体育館ですとかグラウンド、さらにはテニスコートとグリーンアリーナにつきましては、競技の専門性、特性、さらにはこれまでの経過、周辺の利用状況などからご負担をいただいているところがありますが、町内の団体の利用につきましては減免という制度をもってあっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3 番（井砂善榮君） 適正な価格とお答えがあったんでありますが、支出の面におきまして、323万2000円と、あとは、プールの使用料が205万円くらいあるんですが、それを合わせると500万円以上の支出でございますが、管理者は何人いらっしゃいますか。そしてプールの使用料、期間と使用日数、そしてこの323万

2000円という数字はいかなものかと私は考えるのでありますが、町としてはどのような考えをしていますか。お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 申し訳ありません。323万円はどこの件でしょうか。

3番（井砂善榮君） 323万2000円という、管理者の件。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 使用料につきましては、条例に基づいて徴収させていただくということと、それにかかる管理費につきましては、町民の福祉の向上、それから体育事業の推進という形で適正に計上させていただいていると考えております。

今、管理費の関係のお話が出ましたけれども、施設を維持管理するための経費については、本来であれば利用者負担であります。なかなか体育事業の推進ということを見ると、十分にそれには賄い切れていないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ただいま、歳入の件について質問を受けておりますので、よろしくお願いをいたします。

ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 学校教育課に伺います。

ページ数は26ページ、3目の生産物売り払い収入において、今まで年間24万円の電力売り払いを行ってきたところでございますが、今年からは、この半分に減ったのはどういうことなのでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 阿部議員のお尋ねにお答えいたします。

前年度の24万円が12万円になったことでのお質しだと思っておりますが、平成22年に太陽光発電を設置しまして6年経過したことから、パネルの発電力が大変劣ってきたと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

歳入について、ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入関係の質疑は終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費、2款総務費について質疑ありませんか。33ページから59ページです。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 2款総務費、2目文書広報費、13節の委託料。その中で、例規集整備について。

議長（東海林一樹君） 阿部議員、ページ数を言ってください。

10番（阿部泰藏君） ページ数は39ページです。

委託料の中で、例規集の整備についてなのですが、この例規集の整備は、例えば平成28年4月1日施行となっていれば、ホームページなどでは当然記録が載っているということなのでしょうか。これはホームページで確認するほかないのでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

39ページの13節の委託料、例規集整備194万4000円の部分のお質しかと思いますが、中身につきましてはシステムで例規を管理しているということで、データベースのシステムの保守管理の関係での委託料でございます。

通常、議会で議決をいただきまして、例規が決まった段階におきまして、それからシステムの中身の例規の整備を施行日にあわせて見られるようにするという内容になってございまして、施行日以降であれば、そのシステムの新しい例規の中身は見られる状況になってございます。

なお、議員にお渡ししてございます文書の例規の関係につきましては、印刷、製本等、結構な費用だということで、大変申し訳ないんですが、隔年でお渡しをしてございまして、28年度で新たな部分をお渡ししたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費について質疑ありませんか。59ページから74ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は68ページ、3款民生費、1項社会福祉費の中における19節年金生活者支援臨時福祉給付金で、4200万円ほどを支出するとなっておりますけれども、事業の目的に関しては、低所得者に対して消費税増に対する影響のための給付金だと理解しますけれども、そうした場合に、低所得者イコール高齢者とは思いませんけれども、高齢者に対して全ての方が対象者になるのかお尋ねしたいと思います。保健福祉課長でよろしくお願いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者についてというご質問でございますが、この給付金は国の政策で行われるものでして、議員お質しのとおり、低所得者に対しての消費税引き上げによる影響緩和、さらに一億総活躍社会の実現に向けた低年金受給者への支援のために、全国一律に国の負担で行われるものでございます。

まず、4200万円の年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、平成27年度行っておりました臨時福祉給付金の対象者、これは平成27年度町民税非課税の方が対象でしたが、そのうち、平成28年度中に65歳以上になられる方がこの

臨時給付金の対象となりまして、1人につき3万円が支給されるものでございます。ただし、課税をされている方に扶養されている方、非課税であってもその方については対象とならないものでございます。国見町では、4月中旬から申請の受け付け開始をしまして、7月末までに給付したいと考えているところでございます。

次の、4080万円の簡素な給付措置及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者につきましてですが、まず、簡素な給付措置といたしましては、平成28年度町民税が非課税の方に対しまして、子どもからお年寄りまで1人につき3,000円が支給されます。ただし、課税されている方に扶養されている方は対象とならないというものです。

さらに、この臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方につきまして、1人につき3万円が追加して支給されるものでございます。ただし、前段上の年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者については除かれるものでございまして、国見町では8月から申請受け付けを開始し、11月までに給付をしたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、いろんな中で見ていくと、やはり課税される、課税所得者の中に扶養家族となっている方には対象外となる部分もあると思うんですけども、やはり高齢者にとってみれば、1,000円、2,000円ではなく3万円というお金は大変大きいものでありまして、高齢者を預かる家族がなぜもらえないのか、なぜ自分たちは対象ではないのかについて、家族も含めた十分な説明をするべきだと思うんですけども、その点についてはどのような考えをしているか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

十分な説明をということでございますが、この制度の、給付金の周知につきましては国の政策として行われるものですので、27年度の給付金と同様に、国では新聞、テレビ、ラジオのほか、インターネットなどあらゆるメディアを通して広報することになっております。町としましては、さらにチラシ等の配布、あるいは広報くにみでお知らせしますとともに、給付対象者につきましては、直接申請の案内の通知を郵送したいと予定をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

3款民生費について、ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移ります。

次に、4款衛生費について質疑ありませんか。75ページから82ページです。

4款衛生費についてございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) なければ、次に、5款労働費について質疑ありませんか。82ページから83ページです。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) なければ、次に、6款農林水産業費について質疑ありませんか。83ページから94ページです。

10番阿部泰藏君。

10番(阿部泰藏君) 90ページの工事請負費でございますが、その中でため池放射性物質対策工事について伺います。これは、町におけるため池全域で放射性物質対策工事が行われるのでしょうか。ため池の個数と、その対策について伺います。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤克成君) 阿部議員の質問にお答えをいたします。

このため池放射性物質対策の工事の関係でございますが、平成27年度におきまして、26年度から県で基礎調査を実施してございまして、町内にございましてため池、32カ所だったと記憶してございまして、そのうち指定廃棄物の基準となります8,000ベクレルを超えるため池につきまして、平成27年度中に、現在業務委託してございましてけれども、詳細調査13カ所、基礎調査を5カ所実施してございまして、その詳細調査の結果によりまして8,000ベクレルを超えるため池につきまして、来年度実施設計にも金額をお願いしてございまして。それらのうちで緊急性の高いものから工事を実施していきたいということで、当初予算では2カ所分の工事の請負費で予算をお願いしているということでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかにありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) 93ページになります。6款の農林水産業費、2項の林業費の中で、14節の用地借地料3万6000円となっておりますけれども、これは桜の森の借地料だとは思いますが、この桜の森の今の現状を維持するということか、造成の部分の予算はどちらに入っているのかお尋ねしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤克成君) 渡辺議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

14節の使用料及び賃借料につきましては、いわゆる桜の森の賃借料でございますが、これの維持管理経費ということで、その前の13節の委託料、3番目の山林下刈り業務30万円に、下刈り等の業務の委託経費を見込んでいるということでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 7番渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) 桜の森にきのう行ってまいりましたけれども、桜の森が今、草もなくなりましていい状態で、桜が咲く季節までいいのかなと思っております。



しかし、残念ながら、去年は早目に桜の咲く時期に早く除染のものを運んでくださいということで、運んでいただき、今回の場合は、桜の状態は悪くはないんですけれども、余りにも細いというか、木としてはまだまだ幼少で子どもの木だと思うんですよ。そうした場合に、今後、桜の木に対して、ただ単に除草だけ、あるいは草刈りをするだけではなく、今後どういう形で桜の森を発展させていく考えなのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

桜の森の、今後どのような形でというようなお話でございますが、この桜の森につきましては、平成18年に日本さくらの会から寄附をいただきまして、約200本の植栽をした経緯がございます。かれこれ10年経過しておりますけれども、この間、町の森林委員会でのいろいろな協議を経て、整備構想もあったわけでございますが、震災による除染と、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、それで、その構想については現在中断をしているという状況でございます。昨年、フレコンバッグ等も全て搬出をされてございますので、今後、現在復旧・復興の各種事業をやってございますが、それらとの整合性も図りながら、今後どのような活用方針があるのかも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

6款農林水産業費について質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ページ数は91ページの、その中の貝田地区の県営圃場整備事業について伺いますが、貝田地区はもともと水が不足をしている地域でございました。現在、田植えするにも、代かきするにも水を同じ人が一斉にこれを使うわけなのですが、もともと水が細いところで、水が足りないために田植えができなかった、あるいはちょっと日照りが続いたために苗が枯れてしまったということが想定されるわけなのですが、そこで、圃場整備をするにあたって、水は十分に確保してあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

貝田地区等の圃場整備事業に関する水の用水の関係でございますが、現在、配水池、渇水対策施設で整備をいたしました配水池から用水を給水しているという部分でございますが、現状につきましては、国道上の部分の水田等に水が入りまして、その後は沢に入って、現在圃場整備を計画しているところには、そこの水についてはほとんど供給されていない状況でございますので、それらの改善をするという部分が1つございます。

あと、一般的に圃場整備を行います場合は、水田に取水します用水路と水田から排水します排水路、普通別々に作ると、水田が早く乾くようにとか、そういう効果がご

ございますけれども、貝田、山根地区におきましては傾斜地であることもございまして、その傾斜を利用しまして排水路の水を用水として再利用するような、取水ますを改良したような構築物を設けまして用水の確保に対応してまいりたいということで、現在検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、7款商工費について質疑ありませんか。94ページから98ページです。

商工費について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、8款土木費について質疑ありませんか。99ページから107ページです。

8款土木費について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、9款消防費について質疑ありませんか。107ページから114ページです。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ページ数は114ページの、14節の使用料及び賃借料でございますが、この中で、用地借地料1932万2000円なのですが、この仮置き場の契約について伺いたいと思います。

町の仮置き場は11カ所ございまして、これが平成25年から3年という国の指導の取り決めが行われてきましたが、ことして仮置き場の契約は順次に従って終了していくものと思いますが、この契約についてこれからどうなっていくのか伺います。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、仮置き場につきましては住宅除染を進めるために確保してきており、最初に契約を締結したのは平成25年でございます。現在11カ所となっておりますが、平成25年から3年の期間で契約を締結してございます。今年度末で契約期限が満了する箇所につきましては5カ所ございます。その5カ所につきましては、現在国で進めております中間貯蔵施設の整備の状況によりまして延長せざるを得ないと、町では考えてございます。新年度におきましては、その5カ所については3年の期間で再度契約を更新して進めていきたいと考えております。

次年度以降も3年で契約した仮置き場が、期限が来るという状況になりますが、同様に3年の期間を設定しまして、更新をお願いしていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これから3年を延長するという事なのですが、3年が経過すれ

ば、町内にあるフレコンバッグが全て中間貯蔵施設に搬出するという理解でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） この3年という期間につきましては、3年延長すれば仮置き場がなくなるという意味ではございません。国で進めております中間貯蔵施設が整備され、全て運び出されるまでは仮置き場の管理は必要となってくるものと考えてございます。町としましては、中間貯蔵施設の整備が幾らでも早く進むようお願いをしながら、仮置き場については管理していきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 契約は、1つは国の指導のもとにやっているわけなのだから、順次それに従ってやっていくということで、これは重要な部分で、ただ契約は、数字を絵に描いたみたいなものではないのだから。

国の指導というのはどうなっているのでしょうか。国では、きちんとこれからの計画を町に伝えているのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 仮置き場の契約の国の指導のご質問でございますが、国におきましては、仮置き場の契約期間の延長につきましては事前方針で行うべきだという考え方を持っております。ただ、町としましては、1年で今の状況が改善されることは考えてございませんので、お借りしている中の農地であれば営農計画と、その辺に支障が出ないようにある程度の期間を設定して、追加して契約を締結したいと考えてございます。

仮置き場に置いている除去土壌等が搬出できる状況になれば、その状況を踏まえながら、契約については当然変更の対応等も考えております。早く返せる状況になれば、速やかに返していきたいとは考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は110ページになります。

これは住民生活課長にお尋ねするようになると思いますけれども、9款の消防費、1項の消防費における15節工事請負費の中で、防火水槽と消火栓、及び屯所はいいですけれども、その2つあるんですけれども、この800万円と98万3000円、これは何基分かお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

この工事請負費の中の防火水槽設置工事、そして消火栓等設置工事ですが、それぞれ何基かというご質問でございます。防火水槽も、消火栓につきましても、それぞれ

1 基分での予算の計上でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） そうしますと、平成 25 年 3 月の定例議会におきまして、その当時の課長は、今の課長と違いますけれども、そのときに防火水槽の設置について、「防火水槽につきましては毎年 2 基で計画的に設置してきてございます」という町の答弁がありました。それが 1 基に減った、昨年も 1 基ということなのですけれども、防火水槽に限っては 1 基に減ってしまったという、その理由についてお尋ねしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

今のお話ですと、平成 25 年 3 月の議会の際に、防火水槽については 2 基とのお話をされたということでございます。現実的に、平成 25 年度当初の予算の関係については 2 基で計上されたということでございます。25 年度の防火水槽の設置工事がされた場所につきましては、通常の防火水槽の単なる設置とは違って、特別な工事内容であったりということも含めてかなりの工事費になったということもございますので、当初 2 基分の予算を計上していたようでありまして、実質的には、その工事した場所については、当初予算見積もり上の 1.5 倍ぐらいの経費がかかったということでございます。

実際、震災以降、資材の単価あるいは労賃等も含めていろんな工事の部分、なかなか工事費が高くなっている状況もございます。町といたしましては、復旧・復興の各種事業を進める上では、そちらの事業との兼ね合いもございますので、防火水槽については、その状況も踏まえて 1 基というお話、そういう形の状況となりまして、消防団の幹部会議の中でもそちらを十分ご理解いただいて十分協議した中で、毎年 1 基の防火水槽の設置は行っている状況でございます。現在の状況をご理解いただき、消防団とも連携しながら、防火水槽、いわゆる水利の確保ということで、町としても取り組んでいきたいとご理解いただければと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7 番渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 確かに予算がありますし、さっき言ったように 1.5 倍の経費がかかるとなれば、やはり 2 基が 1 基になってしまうという本当の理由なのかなと思えます。

ただ、町長も含めて、安心・安全なまちづくりをするためには、やっぱり消防団があつて、その中で消防施設という部分でやっております。確かに予算があつてのことは非常に大切なものでありますから、しょうがないということはあるんですけれども、消火栓に限っても 1 基という申請でありますけれども、やはり金額的にはむしろ消火栓を来年度以降は 2 基という部分で願っていただければと思えますけれども、その部分に限っては、課長は 2 基という考えはあるのかどうかお尋ねしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

消火栓の関係につきましても、現在1基でございます。現在、この予算書によります消火栓等設置工事、98万3000円でございますけれども、こちらは、消火栓の設置そのもの1基だけ丸々ではございませんので、この中にはいわゆる消火栓の格納庫、赤い格納箱の設置工事も含まれてございます。消火栓そのものについては、この98万円全てではないんですが、来年度以降ということでございますので、こちらについては通常の消防施設の整備等におきましては、実際地元の要望であり、それを消防団でしっかり取りまとめて、消防団幹部会議の中で町全体の消防水利を見ながら総合的に判断し、検討し、決定しているものでございますので、実際の要望内容も踏まえて今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費について質疑ありませんか。

115ページから146ページです。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 122ページの国見小学校校庭の改修工事について、問題になっているのは、校庭がぬかるみになると。前から小学校の校庭を何回も改修したと思うんですが、あそこに埋め立ててあった除去土壌は、あのときは放射能が高くて仮置き場もないと、これはいろんな学校、あと公民館関係もあると思うんですが、その中で第一の原因は原発の問題でそういう問題が出たと。当然改修工事の問題は後でもまた出てくると思うんですよね。除去土壌を掘り起こしてやれば、当然埋め立てするやつがどういようなのを入れたんだかわからないと、排水をきちんとするために改修するときは、予算の関係で、教育費でやるのか除染対策の交付金を使われれば一番いいのだけれども、今回はこの予算をどういう中でとったのか質問します。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 6番村上議員のご質問にお答えいたします。

今回予算計上しましたのは、文科相の予算で計上したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 予算は文科相でとつても、町の負担がなければいいのだけれども、町の負担もあると。

そういう中からすれば、今後もそういう負担が出てくるのか、例えば、みんなあの当時は仮置き場も何もないから、とにかく緊急的にグラウンド、あとは施設の地下に埋めるということやってきたと思うんですが、例えばこれからも掘り起こした場合、こういう問題が出てくるなど私は思っているんですが、そういう中で原発災害対策課より、原発のそういう予算が使えるのかどうか。

これはいろんな工事の中で、道路も傷んでいるのがある場合は町の土木費を使うのかどうか。当然、今後そういう問題があると思うので、なおその点は詰めてきちんとしてもらいたいと私は思っているんですが、早急にこれ予算がつかないとだめだとなっていくと思うので、当然工事のときにそういう問題がないような工事できるのかどうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 6番村上議員に確認なのですが、質問の趣旨をもう一度よろしくお願ひしたいと思います。

6番（村上正勝君） 質問の趣旨がよく伝わらなかったのかな。

私は、教育関係の予算を使うか、原発の予算を使うかと、それで、町の負担なく、当然第一の原因は原発のそういう中でなったわけだから、原発の予算が今後使えるのかどうか、その点質問します。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） ご質問にお答えいたします。

国見小学校の校庭に埋設しておりましたものにつきましては、昨年の8月から9月にかけて掘り起こし、仮置き場に一時仮置きしまして、今年度国で実施しておりますパイロット輸送で中間貯蔵施設の用地の保管場所に搬出しているところでございます。その際に、掘り起こして埋め戻しを行いました。除染関係の作業に起因して支障がある部分につきましては、これまでも補修なり整備をしてきているところでございます。

現在も除染作業を進めておりますし、仮置き場に除去土壌等を搬入しておりますので、そういう除染関係の事業を進める中で明確に起因するものであることがわかれば、除染対策事業交付金の中で協議をしながら認めてもらえるものと考えてございます。ただ、因果関係がはっきりしないものにつきまして、交付金が100%だから整備ができるというものではございませんので、その点につきましてはご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。3問目です。

6番（村上正勝君） この問題は、小学校でこれからも当然除去土壌を掘り起こせばそういう問題出てくる可能性があるもので、掘り起こした場合に絶対そういうことがないように、校庭は子どもたちが遊んだりなんだりするところで、予算がつかなければなかなか整備できないわけですから、掘り起こしたときに、そういう因果関係や問題が絶対にならないような対策をしてもらいたいと思ひます。

以上です。

議長（東海林一樹君） では、答弁いいですね。

6番（村上正勝君） はい。

議長（東海林一樹君） ほかにございせんか。

3番井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 143ページの体育施設の3節目なのでございますが、施設管理で323万2000円、さらには上野台運動公園のプール監視207万4000円とございますが、この管理の委託料について、委託されている2つの施設に対しまして何人に対応しているのかをお尋ねいたします。

さらには、このプールの件についても生涯学習課長にお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 3番井砂議員のお質しでございます。143ページ下段にあります施設管理費323万2000円についてでございますが、これにつきましては、上野台運動公園グラウンド、体育館、テニスコート、グリーンアリーナ、そして柏葉体育館を含む施設がございますけれども、その施設管理で委託しているところがございます。朝8時半から夜の10時まで、13時間30分にわたりまして、月曜日の休館日を除く年間310日ほどの関係を委託しておりまして、現在のところ、委託相手につきましては1人の個人に委託しているのが実態でございます。

もう一点、上野台の運動公園のプール監視の件でございますが、プールにつきましては約40日開設をしておりますけれども、非常に水ということで危険性が高く、4人の監視体制をとっております。プール監視につきましては、昨今の事故の関係から警備業法の登録業者をお願いするというので、福島市の警備業者に委託しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 特にこの施設管理ですが、テニスコートあるいは野外、屋内という野球場とかいろいろあるんでございますが、8時半から夜10時のナイターまでやることに対しましては納得いたしました。1人の方がいわゆる323万2000円、私が計算したところ、1日あたり8,854円となっております。そしてまた、1時間あたり1,106円という多額な金が1人に対して支払われているということで、この件について、1人体制で十二分に足りているのかということでございますが、私といたしましては、2人体制とか3人体制であればもっとスムーズな管理体制が充実するのではないかと思います。その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） ただいまのご質問でございますけれども、こちらにつきましては8時半から夜の10時までということで、13時間30分の管理をお願いしているということで、今、議員お質しのとおり、1日約9,700円、時間にしますと718円という計算を当方では見ているところでございます。非常に長時間にわたることで、実態としましては、請負業者については1人、個人での請負となっておりますが、その中で人を配置しながら実施しているのが実情でございます。

なお、この個人委託につきましては、種々問題があることについては認識しておりますし、また、ご指摘をいただいているところです。平成28年度におきましては、改善するような形で現在検討しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君、いいですか。

3 番（井砂善榮君） 了解しました。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

7 番渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 120 ページになります。

学校教育課長にお尋ねしたいと思うんですけども、10 款の教育費、2 項の小学校費における報酬 950 万 8000 円の中にスクールソーシャルワーカー分が入っていると。それは県委託金の中で入っているものなのでないかなとお伺いしたいんですけども、そこでソーシャルワーカーの金額も県の委託金も約 240 万円ぐらい減額になってきている状況の中で、国・県の予算があつてなつているとは思うんですけども、今後、予算が当然なくなってしまうことが考えられると思うんですけども、この予算がなくなつてしまった場合に、ソーシャルワーカーについてはどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

SSW、スクールソーシャルワーカーの事業の関係でございますが、この事業は平成 20 年度から文科相が社会福祉に関する専門的な知識を有する方を学校現場に配置しまして、児童・生徒の諸問題、いわゆるいじめ、不登校、非行、また準要保護等でそういった問題を関係機関と連携しながら解決する事業でありまして、今、社会的問題として文科相がすぐにこの事業をやめることはないと考えてございます。そういった意味で、渡辺議員がお質して、もしこの事業がなくなつたらどうするんだということでございますが、現在、子どもの現況、また学校現場の状況等を踏まえまして、その必要性を十分見きわめながら予算確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 今、課長からの答弁の中に、関係なくやっていきたいという力強いお言葉をいただきました。

自分が子どもの頃は、学校の教育に関して、いろんな先生が、外部が入ることなく、周り近所でのお年寄りとかがいろいろなものを教えてくれて、いろいろなものをやってきた時代だったんでしょけれども、今はそういうものがないと。そして、震災によって子どもたちへの心身的なものが大分崩れたということで、こういうソーシャルワーカーというものができたんだなと思っております。

見てわかるように、現実的に今、不登校の子どもさんがいらっしゃるということもあるし、不登校だけではなくて、いろんな部分で学校に来たくない、やはりそこにはいじめとかの部分もあるのかなと、いじめられる側、いじめる側もあるとは思うんですけども、そうした部分を十二分に勘案すれば、当然ソーシャルワーカーという存在の必要性は高いものがあるのかなと私は思っております。来年度以降、もし万が一そ



ういう予算計上がなくなってしまったとしても、今みたいな力強い言葉があるとは思  
うんですけども、もう一度、課長としてはやっていくというような言葉をいただき  
たいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

先ほど答弁したとおり、学校現場、子どもの状況等十分調査しまして、こういった  
ものが大変必要と考えておりますので、予算確保に努めてまいりたいと考えてござい  
ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 幼児教育課長にお伺いしたいと思います。

この予算書の中にそのものの記載はちょっと見当たらないんですけども、資料と  
していただいている個別の主要施策の概要の122ページによりますと、今年度から  
週1回の英語活動に取り組むとしております。幼稚園児は3歳から5歳までが対象と  
なっておるわけでありまして、私個人的には、この時期はまず日本語を習得するのが  
精いっぱいな状況ではないかと思っております。あえてこの時期に英語活動を取り入  
れた理由をお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

英語活動の取り組みについてですが、幼稚園においても、現在中学校の英語指導助  
手が月1回幼稚園に向かいまして、子どもたちに英語の歌やゲーム、ダンスなどを通  
しまして親しむ活動を行っているところです。コミュニティースクールを26年度か  
ら始めまして、その基盤とした保育所、幼稚園、小学校、中学校一貫教育の中で国際  
教育の充実が掲げられておりますことから、幼稚園から英語に親しむ活動を28年度  
におきましては週1回、2時間程度ですが、主に年長児を各クラス30分程度の活動  
を予定しているところです。小学校におきましても英語活動を取り入れていることか  
ら、幼稚園から小学校への英語活動をつなげていけばと思っております。

幼稚園の教育計画の中にもあります遊びの時間、生き生き遊ぶ学びの時間の中で英  
語活動を取り入れていくことになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、11時半まで休議いたします。

（午前11時19分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 30 分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 次に、歳出の最後になります。11 款災害復旧費から 14 款予備費について質疑を行います。146 ページから 148 ページです。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） それでは、なければ、最後に歳入歳出、全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

13 番八島博正君。

13 番（八島博正君） 全体的な支出の問題も含めてなのですけれども、予算の需用費について、答弁は役場庁舎をはじめ管理関係なので、総務課長か、それとも副町長かどちらかわからないのですけれども、関係課長に答弁願います。

需用費の電気料を調べてみました。一般家庭でも、新しくすると電気料が物すごく高くなるのですけれども、役場での予算は年間 1031 万 1000 円。それから学校関係、小学校、中学校、幼稚園で 774 万 6000 円、小学校 285 万円、中学校 290 万円、幼稚園が 190 万円です。各地区の公民館で 156 万円ですけれども、センターで 710 万円、体育館で 790 万円の電気料の 1 年間の予算が計上されております。

ご承知のとおり、4 月 1 日から電気料が自由化されます。それで、電気料を少なくするためにいろんな今、取り組みがされておまして、「地方議会人」という月刊誌にも、各地区の自治体で取り組みの方法等々が報道されております。そこで、国見町ではこの電気料の自由化に伴う電気料の削減等々をどのように考えているのでしょうか。これは副町長かな、総務課長かな、どちらでも結構ですから答弁願います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

需用費の中の電気料で、電気料の自由化に伴う削減等をどう考えているのかでございしますが、確かにこの 4 月から電気料が自由化になるということで、今、それぞれ新たな電力会社から各家庭に、もしかすると電話等での勧誘が行っているのかもしれない。そうした中におきまして、町としますと、施設の電気料につきまして、今、八島議員がお話しされたような予算をお願いをしているところでございます。

常々、消灯ですとかエアコンですとか、そういったところでのスイッチを小まめに切ってもらいたいということでの調整に集中してございますが、電気の自由化に伴って、どこの会社が安くなるのかということもあろうかとは思いますが、まずは使用にあたっての、管理する部分での小まめな部分での調整、さらには自由化に伴う電気料の検討の部分でございしますが、ここは今後それぞれの内容を調査しながら検討していきたいと。ただ、今の契約の中で、瞬間的にピークの電気料を抑える

ことによって電気料の総額を抑えられるというシステムもございますので、そういった内容も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 今の問題、庁内関係各課に影響するんですけども、その中で大きく電気料を使っているところは、先ほど言った本庁舎あるいはセンター、それから各学校等々がございますんで、副町長、やっぱりプロジェクトチームでも立ち上げて、こういったものを少なくするためにどうあるべきかという庁内での検討は必要と思うんですけども、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 八島議員のご質疑にお答えいたします。

電力自由化により電力の状況が変わるということで、庁内で検討委員会を立ち上げたらどうかということでございます。対策といたしましては、電気料自体で2000万円を超えるということございまして、庁内におきましても、昼の時間は消灯する、あるいはもちろん使わない会議室は小まめに電気を切るという対策をしているところであります。4月1日から自由化でありますけれども、その状況を十分に見きわめて対応してまいりたいと思います。

なお、検討委員会の設置につきましては、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 会計管理者に伺いますが、町では現金の余裕があるときは定期的にして資金の運用を図っておりますが、預け入れる金融機関は金利によって選ぶのか、あるいは従前からそういった預け入れ先は決まっているのか、預け入れの基準についてあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 会計管理者。

会計管理者（菊地富子君） 阿部議員の質問にお答えを申し上げます。

定期預金の預け入れに関しましては、指定金融機関をはじめ、近隣の指定代理金融機関に公平に預け入れを心がけておりますが、大口になります、1億円以上の定期預金につきましては、競争見積りにより預け入れ先を決定させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 住民生活課長にお伺いいたします。

マイナンバー制度に関する質問ですが、予算化はされてはおりませんけれども、1月24日の地方紙の新聞報道によりますと、マイナンバー制度は個人番号を使いまして、コンビニで住民票などを交付するサービスを実施するかという調査をした結果

が載っております。それによりますと、国見町は検討中でした。

改めて申し上げるまでもなく、マイナンバー制度がスタートしまして、その普及拡大が大きな課題となっております。そのためにも、コンビニで利用できるようにすることは大きなメリットを多く実感できるのではないかと考えております。検討中ということでありましたが、具体的に何年から導入するとかということは考えているのでしょうか。お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

国見町におけるコンビニ交付の導入関係の質問でございますけれども、議員お話しされた1月下旬の新聞、コンビニ交付の導入について、県内の市町村の状況が載っていた記憶が私もございます。

実際、あれについては、県のマイナンバー関係の部局からアンケートという形で来たものでございます。既に県内で幾つかの市あるいは町でコンビニ交付は導入しておりますけれども、国見町といたしましても、マイナンバー制度始まるということで、それぞれご家庭に通知カードが届いたと思うんです。通知カードの中に入っているパンフレットもあったと思うんですが、その中にもメリットということで、コンビニ交付がありました。

それぞれ市町村で取り組みが違うと書いてあったと思います。町といたしましては、あの新聞に載っている時点では、コンビニ交付を検討中と載っていたと思うんですが、実際、この予算編成時においてコンビニ交付に係る経費等々算出し、あるいはそれに係る国からの財源措置等もいろいろ考慮した中でありますけれども、コンビニ交付については、住民サービスの向上という点では非常に大きい部分はあるわけですが、導入する際の経費あるいは財源の措置等、支援措置等も含めた中で、費用対効果が非常に大きい問題であると思います。その上で、状況、動向等も踏まえて様子を見るといいですか、しっかり内容を精査する必要があるということで、今回は予算計上には至らなかったという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 原発災害対策課長にお尋ねいたしたいと思います。

今年度の予算におきましては31億1873万4000円ということで、除染費用が委託料としては、昨年に比べれば大幅に減となっていることは、そのぐらい除染する箇所及び除染をしなくてもよくなっていく時期、あわせて震災前の状況に戻りつつあることが加速されているのかなと思うんですけれども、今年度は森林の除染を始めると、始まっている部分はあると思うんですけれども、森林を始めるとなれば、住宅に近い除染をやっていくということだとは思いますが、そうした場合には、国の施策としては、森林としても大きい、高いところですね、森林では一切やらずに住民に近い部分はやっていくということだとは思いますが、そうした場合には、一度住

宅除染は完了している中で、森林をやることによって、また住宅に森林の放射性物質が落ちてくることになった場合に、もう一度改めて住宅に対しての除染をやることを考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

生活圏の森林の除染でございますが、住宅に隣接している山林の除染ということでこれまでも進めてきてございます。除染作業に際しましては、隣接地への枯れ葉などの飛散防止や土などの流出防止などの対策を行いながら進めてまいりました。

また、これまでも住宅除染が終了した後に、その住宅に隣接する生活圏の森林の除染を行ったことにより住宅敷地内の空間線量率が上昇したなどの苦情は今のところ寄せられておりませんし、今後、仮にそのようなお話があれば、現場を確認するなどの対応をとりたいと考えております。

再除染等の考え方につきましては、現在のところ検討はしていないということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 確かに、除染に関しては大分落ちついている部分もありますし、住民の方も、住宅除染もやってもらったということもありまして、大分生活圏は落ちついているとは思ってはおります。しかし、放射能はやはり目に見えないものを感じておりますので、住民の中には心配であるということで、説明が必要ではないかと私は思うんですけれども、そうした場合の住民に対する説明の方法は何かあったらお尋ねしたいと思うんですけれども。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、現在のところ、線量が上がった等の問い合わせはございません。当然、そういう問い合わせがあれば、先ほど申し上げましたとおり、現場を確認するなどの対応をとっていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 建設課長でよろしいのかと思います。

予算書で言いますと101ページ、それから個別の施策では90ページになります。町道の整備について事業が記載されておりますけれども、これまでも一般質問等で取り上げられてきましたけれども、特に余り人が通らないような道路、林道とか、そういった道路のことが、余り手入れをされていないのではないかとお話が結構聞かれるところであります。小さい仕事でありますので、予算書には出てこないのかなと思いますけれども、こういったことに対する今年度の取り組み方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

人が通らない道路の維持修繕ということであろうかと思えます。

基本的な考え方といたしましては、当然ながら人家連担地区、居住者の多い部分、または通行量の多い部分については、安全・安心のために優先して取り組まなければならないと考えております。その一方で、そういった余り通らないところとか、狭いところなんかはありますけれども、それにつきましては、予算の範囲内で緊急性があるもの、特に路面の陥没等車両の通行に支障があるとか、そういったものについては、すぐに道路巡視員もおりますので、そういったもので、レミファルト等々ですぐ補修をするとかの対応をしている状況もございます。

ただ、維持管理につきましては、特に法定外公共物、町道でない部分ですね、路側とかそういったものにつきましては、極力地元の方で対応していただくという形になってございますので、それについてはご理解をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 一般質問等でも取り上げられましたけれども、特に林道北口線、それから阿津賀志山の道路と、個別に言えばそういうものも含まれると思うんですけども、こうした道路、先ほども言いましたけれども余り人が通らないということなのでですけども、町の全体的な計画からすれば、いわゆる観光要素が結構あるんじゃないかと思っております。そうした中で、この手入れもきちんとしなければならないのではないかと思っております。

こうしたことについては、定期的な見回りをするとか、そういった目配り等は今後やる予定があるのか、これまでどおり、そういったことについては余り取り組まないことになるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えをいたします。

林道ということで、産業振興課の部分でもございますけれども、そちらも含めてですが、当然、林道赤坂線とか、あと北口線とかにつきましては春先の通行量が増えるということで、建設課と産業振興課の両方の部分になりますけれども、道路巡視員の方に、まずは今の時期ですと雪による倒木があるかないかの確認等を行いまして、通行に支障がないかの確認を週3日、月、水、金でございまして、それを建設課なり産業振興課なりで指示をして、パトロールをしている状況でございます。

あとは、基本、道路は道路でございまして、基本的には維持管理の責任は町側にございまして、林道につきましては、これは受益者の維持管理という部分がございますので、極力そういった形でお願いをしたいというのが現状でございます。ただ、今の時代、なかなか山の手入れまではいかないということで、高規格の道路、林道等につきましては、当然、林道赤坂線につきましては半田山に抜ける道路でもある

ことから、一部ひどい場所につきましては、そういった手入れはしている状況でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 個別の施策の43ページ、敬老会事業の概要のところなのですが、目的として、多年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに高齢者が健康を守り、と書いてあります。

私も長寿を祝い、そして敬愛する気持ちは同じなのですが、この敬老祝金をはじめ、この事業にかかわるお金が、長寿者が増えるに従って大変額も大きくなってきているので、近隣と比べてどうなのか。今年度はいいんですけども、今後見直す必要はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

予算書で言いますと62ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の中の8節報償費の中に敬老祝金といたしまして880万円の予算をお願いしているところでございます。この中身につきましては、今ほど松浦議員ご指摘のとおり、敬老祝金としまして、国見町では85歳以上の方全員に1万円、それから99歳以上の方に対しましては毎年20万円で祝い金を差し上げているところでございます。

議員のお話にありまして、近隣の状況を見ますと、85歳以上ということではなくて、喜寿あるいは米寿、それから100歳ということでポイント的に祝い金を支給する状況が多いものですから、そういった近隣の状況をもう少し精査しまして、国見町の今の状況と照らし合わせて今後見直しを検討していきたい、29年度に向けて見直しを検討したいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） ただいまの件はわかりました。

次に、同じく個別の施策の44ページのところで、予算が前年度より350万3000円減っているわけですが、その主な理由といたしますか、その辺をちょっと説明お願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 個別の事業の44ページ、老人福祉施設入所措置事業でよろしいでしょうか。これにつきましては、いわゆる自宅で生活が困難な方の最終的な手段で、養護老人ホームへの入所措置を町で行うものでございまして、現在、桑折緑風園に10名、それから緑光園に1名入所してございます。これは異動があるものですから、来年度については入所者で、亡くなって退所された方もおりますので、来年度については人数の減により予算では措置費の減額を見込んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

12番志村良男君。

12番（志村良男君） 予算書の138ページの節の15、工事請負費について。これ、生涯学習課なののでしょうか、旧大木戸小学校改修工事、2357万5000円計上されておりますけれども、現在も工事を進めているはずなのですが、そのほかの工事と思いますので、その内容について詳しく説明していただければと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 12番志村議員のお質しでございます。

現在、旧大木戸小学校につきましては、27年度、今年度と来年度の2カ年の継続事業で、歴史資料館という形で改築をしております。今年度につきましては、同じく国からの補助をもらいまして、2500万円という事業で進めておりまして、主に旧校長室、そして保健室、そして図工室をそれぞれ資料室と収蔵室として利用することとしており、解体工事、その3つの部屋の内装工事を進め、もう大方、本年度分については終わっているところです。来年度分につきましては、県産材の材木を利用して、中心になりますホールをはじめ、展示室について内装工事を中心とした作業を進めることといたしております。今年度と来年度28年度を合わせて5000万円を基本として、さらには県産材の170万円を入れた中での工事を進める内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ページ数が55ページ、その中で2目の選挙啓発費なのですが、今年度から選挙の投票年齢が18歳に引き下げられますが、若者を中心に投票離れがありまして、投票率の低下が懸念されます。その中で対策はどのように考えているのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 10番阿部議員のお質しにお答えを申し上げます。

55ページの選挙啓発の中で、選挙年齢が18歳に下がったことによる投票率低下も含めた対策はという内容でございます。予算額的には全体で7万3000円と少ない予算ではございますが、そういった方々に対するパンフレット等をこの需用費の消耗品費の中で準備をしまして、選挙啓発にあたってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

志村良男君。

12番（志村良男君） ページは145ページなのですが、144ページの学校給食関係なのですが、学校教育課長なのかな、11節の需用費の説明の中で、賄材料費4099万4000円計上されておりますけれども、この材料の購入方法は、時価相場なのか、入札方式なのか、そういった方法をお伺いいたします。



議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 志村議員のご質問にお答えいたします。

賄材料につきましては、今、学校給食組合、あとは町にあります納品組合、商工会でやっています、そういった団体から仕入れておりまして、それぞれ単価がございまして、その単価によって購入しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございせんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課長が詳しいと思いますんで、建設課長にお尋ねします。

ページ数は17ページ、使用料について。土木使用料の町営住宅の収入が去年から比べて727万2000円減額で予算が計上されています。この減額した理由は何でしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 減額になった理由でございますが、住宅使用料につきましては入居者の所得によって算定をするということで、10月1日基準で次年度の算定をすることになってございます。27年10月1日現在で計算をした結果、26年の入居者の基準より所得が減っているということで、最終的には家賃が下がっているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 入居者が減ったことが原因ではないんでしょうか。建設課長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

入居者につきましては、退去される方もいますけれども、また入居される方もいますので、ほぼ人数的には変わっていないという状況でございます。

北古館住宅については、取り壊しをして、今年度2戸壊しておりますけれども、あそこについては家賃も安くほぼ影響はないということで、基本的には入っている世帯数については変わりはないと認識しております、あくまでも所得が下がっていることでの捉え方でよろしいかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 次に、同じところなのですが、収入で、住宅の使用料は5527万円計上されて、その下に過年度分と259万6000円、その下の駐車場も同じなのですが、この過年度分というのは、いわゆる未納になっている全額ここに計上しているんでしょうか、それとも一部分なんでしょうか。これは建設課長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） これは予算でございますので、収入未済となる額、まだ決算になっておりませんが、恐らく昨年と同様、1000万円を超えるか超えないかぐらいの金額になっております。過年度分につきましては、一応収納率を25%で設定をしております、予算上は259万6000円ということで、駐車料金もそうなのですが、その見込みで計上をさせていただいたとご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 税務課長にお尋ねします。

今の件なのですが、今まで住宅使用料払わない人とか、あるいは税金を払わない人がいたのですが、過般の回覧板で、入札をして、そしてその実績が出ていると思うのですが、そういった形で、ことしなるべく納めない人、不納欠損になる前の処理をお願いしたいと思うのですが、どのように考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 公金払いといいますか、今のお話し、質問の趣旨につきましては、町で滞納処分として差し押さえた財産に対するインターネット公売の状況ということでよろしいでしょうか。

13番（八島博正君） はい。

税務課長（松浦昭一君） その点についてお答えいたします。

本年、インターネット公売につきましては、町で年4回ほど実施しております。その中に、出品した数につきましては28点ございました。そして、その中で落札された財産、換価物につきましては24点ございまして、換価額としましては170万円ほどを滞納税金に充当しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これで、本案の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後１時まで休議いたします。

（午後０時０５分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後１時００分）

◇ ◇ ◇

◇議案第３０号 平成２８年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第２、議案第３０号「平成２８年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それでは、議案第３０号、平成２８年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３０号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第３１号 平成２８年度国見町入山財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第３、議案第３１号「平成２８年度国見町入山財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それでは、議案第３１号、平成２８年度国見町入山財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第32号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第32号「平成28年度国見町公共下水道事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、議案第32号、平成28年度国見町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第33号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第33号「平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第33号、平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第34号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第34号「平成28年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第34号、平成28年度国見町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第35号 平成28年度国見町介護保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第35号「平成28年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第35号、平成28年度国見町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第36号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第36号「平成28年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 議案第36号についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第37号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第37号「平成28年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、議案第37号、平成28年度国見町渇水対策施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第38号 平成28年度国見町水道事業会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第38号「平成28年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、議案第38号、平成28年度国見町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) 水道事業費用における営業費用ということで、そこにおける給水、配水の給水費から考えられることで、有収率に関連すると思いますので質問させていただきます。

現在、有収率は、説明会におきましては83.29%、そして震災前に比べれば80%ということは、もう震災前以上に有収率は上がっていると説明を受けました。大変いいことで、これは課長を含め職員の皆さんの努力の結果だと、大変ありがたいと思っております。

そこで、その有収率のことを考えますと、今回、泉田地区に簡易水道等の給水を今やっているという説明を受けましたけれども、そうした中で、今までの簡易水道と町の水道をとった場合に、やっぱり圧力が全然違ってくると思うんですけれども、そうした場合に漏水も考えられるとは思いますが、その点についてどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) 7番渡辺議員のお質しにお答えいたします。

今回統合される泉田下の簡易水道でございますが、これらについても圧力等については十二分に行っております。ただ、泉田下については幾分圧力が低くて、2階まで上がらないという事情もございます。その辺、今後浄水場の入れかえをしながら、そういう不便さを解消していくということではございます。

以上、答弁いたします。

議長(東海林一樹君) 渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) やはり不便をかけないようにしていただきたいと思っておりますけれども、事業概要によると、単独事業で漏水管の布設工事を含めて当然やっていた部分があると思うんですけれども、そういう部分に限っても、先ほどの課長の説

明ではやっていくということなものですけれども、工事は、老朽管だということで見ただけでやるのか、それとも漏水になってから考えてやるのか、その辺についての作業のお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 老朽管というんですか、今現在統合に向けて、泉田下でやっております。それで、とりあえず今のところは補助となる75ミリの配水管の布設工事を行っております。

なお、その後、有収率を上げるために、とにかく今度の統合する2組合もそうなのですけれども、町全体の老朽管も年次計画で布設がえ工事を計画的にやっておりますので、その辺でもう少し有収率が上がってくるのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 見えるものではなく、見えないところでの漏水なので、83.29%の有収率が上がるように今後ともお願いをして、質疑を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時25分まで休議いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時25分）

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第11号～陳情第12号）

議長（東海林一樹君） 日程第11、常任委員長報告を行います。

最初に、総務文教常任委員会に付託されました陳情第11号の審査結果について、



総務文教常任委員長より報告を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第11号の審査の結果を報告いたします。

本委員会は、去る3月3日午後1時より、委員会室において委員全員出席のもとで開催されました。この会議には、説明のために引地由則教育次長が、職務として横山議会事務局書記が出席しております。

陳情第11号は「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書採択に関する陳情」であります。

陳情の趣旨は、奨学金利用者は年々増加し、現在大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでおります。

持続可能な社会のために、世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかける上で極めて重要な課題となっています。したがって、国による給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求めるという内容です。

本委員会では、本陳情について委員全員が採択の意見であり、全会一致で採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第11号は委員長報告のとおり採決といたしました。

次に、産業建設常任委員会に付託されました陳情第12号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今定例会において産業建設常任委員会に付託されました陳情第12号の審査結果についてご報告いたします。

去る3月3日午後1時より、中会議室において、全員出席のもと常任委員会が開催されました。また、会議には、参考のためまちづくり交流課長と、職務として議会事務局長の出席を求め、調査いたしました。

現在、福島県の最低賃金は、時間給で705円となっております。この最低賃金の

全国水準では31位と極めて低いものとなっています。したがって、本委員会では、本陳情について全員一致で採択するものと決定いたしました。

以上です。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決すること賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第12号は委員長報告のとおり採決と決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午後2時31分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時33分）

◇

◇

◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、5件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この5件は直ちに議題とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第1号「国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」は、現在の委員の方々が3月20日をもって任期満了となりますことから、佐藤秀昭委員ほか6名の方々を適任と認め選任したいため、同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇同意第1号 国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第12、同意第1号「国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第13、発議第1号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第1号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第14、発議第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第2号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 提案理由の説明につきましては、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなご決定をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第15、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第16、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 平成28年第2回国見町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見等を十分踏まえまして、今後、町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、お体には十分ご自愛の上、今後とも復興と町政の進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) これをもって、本日の会議を閉じます。

平成28年第2回国見町議会定例会を閉会いたします。

(午後2時50分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月17日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 八 島 博 正

同 署名議員 松 浦 和 子